令和5年度文化庁委託事業
「障害者等による文化芸術活動推進事業」

令和5年度

障害者による文化芸術活動の推進に向けた全国の美術館等における実態調査

報告書

令和6年3月
株式会社 文化科学研究所

目次

序章．本事業の概要 1

1．事業の目的 1
2．事業の実施内容 1
3．事業スケジュール 1

第１章　文化施設における共生社会の実現に資する取組の実態を把握するための調査 4

1．調査概要 4
（1）調査目的 4
（2）調査項目 4
（3）調査対象 4
（4）調査期間 5
（5）調査方法 5
（6）回収率 5
（7）集計表・グラフの見方 5
2．回答者の属性 6
（1）登録種別 6
（2）博物館種別 6
（3）設置者種別 7
（4）全体職員数 7
（5）法律等について 8
（6）障害者の来館促進に向けた施設の対応について 12
（7）主に障害者を対象とした事業の取組状況 23
（8）自由意見 50

第２章　美術館等へのヒアリング調査 56

1．調査概要 56
（1）調査目的 56
（2）調査内容 56
（3）調査対象 56
（4）調査期間 56
（5）調査方法 56

２．調査対象 57
３．ヒアリング調査結果（PDF をウェブサイトに掲載） 59

第３章　結果概要と調査研究チームの考察 88

１．文化施設における共生社会の実現に資する取組の実態を把握するための調査（アンケート調査）の結果 88
（１）政策について 88
（２）障害者の来館促進に向けた施設の対応について 88
（３）主に障害者を対象とした事業の取組状況 89
（４）代表的な事業の内容 90
（５）自由意見 92
２．美術館等へのヒアリング調査の結果 94
（１）事業実施の契機、目的 94
（２）目的達成のための工夫 95
（３）外部との連携 96
（４）課題、アドバイス 96
３．調査研究チームによる考察 98
（１）障害者文化芸術推進法の普及啓発と地域における推進体制構築の重要性 98
（２）人材育成や障害者団体などとの連携促進に重点を置いたサポート体制の強化 98
（３）共生社会進展に向けた姿勢・考え方の普及 99

資料編（「障害者による文化芸術活動の推進に関するアンケート調査調査票） 102

序章．本事業の概要

１．事業の目的

文部科学省及び厚生労働省では、令和5年3月、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律に基づく第2期障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画を策定している。本事業は、この計画に則り、美術館・博物館等の共生社会実現のための取組について、障害者との向き合い方を中心に、その実態を把握するものである。

本調査では、文化庁が先に行った「障害者による文化芸術活動の推進に向けた全国の美術館等における実態調査（令和元年度）」（以下、前回調査）に続くものとして、全国の美術館等に対してアンケートを実施し、文化施設における共生社会の実現に資する取組の最新の実態を調査した。あわせて、上記アンケートの回答の中から特色のある事例を抽出し、各取組の実態・背景・課題等を的確に把握していくためにヒアリング調査を行い、今後取り組もうとする施設等が参考にしやすいようケーススタディとして取りまとめた。

以上の結果等を踏まえて、調査研究チームとしての考察と提案を取りまとめた。

２．事業の実施内容

本事業では、以下のとおり2つの調査を実施し、複合的な実態把握を行った。

①文化施設における共生社会の実現に資する取組の実態を把握するための調査（アンケート調査）
②美術館・博物館等への訪問による詳細な聞き取り調査

３．事業スケジュール

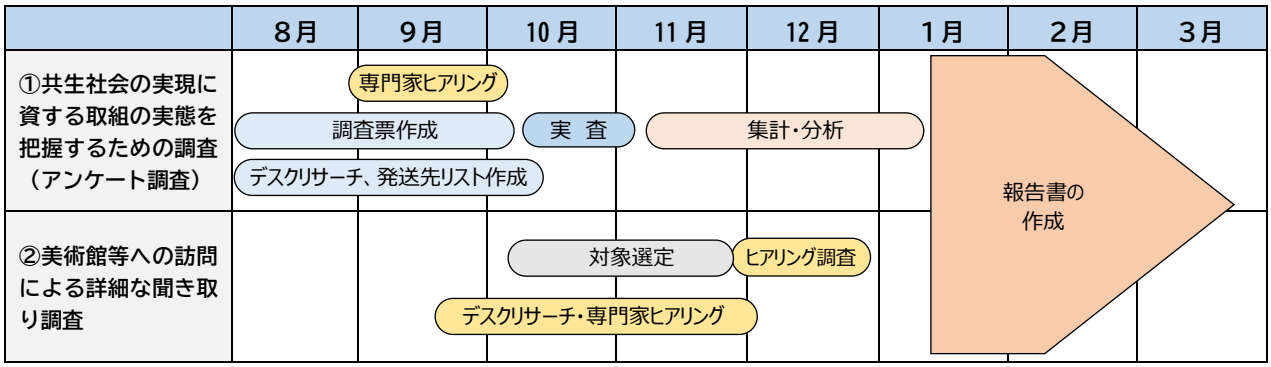

第１章

文化施設における共生社会の実現に資する取組の実態を把握するための調査

第１章　文化施設における共生社会の実現に資する取組の実態を把握するための調査

１．調査概要

（１）調査目的

障害者による文化芸術活動の推進については、平成 30 年6月に施行された「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成 30 年法律第 47 号）」（以下、法律）第7条に基づき、平成 31 年3月、国は「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」を策定した。また令和5年3月、法律に基づく第2期障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（以下、計画）を策定し、計画に記載する各施策を推進しており、今後の展開を図るために文化施設の実態把握を進めている。

障害者による文化芸術活動の推進に向け、具体的な目標やその達成時期等についての検討を行う基礎資料とするため、全国の美術館等に対して、障害者の文化芸術活動の推進に資する取組の状況についてアンケート調査を実施した。調査にあたっては令和元年度に行った前回調査を参考に調査票等を設計した。

（２）調査項目

①法律の認知について
②計画の認知について
③障害者が施設を円滑に利用できるようにするための取組について
④障害についての理解等に係る職員の研修について
⑤施設の利用や事業の企画・運営に関する障害者からの意見聴取について
⑥職員の福祉についての知識や経験について
⑦主に障害者を対象とした事業の実施実績について
⑧主に障害者を対象とした事業の内容について
⑨主に障害者を対象とした事業をするために必要なサポートに関する情報について
⑩主に障害者を対象とした事業を実施するに当たり、連携している施設・機関について
⑪主に障害者を対象とした事業のうち、代表的な事業の具体的な内容（詳細）

（３）調査対象

全国の博物館　1,425 館（配布数 1,456　閉館等 31）
（内訳）
美術：国、都道府県、政令市、中核市および市町村の、公立・私立施設（配布数 1,043　回収 487）
総合、歴史、科学（自然史・理工）：国、都道府県、政令市、中核市の公立施設（配布数 413　回収 283）

（4）調査期間

令和 5 年 10 月 13 日(金)～令和 5 年 11 月 8 日(水)

（5）調査方法

郵送配付、郵送または E-mail での回収

（6）回収率

回収率 54.0%(回答数 770 館)

（7）集計表・グラフの見方

・回答の構成比(%)は、各設問の母数(N)を基数とした百分率(%)で表示している。
・百分率は小数点以下第二位を四捨五入しているため、構成比の合計値が 100%にならないことがある。
・回答者が 2 つ以上回答することのできる質問(複数回答)については、構成比の合計は 100%を超えることがある。
・クロス集計において、属性別の項目ごとに上位1位に■の網掛けをしている(無回答は除く)。
・クロス集計において、回答の母数が 10 以下のものについては、参考値とし、分析の対象としていない。
・表側項目の無回答は記載していないため、各項目の母数の合計が全体の母数と一致しないことがある。

２．回答者の属性

（１）登録種別

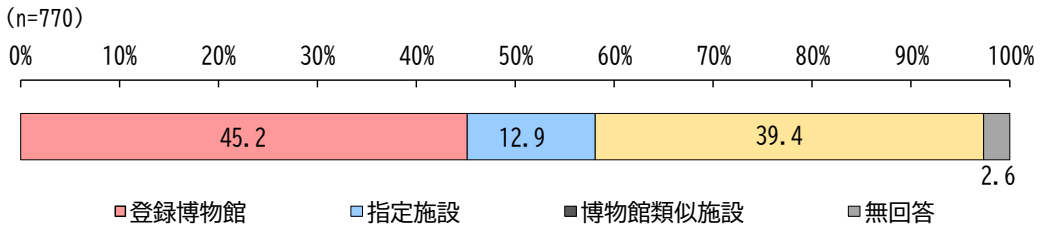

（２）博物館種別

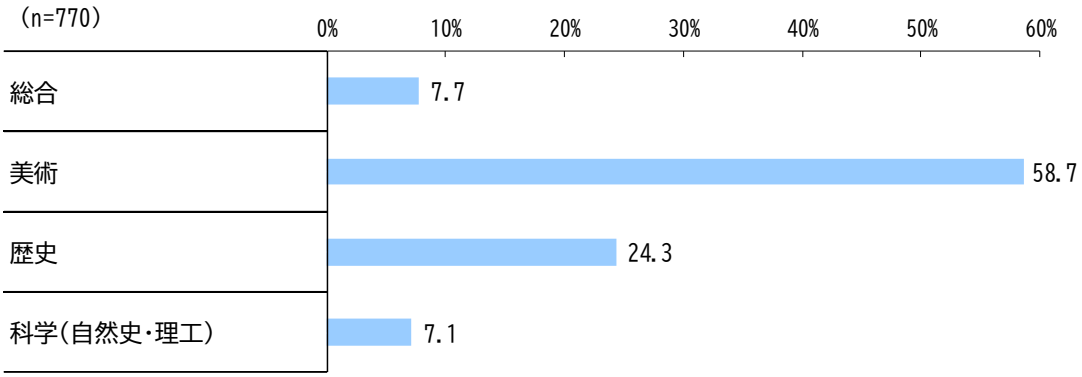

（３）設置者種別

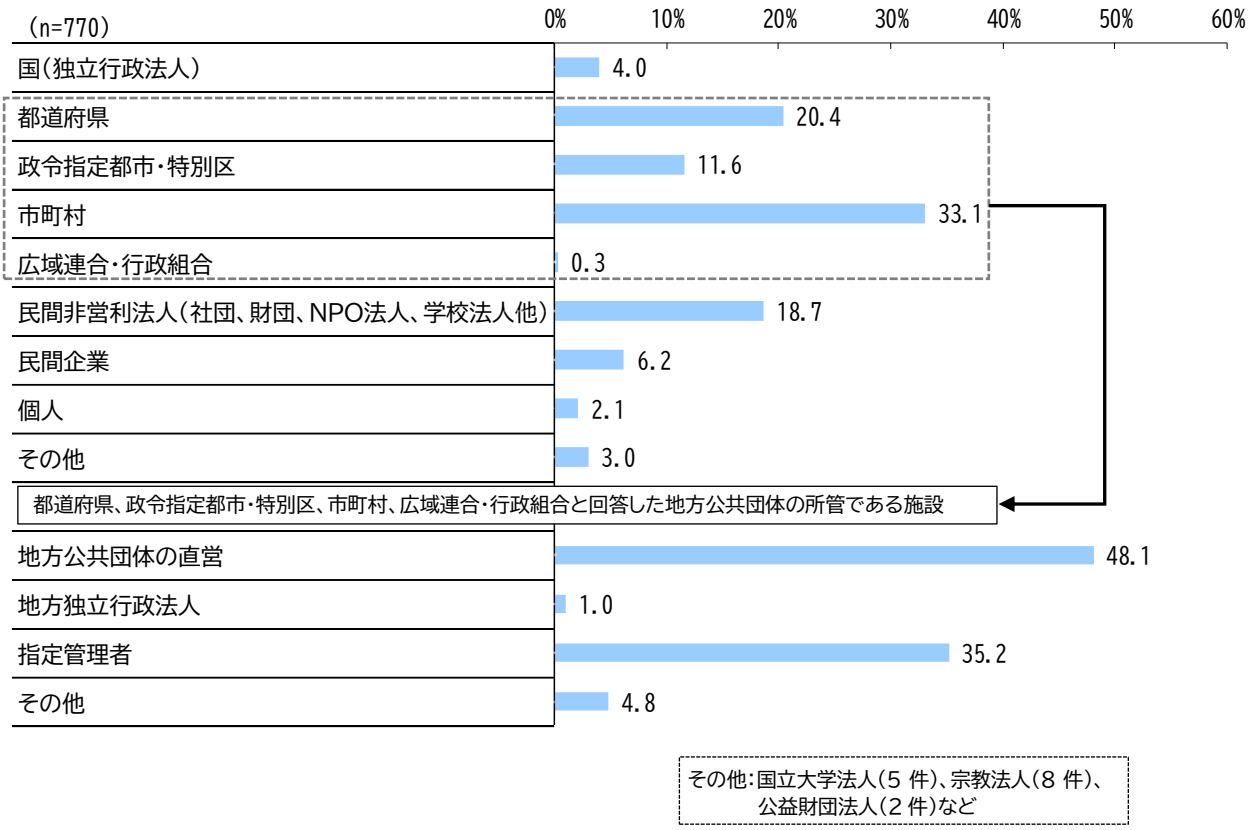

※今回の調査は、「美術」は国、都道府県、政令市、中核市および市町村の、公立・私立の施設、「総合」「歴史」「科学（自然史・理工）」は国、都道府県、政令市、中核市の公立の施設を対象として実施。

（４）全体職員数

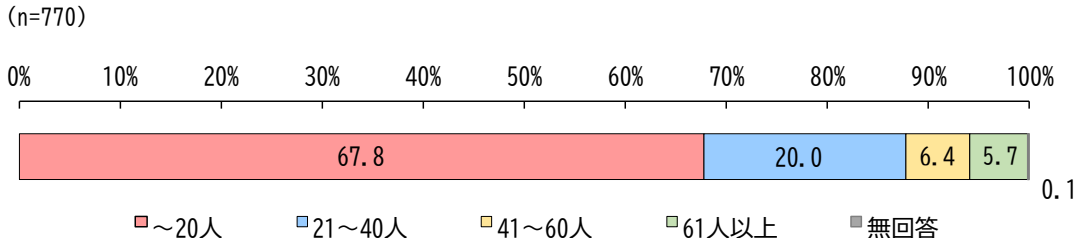

（５）法律等について

①法律の認知

問 1-1　障害者による文化芸術活動の推進に関する法律について、障害者が利用・参加しやすくなる事業・取組を担当する職員の方は認知していますか。（○は1つ）

法律について、障害者が利用・参加しやすくなる事業・取組を担当する職員が認知しているかという質問に対して、「認知している」と回答した施設は全体で 46.8%に止まり、「認知していない・わからない」と答えた施設は 51.7%と半数を超えている。登録種別では、登録博物館と指定施設、館種別では総合博物館、設置者種別では国・都道府県、運営形態別では直営・地方独立行政法人、職員数では 20 人以上、事業実施有無では 2019 年度以降の実施施設で、法律の認知が平均より高い。一方、民間（非営利、企業、個人）が設置者となっている施設では認知率が 30%台と低くなっている。

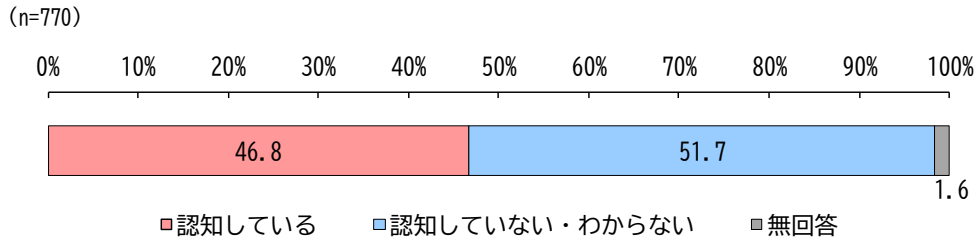

法律の認知（回答者属性別）

		n=	認知している	認知していない・わからない	無回答
全体		770	46.8	51.7	1.6
登録種別	登録博物館	348	50.0	48.9	1.1
	指定施設	99	48.5	50.5	1.0
	博物館類似施設	303	43.2	55.1	1.7
館種別	総合博物館	59	52.5	47.5	0.0
	美術博物館	452	46.7	52.2	1.1
	歴史博物館	187	46.0	53.5	0.5
	科学博物館	55	41.8	52.7	5.5
設置者種別	国（独立行政法人）	31	67.7	29.0	3.2
	都道府県	157	59.9	38.9	1.3
	政令指定都市・特別区	89	47.2	50.6	2.2
	市町村	255	46.3	51.8	2.0
	広域連合・行政組合	2	0.0	100.0	0.0
	民間非営利法人	144	37.5	61.8	0.7
	民間企業	48	35.4	64.6	0.0
	個人	16	25.0	75.0	0.0
	その他	23	34.8	65.2	0.0
運営形態	地方公共団体の直営	242	53.7	44.2	2.1
	地方独立行政法人	5	60.0	20.0	20.0
	指定管理者	177	41.2	57.1	1.7
	その他	24	70.8	29.2	0.0
全職員数	～20 人	522	42.5	56.3	1.1
	21～40 人	154	54.5	43.5	1.9
	41～60 人	49	53.1	44.9	2.0
	61 人以上	44	63.6	34.1	2.3
計画の認知の有無	認知有	318	97.8	1.9	0.3
	認知無	442	10.9	88.5	0.7
事業の実施状況	2019 年度～2022 年度実施有	212	61.3	37.7	0.9
	2018 年度以前に実施有	63	47.6	49.2	3.2
	2022 年度までに実施無	478	40.6	58.4	1.0

②計画の認知

問 1-2　障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画について、障害者が利用・参加しやすくなる事業・取組を担当する職員の方は認知していますか。（○は1つ）

計画について、障害者が利用・参加しやすくなる事業・取組を担当する職員が認知しているかという設問に対して、「認知している」と回答した施設は全体で 41.3%に止まる。

内訳をみると、登録種別では、登録博物館、館種別では総合博物館、設置者種別では国・都道府県・政令指定都市・特別区、運営形態別では直営、職員数では 20 人以上、事業実施有無では実施施設で、計画の認知が平均より高い。逆に認知率が低いのは、民間非営利法人、民間企業、個人が設置している施設となっている。また、法律を認知している施設の 86.4%が計画を認知している。

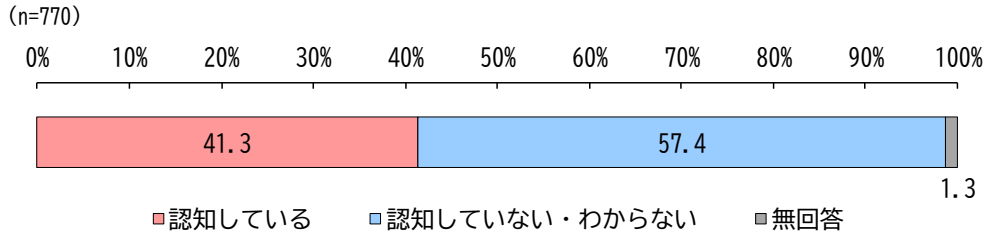

計画の認知（回答者属性別）

		n=	認知している	認知していない・わからない	無回答
全体		770	41.3	57.4	1.3
登録種別	登録博物館	348	45.7	53.4	0.9
	指定施設	99	40.4	58.6	1.0
	博物館類似施設	303	37.0	62.0	1.0
館種別	総合博物館	59	45.8	54.2	0.0
	美術博物館	452	41.4	58.0	0.7
	歴史博物館	187	41.2	57.8	1.1
	科学博物館	55	32.7	65.5	1.8
設置者種別	国（独立行政法人）	31	64.5	32.3	3.2
	都道府県	157	56.1	43.3	0.6
	政令指定都市・特別区	89	43.8	53.9	2.2
	市町村	255	40.8	57.6	1.6
	広域連合・行政組合	2	0.0	100.0	0.0
	民間非営利法人	144	30.6	69.4	0.0
	民間企業	48	22.9	77.1	0.0
	個人	16	12.5	81.3	6.3
	その他	23	34.8	65.2	0.0
運営形態	地方公共団体の直営	242	51.2	47.9	0.8
	地方独立行政法人	5	40.0	20.0	40.0
	指定管理者	177	37.3	61.0	1.7
	その他	24	58.3	41.7	0.0
全職員数	～20 人	522	37.7	61.1	1.1
	21～40 人	154	45.5	53.9	0.6
	41～60 人	49	51.0	46.9	2.0
	61 人以上	44	59.1	38.6	2.3
法律の認知の有無	認知有	360	86.4	13.3	0.3
	認知無	398	1.5	98.2	0.3
計画の認知の有無	認知有	318	100.0	0.0	0.0
	認知無	442	0.0	100.0	0.0
事業の実施状況	2019 年度～2022 年度実施有	212	56.1	42.9	0.9
	2018 年度以前に実施有	63	46.0	52.4	1.6
	2022 年度までに実施無	478	34.5	64.9	0.6

（６）障害者の来館促進に向けた施設の対応について

①施設を円滑に利用できるようにするための取組

問 2-1　今までに実施した、障害者が施設を円滑に利用できるようにするための取組をお答えください。（研修の実施状況については問 2-2 で質問します。○はいくつでも。ただし、８に○を付けた場合は、８以外には回答しないでください）

今までに実施した障害者が施設を円滑に利用できるようにするための取組（障害者の利用が主目的ではない取組を含む）では、実施施設のほぼ全施設にあたる 88.4%で「施設設備（障害者等用駐車場、バリアフリートイレ（多機能トイレ、多目的トイレ）、点字誘導ブロック、スロープ等）」を実施している。

一方、「展示に関しての配慮（音声ガイド、字幕、車いすの導線確保、資料へのルビ等）」は 50.0%、「施設案内表示（ピクトグラムの活用、表示の色の組み合わせ、案内文のルビ等）」、「施設ホームページなどで、障害者が施設を利用する前に知りたい情報について発信している」、「施設内での機器、支援用具（磁気誘導ループ、筆談ボード等）を用意」、はそれぞれ 38.7%、31.7%、26.5%と3割前後に止まっている。また、「障害者に対する対応・接遇等についての施設としての考え方やガイドライン等を持っている」は 15.2%である。

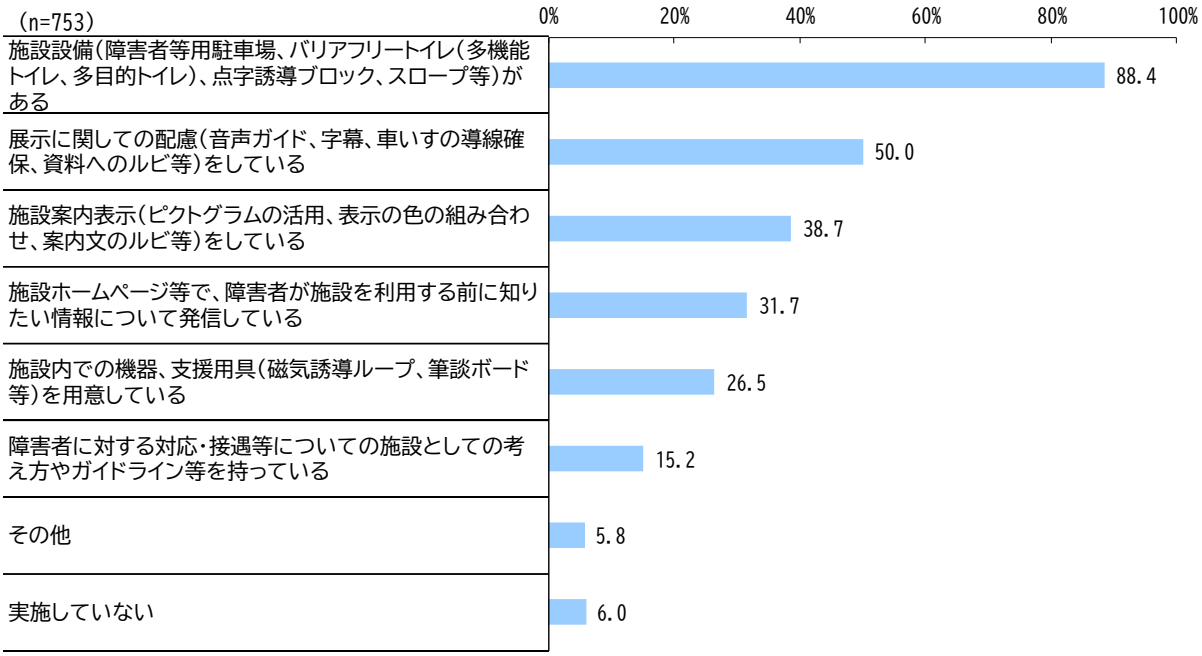

登録種別では指定施設、設置者種別では国・都道府県・政令指定都市・特別区・市町村、職員数では 20 人以上、事業実施有無では 2019 年度以降の実施施設、また法律・計画の認知のある施設で各項目の実施率が高い。一方、民間非営利法人や個人が設置者となっている施設では実施率が低くなっている。

施設を円滑に利用できるようにするための取組

		n=	施設設備（障害者等用駐車場、バリアフリートイレ（、点字誘導ブロック、スロープ等）がある	施設案内表示（ピクトグラムの活用、表示の色の組み合わせ、案内文のルビ等）をしている	施設内での機器、支援用具（磁気誘導ループ、筆談ボード等）を用意している	展示に関しての配慮（音声ガイド、字幕、車いすの導線確保、資料へのルビ等）をしている	施設ホームページ等で、障害者が施設を利用する前に知りたい情報について発信している	障害者に対する対応・接遇等についての施設としての考え方やガイドライン等を持ってい	その他	実施していない	無回答
全体		770	88.4	38.7	26.5	50.0	31.7	15.2	5.8	6.0	0.4
登録種別	登録博物館	348	89.7	38.5	27.9	52.3	36.8	15.8	4.3	5.7	0.3
	指定施設	99	96.0	49.5	30.3	58.6	37.4	17.2	8.1	3.0	0.0
	博物館類似施設	303	85.5	36.3	24.1	45.2	24.1	12.9	6.9	6.9	0.3
館種別	総合博物館	59	96.6	40.7	32.2	50.8	39.0	11.9	5.1	1.7	0.0
	美術博物館	452	84.7	35.0	19.9	44.9	29.9	17.0	5.5	8.0	0.4
	歴史博物館	187	91.4	47.6	39.0	63.1	33.7	13.4	7.5	4.3	0.0
	科学博物館	55	100.0	40.0	36.4	49.1	38.2	14.5	3.6	0.0	0.0
設置者種別	国（独立行政法人）	31	96.8	51.6	45.2	67.7	45.2	16.1	12.9	3.2	0.0
	都道府県	157	100.0	52.2	35.0	63.7	45.9	15.3	3.2	0.0	0.0
	政令指定都市・特別区	89	95.5	62.9	51.7	71.9	49.4	25.8	11.2	1.1	0.0
	市町村	255	94.5	36.5	23.5	46.3	26.7	11.8	2.4	3.1	0.4
	広域連合・行政組合	2	100.0	50.0	0.0	50.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0
	民間非営利法人	144	68.8	20.1	12.5	36.8	17.4	14.6	4.9	18.1	1.4
	民間企業	48	83.3	22.9	8.3	27.1	25.0	16.7	4.2	6.3	0.0
	個人	16	25.0	6.3	6.3	12.5	6.3	18.8	12.5	37.5	0.0
	その他	23	82.6	34.8	17.4	39.1	21.7	4.3	30.4	4.3	0.0
運営形態	地方公共団体の直営	242	96.3	44.6	30.2	56.6	37.6	11.2	4.5	1.7	0.0
	地方独立行政法人	5	60.0	60.0	60.0	40.0	60.0	20.0	20.0	40.0	0.0
	指定管理者	177	97.2	45.8	35.0	54.8	37.9	21.5	4.5	1.1	0.6
	その他	24	100.0	66.7	50.0	87.5	54.2	16.7	4.2	0.0	0.0
全職員数	～20 人	522	83.9	29.1	18.0	40.8	22.0	13.8	5.7	8.4	0.6
	21～40 人	154	98.1	53.2	40.3	64.9	42.9	14.9	5.8	0.6	0.0
	41～60 人	49	95.9	63.3	57.1	67.3	65.3	20.4	6.1	2.0	0.0
	61 人以上	44	100.0	75.0	45.5	86.4	68.2	27.3	4.5	0.0	0.0
法律の認知の有無	認知有	360	91.4	46.4	35.0	58.3	37.5	19.2	7.5	3.3	0.0
	認知無	398	85.9	31.9	18.6	42.7	26.6	11.3	4.0	8.3	0.5
計画の認知の有無	認知有	318	91.5	48.4	36.2	59.7	38.1	21.7	7.9	2.8	0.0
	認知無	442	86.4	31.9	19.5	43.4	27.1	10.2	4.1	8.1	0.5
事業の実施状況	2019 年度～2022 年度実施有	212	96.2	51.9	43.4	68.9	48.6	25.0	6.1	2.4	0.0
	2018 年度以前に実施有	63	95.2	42.9	38.1	58.7	33.3	12.7	11.1	3.2	0.0
	2022 年度までに実施無	478	84.7	33.1	18.4	41.2	24.7	11.5	4.8	7.7	0.4

①-1　現在は実施していない取組

補問 2-1-①　上記で○をした取組のうち、現在は実施していない取組があれば番号を記入してください。

以前は実施していたが現在は行っていない取組として、「点字誘導ブロック」が 4 件、その他に「磁気誘導ループ」が 6 件、音声ガイドや資料ルビなどの「展示に関しての配慮」が 15 件となっている。また、案内文のルビや表示の色の組み合わせなどの「施設案内表示」についても 6 件の回答があった。

現在は実施していない取組	n=	%
1.施設設備（障害者等用駐車場、バリアフリートイレ（多機能トイレ、多目的トイレ）、点字誘導ブロック、スロープ等）がある	4	10.3
2.施設案内表示（ピクトグラムの活用、表示の色の組み合わせ、案内文のルビ等）をしている	6	15.4
3.施設内での機器、支援用具（磁気誘導ループ、筆談ボード等）を用意している	6	15.4
4.展示に関しての配慮（音声ガイド、字幕、車いすの導線確保、資料へのルビ等）をしている	15	38.5
5.施設ホームページ等で、障害者が施設を利用する前に知りたい情報について発信している	2	5.1
6.障害者に対する対応・接遇等についての施設としての考え方やガイドライン等を持っている	5	12.8
7.その他	1	2.6
8.実施していない	0	0.0

その他：休館中で今後の活動が未定のため（1件）

②障害についての理解等に係る職員の研修

問 2-2 障害についての理解等に係る職員の研修を行っていますか。(○はいくつでも。ただし、7 に○を付けた場合は、7 以外には回答しないでください)

障害についての理解等に係る職員の研修については、「行っていない」が 66.6%と7割近くを占めている。一方、「障害者への対応・接遇についての研修を行っている」は 17.8%、「障害についての理解、障害者の権利に関する研修を行っている」は 15.5%、「他団体・施設の研修に職員を派遣している」7.0%、「法律、制度に関する研修を行っている」4.7%である。

内訳をみると、館種別では歴史博物館、設置者種別では都道府県・政令指定都市・特別区、運営形態別では直営・指定管理施設、事業実施有無では 2019 年度以降の実施施設で各項目の実施率が高い。一方、民間非営利法人や民間企業、個人が設置者となっている施設では実施率が低くなっている。

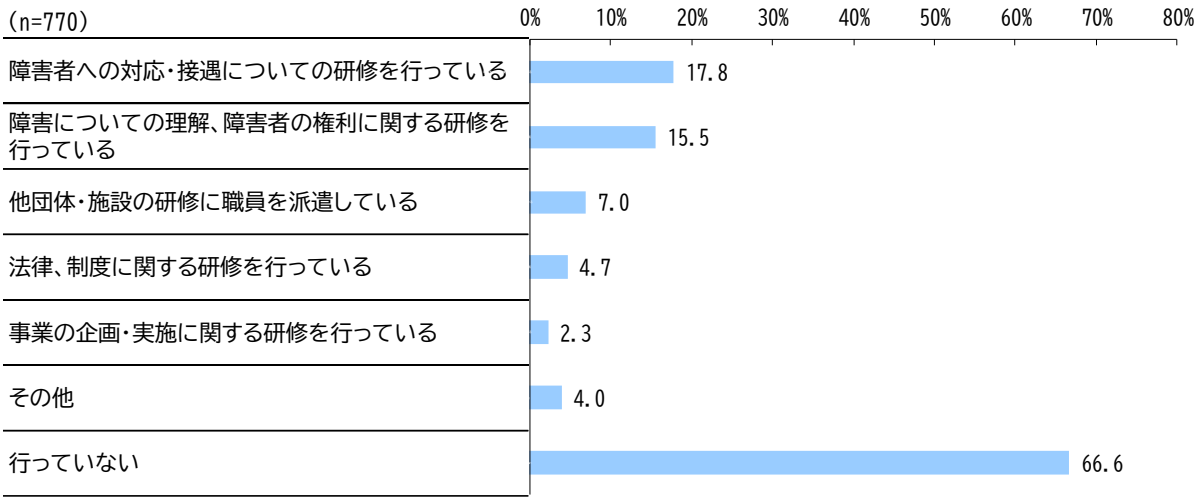

その他:自治体主催の研修に参加(8件)、資料の回覧(2件)、対応の取組を行っている(2件)など

障害についての理解等に係る職員の研修

		n=	障害についての理解、障害者の権利に関する研修を行っている	法律、制度に関する研修を行っている	障害者への対応・接遇についての研修を行っている	事業の企画・実施に関する研修を行っている	他団体・施設の研修に職員を派遣している	その他	行っていない	無回答
全体		770	15.5	4.7	17.8	2.3	7.0	4.0	66.6	1.2
登録種別	登録博物館	348	19.0	6.6	18.4	2.3	4.9	4.6	65.2	1.4
	指定施設	99	13.1	4.0	21.2	2.0	15.2	6.1	59.6	0.0
	博物館類似施設	303	12.9	2.6	15.8	1.7	6.6	3.0	71.0	1.0
館種別	総合博物館	59	20.3	1.7	18.6	3.4	6.8	5.1	64.4	0.0
	美術博物館	452	10.8	2.4	14.6	2.0	5.5	4.4	71.7	0.9
	歴史博物館	187	21.9	10.2	22.5	2.1	8.6	4.3	57.8	2.1
	科学博物館	55	25.5	5.5	29.1	3.6	14.5	0.0	56.4	0.0
設置者種別	国(独立行政法人)	31	16.1	9.7	16.1	3.2	9.7	6.5	71.0	0.0
	都道府県	157	26.1	6.4	26.1	3.2	10.8	3.8	48.4	2.5
	政令指定都市・特別区	89	25.8	7.9	31.5	5.6	12.4	5.6	46.1	1.1
	市町村	255	14.5	5.1	16.5	2.0	6.3	3.9	68.2	1.2
	広域連合・行政組合	2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
	民間非営利法人	144	6.9	1.4	6.9	0.7	3.5	4.2	84.7	0.0
	民間企業	48	4.2	0.0	12.5	2.1	2.1	4.2	79.2	0.0
	個人	16	0.0	0.0	12.5	0.0	0.0	0.0	81.3	6.3
	その他	23	4.3	0.0	8.7	0.0	4.3	0.0	91.3	0.0
運営形態	地方公共団体の直営	242	20.2	8.3	17.8	0.8	5.0	5.8	62.0	2.1
	地方独立行政法人	5	20.0	0.0	40.0	0.0	40.0	0.0	40.0	0.0
	指定管理者	177	18.1	4.5	26.6	6.8	13.0	1.1	55.4	1.7
	その他	24	20.8	4.2	45.8	0.0	12.5	16.7	29.2	0.0
全職員数	～20 人	522	11.5	3.4	12.8	1.5	5.4	4.0	72.2	1.1
	21～40 人	154	20.1	5.2	22.1	3.2	7.1	2.6	62.3	0.6
	41～60 人	49	34.7	12.2	44.9	8.2	24.5	2.0	38.8	2.0
	61 人以上	44	25.0	9.1	31.8	2.3	6.8	11.4	45.5	2.3
法律の認知の有無	認知有	360	21.9	7.8	24.4	3.1	10.3	6.1	54.4	1.1
	認知無	398	9.5	1.8	11.8	1.8	4.0	2.3	77.9	0.8
計画の認知の有無	認知有	318	23.0	8.5	26.1	3.5	10.1	5.3	53.1	1.3
	認知無	442	10.0	1.8	11.8	1.6	4.8	3.2	76.7	0.7
事業の実施状況	2019 年度～2022 年度実施有	212	26.9	8.5	32.5	6.6	13.7	5.2	46.2	1.4
	2018 年度以前に実施有	63	12.7	3.2	14.3	1.6	4.8	6.3	66.7	3.2
	2022 年度までに実施無	478	11.1	3.3	12.3	0.6	4.6	3.1	75.1	0.6

②-1　利用した具体的な研修プログラム名や当該研修の実施主体

補問 2-2-①　【問 2-2 で 1.～6.に○を付けた方のみ】利用した具体的な研修プログラム名や当該研修の実施主体についてお書きください。

利用した具体的な研修プログラム名については、「あいサポーター研修」（6 件）、「サービス介助士研修」（4 件）、「ユニバーサル・マナー検定」（3件）などがある。

研修テーマ別としては、「障害者への対応・接遇」（14.2%）、「障害の理解と差別や解消法について」（11.5%）、「車いすについて」（9.7%）、「手話」（9.7%）、「視覚障害について」（7.1%）などが多い。

また、研修の実施主体としては、都道府県 33.9%、自館 33.0%、市区町村の部局や関連財団等 25.0%の順となっている。

研修プログラム名	n=
あいサポーター研修	6
サービス介助士研修	4
サービス・ケア・アテンダント検定	2
ユニバーサルマナー検定	3
M3 プロジェクト「博物館のユニバーサルデザイン」、「視覚障害者への対応を通じた博物館の魅力発信」	1

研修テーマ	n=	%
障害者への対応・接遇の研修	17	15.0
障害の理解と差別や解消法について	14	12.4
車いすについて	11	9.7
手話	11	9.7
視覚障害について	9	8.0
アクセシビリティ研修	7	6.2
人権研修	6	5.3
精神・発達障害について	4	3.5
心のバリアフリーについて	4	3.5
聴覚障害について	3	2.7
点字	2	1.8
筆談研修	2	1.8
日本語やわかりやすい日本語の表現について	2	1.8
福祉研修	2	1.8
パラスポーツの研修、パラ劇場	2	1.8
その他：各1件 アートマネジメント研修、クリエイティブ・ウェル関連事業、クワイエットアワー研修、講演会（図書館等）への派遣、コンプライアンス研修、作業所商品の販売、誰一人として取り残さない社会の実現に向けて、障害のある方が来やすい文化施設について考える、障害者と共に働く職場づくり講座、障害者雇用研修、著作権研修、バリ	14	20.4

アフリー観光スキルアップ研修、バリアフリー対応について、非常時アシスト・トライアル(EAT)		

実施主体	n=	%
都道府県(関連財団等を含む)	38	33.9
自館(施設の職員、委託業者の研修、指定管理者を含む)	37	33.0
市区町村(関連財団等を含む)	28	25.0
教育機関と連携(大学など)	4	3.6
個人	1	3.6
その他:4 件 (公財)人権教育啓発推進センター人権啓発教材利用、(一社)日本 UD 観光協会など	4	0.9

③障害者からの意見聴き取り

問 2-3　施設の利用や事業の企画・運営等について障害者から意見を聴いたことがありますか。（○はいくつでも。ただし、6に○を付けた場合は、6以外には回答しないでください）

施設の利用や事業の企画・運営等について障害者から意見を聞いたことがあるかという質問については、「何もしていない・わからない」が 59.5%と6割を占めている。「障害者や障害者団体・施設等と懇談やヒアリング、意見交換を行う場を設定」は 13.8%、「疑問に思ったことを随時、普段つながりのある障害者に相談」は 11.6%である。

設置者種別で都道府県、法律や計画の認知がある施設、2019 年以降に事業を実施している施設では意見聴取の実施率が全般的に高めの傾向が見られる。

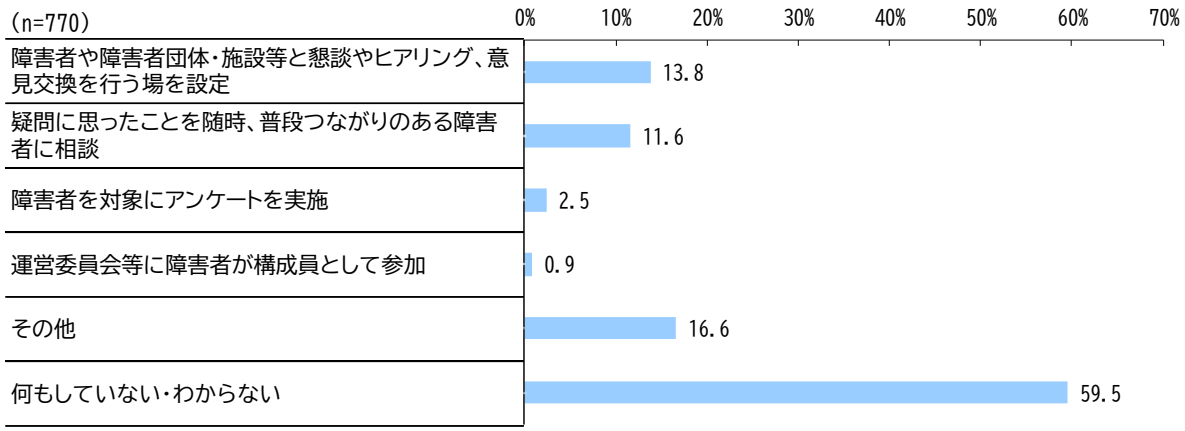

その他：館内アンケートやお問い合わせメールを参考（43 件）、ヒアリング（41 件）、団体や施設、専門家に相談（12 件）、他組織・部署と連携（5件）など

障害者からの意見聴き取り

		n=	障害者を対象にアンケートを実施	障害者や障害者団体・施設等と懇談やヒアリング、意見交換を行う場を設定	運営委員会等に障害者が構成員として参加	疑問に思ったことを随時、普段つながりのある障害者に相談	その他	何もしていない・わからない	無回答
全体		770	2.5	13.8	0.9	11.6	16.6	59.5	1.6
登録種別	登録博物館	348	2.6	16.4	0.9	10.9	15.5	59.8	1.1
	指定施設	99	7.1	14.1	0.0	16.2	19.2	52.5	3.0
	博物館類似施設	303	1.0	10.9	1.3	9.9	17.5	62.0	1.3
館種別	総合博物館	59	3.4	18.6	0.0	13.6	8.5	62.7	0.0
	美術博物館	452	2.4	11.1	1.1	12.6	16.6	61.7	1.5
	歴史博物館	187	0.5	17.6	0.5	8.6	18.7	56.1	1.6
	科学博物館	55	9.1	20.0	1.8	12.7	21.8	45.5	0.0
設置者種別	国(独立行政法人)	31	6.5	19.4	0.0	19.4	29.0	48.4	3.2
	都道府県	157	5.7	26.1	1.9	16.6	14.0	47.8	1.3
	政令指定都市・特別区	89	4.5	14.6	1.1	7.9	27.0	48.3	0.0
	市町村	255	0.8	10.6	0.4	9.4	17.6	62.7	1.2
	広域連合・行政組合	2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
	民間非営利法人	144	1.4	9.0	1.4	9.7	12.5	68.1	2.8
	民間企業	48	0.0	10.4	0.0	8.3	12.5	66.7	4.2
	個人	16	0.0	0.0	0.0	25.0	6.3	68.8	0.0
	その他	23	0.0	4.3	0.0	17.4	13.0	73.9	0.0
運営形態	地方公共団体の直営	242	3.3	13.6	1.7	10.3	18.6	58.3	1.2
	地方独立行政法人	5	0.0	40.0	0.0	40.0	0.0	40.0	0.0
	指定管理者	177	2.8	17.5	0.6	13.6	18.1	52.0	1.1
	その他	24	4.2	25.0	0.0	8.3	20.8	50.0	0.0
全職員数	～20 人	522	1.0	9.0	1.0	10.0	15.3	65.9	1.7
	21～40 人	154	5.8	19.5	0.6	13.6	19.5	49.4	1.3
	41～60 人	49	4.1	36.7	2.0	24.5	22.4	32.7	0.0
	61 人以上	44	6.8	25.0	0.0	9.1	15.9	47.7	2.3
法律の認知の有無	認知有	360	3.9	18.6	1.1	16.9	23.1	45.3	0.8
	認知無	398	1.3	9.0	0.3	7.0	11.1	72.9	1.8
計画の認知の有無	認知有	318	3.8	19.2	1.6	18.2	24.8	42.1	0.9
	認知無	442	1.6	9.5	0.2	7.0	11.1	72.2	1.6
事業の実施状況	2019 年度～2022 年度実施有	212	7.5	28.3	1.9	22.2	22.6	34.4	1.4
	2018 年度以前に実施有	63	0.0	17.5	0.0	15.9	17.5	54.0	0.0
	2022 年度までに実施無	478	0.6	7.1	0.6	6.5	14.2	71.3	1.0

④福祉の経験や知識のある職員の有無

問 2-4　職員の中に福祉について知識や経験のある職員はいますか。（○はいくつでも。ただし、7 に○を付けた場合は、7 以外には回答しないでください）

福祉について知識や経験のある職員はいるかという質問には「いない・わからない」という回答がもっとも多く、69.6%と7割を占めている。「福祉関連事業所、地方公共団体等の福祉関連部署に勤務していた職員がいる」は 16.0%、「福祉に関連する活動、ボランティアなどを行っている職員がいる」「介護職員初任者研修の取得やサービス介助士、社会福祉士、精神保健福祉士などの資格（公的、民間を問わず）を持つ職員がいる」は、それぞれ 5.3%、4.5%となっている。

登録種別では指定施設、設置者種別では国（独立行政法人）、職員数では 60 人以上の施設で全体的に回答率が高めである。同様に、法律・計画を認知している施設、2019 年以降に事業を実施している施設でもやや高めの回答となっている。

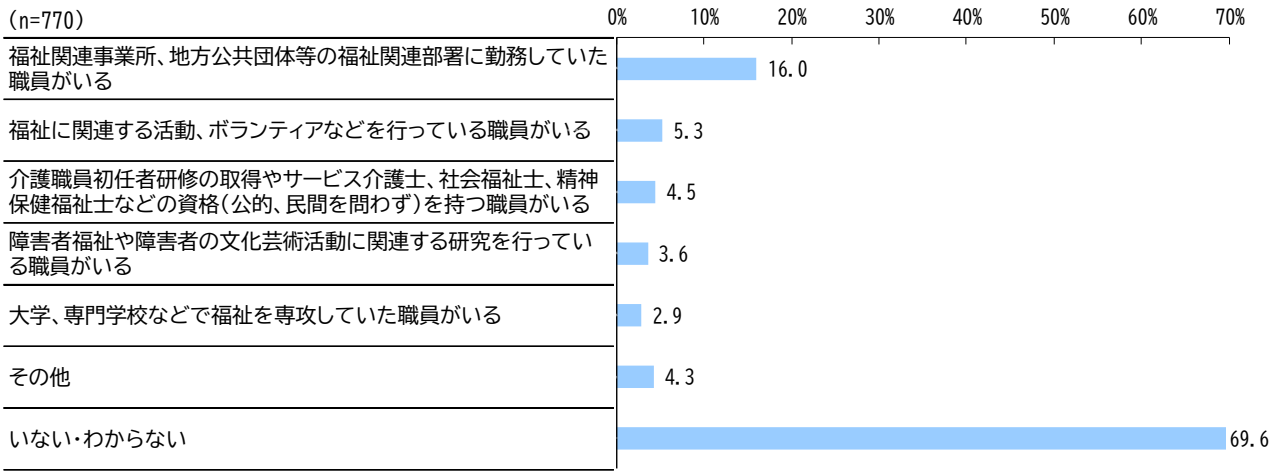

その他：福祉関係の有資格者や経験をもつ職員がいる（20 件）、他組織や部署と連携・相談（3件）、職員に医療者がいる（2件）など

福祉の経験や知識のある職員の有無

		n=	介護職員初任者研修の取得やサービス介護士、社会福祉士、精神保健福祉士などの資格を持つ職員がいる	大学、専門学校などで福祉を専攻していた職員がいる	福祉関連事業所、地方公共団体等の福祉関連部署に勤務していた職員がいる	福祉に関連する活動、ボランティアなどを行っている職員がいる	障害者福祉や障害者の文化芸術活動に関連する研究を行っている職員がいる	その他	いない・わからない	無回答
全体		770	4.5	2.9	16.0	5.3	3.6	4.3	69.6	0.9
登録種別	登録博物館	348	3.4	1.7	14.9	3.7	3.4	4.6	73.0	0.0
	指定施設	99	6.1	4.0	22.2	8.1	7.1	5.1	62.6	1.0
	博物館類似施設	303	5.6	3.6	15.5	5.9	3.0	3.6	68.6	1.3
館種別	総合博物館	59	5.1	1.7	23.7	1.7	1.7	5.1	69.5	0.0
	美術博物館	452	5.3	3.8	13.9	6.6	4.4	4.4	69.9	0.7
	歴史博物館	187	2.7	1.6	19.8	4.8	3.7	3.2	67.4	0.5
	科学博物館	55	5.5	1.8	14.5	1.8	0.0	5.5	74.5	0.0
設置者種別	国(独立行政法人)	31	16.1	6.5	16.1	12.9	9.7	3.2	61.3	3.2
	都道府県	157	3.8	3.2	20.4	2.5	7.0	5.7	63.1	0.0
	政令指定都市・特別区	89	3.4	0.0	24.7	2.2	2.2	5.6	66.3	0.0
	市町村	255	3.1	2.4	18.8	5.9	2.7	2.4	69.4	1.2
	広域連合・行政組合	2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
	民間非営利法人	144	6.3	4.9	8.3	6.9	1.4	5.6	75.0	1.4
	民間企業	48	6.3	4.2	2.1	8.3	4.2	0.0	81.3	0.0
	個人	16	6.3	0.0	12.5	0.0	0.0	6.3	75.0	0.0
	その他	23	0.0	0.0	4.3	8.7	4.3	13.0	73.9	0.0
運営形態	地方公共団体の直営	242	0.8	1.7	25.2	3.3	2.9	4.1	66.1	0.4
	地方独立行政法人	5	0.0	0.0	0.0	0.0	20.0	20.0	60.0	0.0
	指定管理者	177	5.6	3.4	15.8	5.6	2.8	2.8	69.5	1.1
	その他	24	8.3	0.0	16.7	4.2	8.3	8.3	58.3	0.0
全職員数	～20 人	522	4.2	2.1	14.6	4.8	2.5	3.4	73.4	1.0
	21～40 人	154	3.2	3.9	18.2	6.5	5.2	3.9	64.3	0.0
	41～60 人	49	6.1	2.0	20.4	4.1	8.2	14.3	55.1	0.0
	61 人以上	44	11.4	9.1	20.5	9.1	6.8	4.5	61.4	2.3
法律の認知の有無	認知有	360	6.7	3.6	20.6	6.9	6.4	5.8	62.2	0.0
	認知無	398	2.8	2.3	11.8	4.0	1.3	2.8	76.9	1.0
計画の認知の有無	認知有	318	6.9	3.1	21.7	6.6	6.6	6.0	61.3	0.0
	認知無	442	2.9	2.7	12.0	4.5	1.6	2.7	76.2	0.9
事業の実施状況	2019 年度～2022 年度実施有	212	7.1	7.1	18.4	9.4	10.4	6.1	59.9	0.5
	2018 年度以前に実施有	63	4.8	4.8	14.3	7.9	4.8	12.7	55.6	0.0
	2022 年度までに実施無	478	3.3	0.8	15.3	3.3	0.6	2.3	76.2	0.6

（7）主に障害者を対象とした事業の取組状況

①事業の実施状況

問 3-1 2022 年度までに主に障害者を対象とした事業を実施したことがありますか。（○は1つ）（事業の具体的な内容は、補問 3-1-①を参照してください）

2022 年度までに主に障害者を対象とした事業を実施したことがあるかについては、「2022 年度までに実施したことはない」が最多で 62.1%。「2019 年度から 2022 年度の間に実施したことがある」は 27.5%、「2019 年度から 2022 年度の間は実施していないが、2018 年度以前に実施したことがある」は 8.2%となっている。

2019 年度以降に実施したという回答比率をみると、登録種別では指定施設、館種別では科学博物館、設置者種別では、国・都道府県・政令指定都市・特別区、職員数では 40 人以上、法律や計画を認知している施設で平均以上の回答率となっている。また、障害者の来館促進に向けた対応（施設を円滑に利用できるようにするための取組、障害についての理解等に係る職員の研修、障害者からの意見聴き取り、福祉の経験や知識のある職員の配置）との関係でみていくと、何らかの対応を取っている施設の方が事業の実施割合が高い。

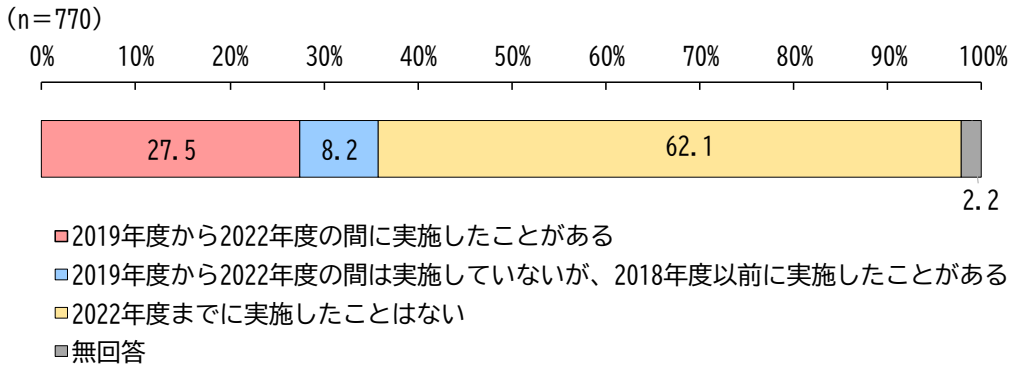

事業の実施状況

		n=	2019年度から2022年度の間に実施したことがある	2019年度から2022年度の間は実施していないが、2018年度以前に実施したことがある	2022年度までに実施したことはない	無回答
全体		770	27.5	8.2	62.1	2.2
登録種別	登録博物館	348	30.2	9.5	59.2	1.1
	指定施設	99	32.3	9.1	57.6	1.0
	博物館類似施設	303	22.4	6.6	68.0	3.0
館種別	総合博物館	59	28.8	10.2	61.0	0.0
	美術博物館	452	27.9	9.7	60.8	1.5
	歴史博物館	187	25.1	4.8	67.4	2.7
	科学博物館	55	38.2	5.5	54.5	1.8
設置者種別	国(独立行政法人)	31	45.2	6.5	45.2	3.2
	都道府県	157	40.8	8.9	49.0	1.3
	政令指定都市・特別区	89	34.8	3.4	60.7	1.1
	市町村	255	22.7	8.2	67.5	1.6
	広域連合・行政組合	2	0.0	100.0	0.0	0.0
	民間非営利法人	144	20.8	11.1	64.6	3.5
	民間企業	48	14.6	6.3	79.2	0.0
	個人	16	6.3	0.0	75.0	18.8
	その他	23	30.4	8.7	60.9	0.0
運営形態	地方公共団体の直営	242	28.1	7.0	63.6	1.2
	地方独立行政法人	5	20.0	20.0	60.0	0.0
	指定管理者	177	33.9	7.9	55.9	2.3
	その他	24	41.7	8.3	50.0	0.0
全職員数	～20 人	522	19.9	7.7	69.9	2.5
	21～40 人	154	33.1	9.7	55.8	1.3
	41～60 人	49	53.1	10.2	36.7	0.0
	61 人以上	44	70.5	6.8	20.5	2.3
法律の認知の有無	認知有	360	36.1	8.3	53.9	1.7
	認知無	398	20.1	7.8	70.1	2.0
計画の認知の有無	認知有	318	37.4	9.1	51.9	1.6
	認知無	442	20.6	7.5	70.1	1.8
事業の実施状況	2019 年度～2022 年度実施有	212	100.0	0.0	0.0	0.0
	2018 年度以前に実施有	63	0.0	100.0	0.0	0.0
	2022 年度までに実施無	478	0.0	0.0	100.0	0.0

		n=	2019年度から2022年度の間に実施したことがある	2019年度から2022年度の間は実施していないが、2018年度以前に実施したことがある	2022年度までに実施したことはない	無回答
全体		770	27.5	8.2	62.1	2.2
施設を円滑に利用できるようにするための取組	施設設備がある	681	30.0	8.8	59.5	1.8
	施設案内表示をしている	298	36.9	9.1	53.0	1.0
	施設内での機器・支援用具を用意している	204	45.1	11.8	43.1	0.0
	展示に関しての配慮をしている	385	37.9	9.6	51.2	1.3
	施設ホームページ等での情報発信	244	42.2	8.6	48.4	0.8
	施設としてのガイドライン等を持っている	117	45.3	6.8	47.0	0.9
	その他	45	28.9	15.6	51.1	4.4
	実施していない	46	10.9	4.3	80.4	4.3
障害についての理解等に係る職員の研修	理解・権利に関する研修を行っている	119	47.9	6.7	44.5	0.8
	法律・制度に関する研修を行っている	36	50.0	5.6	44.4	0.0
	対応・接遇についての研修を行っている	137	50.4	6.6	43.1	0.0
	事業の企画・実施に関する研修を行っている	18	77.8	5.6	16.7	0.0
	他団体・施設の研修に職員を派遣している	54	53.7	5.6	40.7	0.0
	その他	31	35.5	12.9	48.4	3.2
	行っていない	513	19.1	8.2	70.0	2.7
障害者からの意見聴き取り	アンケートを実施	19	84.2	0.0	15.8	0.0
	懇談やヒアリング・意見交換を行う場を設定	106	56.6	10.4	32.1	0.9
	運営委員会等に構成員として参加	7	57.1	0.0	42.9	0.0
	疑問に思ったことを随時、相談	89	52.8	11.2	34.8	1.1
	その他	128	37.5	8.6	53.1	0.8
	何もしていない・わからない	458	15.9	7.4	74.5	2.2
福祉の経験や知識のある職員の有無	資格を持っている	35	42.9	8.6	45.7	2.9
	大学などで福祉を専攻していた	22	68.2	13.6	18.2	0.0
	福祉関連部署に勤務していた	123	31.7	7.3	59.3	1.6
	福祉に関連する活動を行っている	41	48.8	12.2	39.0	0.0
	障害者福祉に関連する研究を行っている	28	78.6	10.7	10.7	0.0
	その他	33	39.4	24.2	33.3	3.0
	いない・わからない	536	23.7	6.5	67.9	1.9

①-1　実施した障害者を対象とした事業内容

補問 3-1-①【問 3-1 で 1.または 2.に○を付けた方のみ】実施した主に障害者を対象とした事業の内容にあてはまるものを選択してください。(○はいくつでも)

実施した主に障害者を対象とした事業の内容についてもっとも回答が多かったのは「障害者の創造機会の拡大等に向けた施設内での教育普及活動(施設内でのワークショップ、体験会など)」の 36.0%、ほぼ並んで「障害者の鑑賞機会の拡大等に向けた常設展における展示内容等に係る見直し・工夫」の 35.6%となっている。ついで「障害者の鑑賞機会の拡大等に向けた企画展等の開催」28.0%、「障害者の発表機会の確保に向けた作品の展示活動」25.8%、「障害者の鑑賞機会の拡大等に向けた施設外での教育普及活動(アウトリーチ活動、巡回展示、移動博物館など)」20.0%、「障害者の創造機会の拡大等に向けた施設外での教育普及活動(アウトリーチ活動)」13.1%、「障害者による文化芸術を通じた交流活動」10.5%、障害のあるアーティストの作品収蔵(コミッションワーク含む)」4.4%と続く。

なお、「障害者の鑑賞機会の拡大等に向けた企画展等の開催」と「障害のあるアーティストの作品収蔵(コミッションワーク含む)」の2つは、美術館のみの選択肢となっている(他の館種の回答はない)。内訳をみると、この2つの選択肢を除く全てで平均を上回る回答となっている施設は、法律および計画を認知している施設のみとなっている。

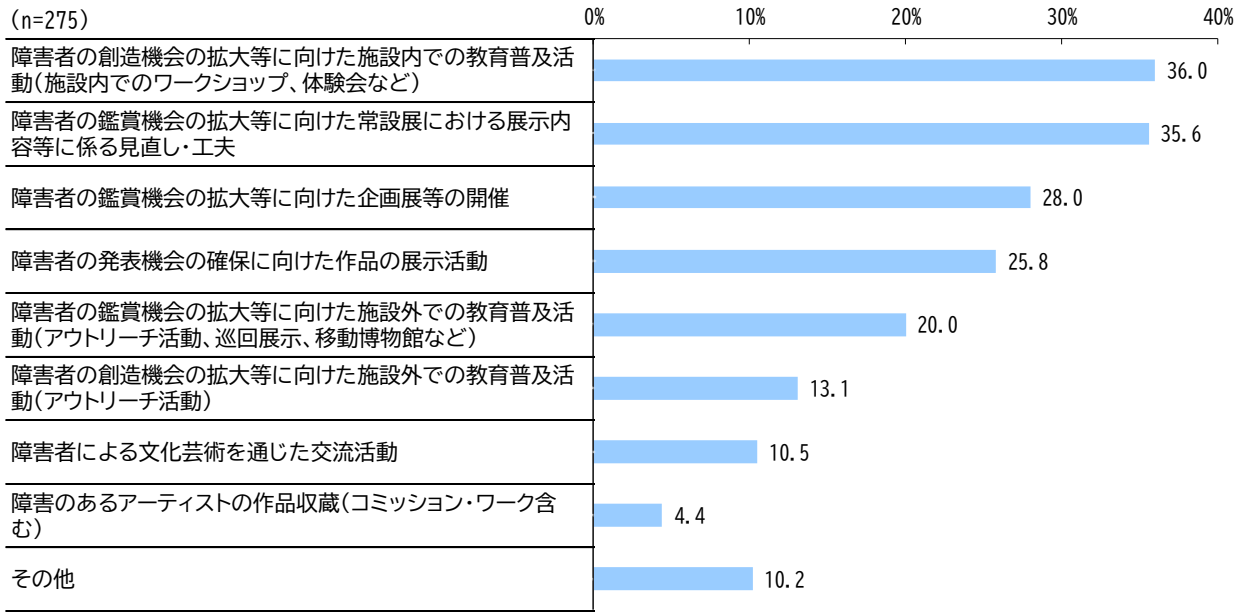

その他:障害者を対象とするイベント(7件)、作品展示・展覧会(4件)、(手話通訳・字幕付き等)プラネタリウム投影(3件)、作品鑑賞会(2件)、福祉施設の製品委託販売(2件)など

事業の実施状況

		n＝	障害者の鑑賞機会の拡大等に向けた常設展における展示内容等に係る見直し・工夫	障害者の鑑賞機会の拡大等に向けた企画展等の開催	障害者の鑑賞機会の拡大等に向けた施設外での教育普及活動	障害者の鑑賞機会の拡大等に向けた施設内での教育普及活動	障害者の創造機会の拡大等に向けた施設外での教育普及活動	障害者の発表機会の確保に向けた作品の展示活動	障害のあるアーティストの作品収蔵	障害者による文化芸術を通じた交流活動	その他	無回答
全体		275	35.6	28.0	20.0	36.0	13.1	25.8	4.4	10.5	10.2	2.2
登録種別	登録博物館	138	40.6	31.2	21.7	35.5	12.3	21.7	4.3	11.6	7.2	2.9
	指定施設	41	36.6	24.4	22.0	36.6	17.1	26.8	4.9	9.8	12.2	2.4
	博物館類似施設	88	30.7	26.1	17.0	35.2	12.5	28.4	3.4	9.1	14.8	1.1
館種別	総合博物館	23	47.8	26.1	34.8	34.8	8.7	0.0	0.0	8.7	13	4.3
	美術博物館	170	28.8	31.2	17.1	36.5	15.3	41.8	7.1	13.5	10.6	1.2
	歴史博物館	56	44.6	25.0	25.0	32.1	12.5	0.0	0.0	3.6	5.4	5.4
	科学博物館	24	54.2	12.5	16.7	45.8	0.0	0.0	0.0	8.3	16.7	0.0
設置者種別	国(独立行政法人)	16	68.8	31.3	31.3	31.3	18.8	12.5	0.0	0.0	12.5	6.3
	都道府県	78	44.9	26.9	32.1	44.9	19.2	15.4	3.8	16.7	7.7	1.3
	政令指定都市・特別区	34	38.2	20.6	17.6	35.3	8.8	38.2	5.9	11.8	17.6	0.0
	市町村	79	29.1	29.1	11.4	27.8	6.3	24.1	1.3	6.3	7.6	3.8
	広域連合・行政組合	2	50.0	0.0	0.00	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	民間非営利法人	46	28.3	32.6	15.2	34.8	13.0	37.0	13.0	13.0	8.7	2.2
	民間企業	10	10.0	30.0	10.0	30.0	20.0	50.0	0.0	10.0	30.0	0.0
	個人	1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	その他	9	11.1	33.3	22.2	66.7	11.1	11.1	0.0	0.0	11.1	0.0
運営形態	地方公共団体の直営	85	37.6	29.4	24.7	35.3	10.6	24.7	3.5	11.8	5.9	3.5
	地方独立行政法人	2	50.0	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	指定管理者	74	29.7	18.9	12.2	36.5	12.2	28.4	4.1	10.8	14.9	0.0
	その他	12	50.0	33.3	33.3	66.7	33.3	16.7	0.0	16.7	0.0	0.0
全職員数	～20 人	144	23.6	26.4	10.4	35.4	10.4	38.9	5.6	7.6	9.7	3.5
	21～40 人	66	40.9	30.3	31.8	28.8	15.2	12.1	3.0	9.1	13.6	1.5
	41～60 人	31	58.1	35.5	25.8	45.2	12.9	6.5	0.0	22.6	3.2	0.0
	61 人以上	34	55.9	23.5	32.4	44.1	20.6	14.7	5.9	14.7	11.8	0.0
法律の認知の有無	認知有	160	44.4	30.6	25.6	36.3	18.8	23.1	4.4	13.8	10.0	1.9
	認知無	111	23.4	23.4	11.7	35.1	5.4	29.7	4.5	6.3	10.8	2.7
計画の認知の有無	認知有	148	43.9	32.4	25.0	37.8	18.2	25.0	4.1	11.5	10.8	2.7
	認知無	124	26.6	21.8	13.7	33.1	7.3	26.6	4.8	9.7	9.7	1.6
事業の実施状況	2019 年度～2022 年度実施有	212	34.4	28.8	23.6	40.6	15.1	27.4	4.7	12.7	9.0	0.9
	2018 年度以前に実施有	63	39.7	25.4	7.9	20.6	6.3	20.6	3.2	3.2	14.3	6.3
	2022 年度までに実施無	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

①-2　事業を実施していない理由

3-1-②【問 3-1 で 3.に○を付けた方のみ】主に障害者を対象とした事業を実施していない理由をお聞かせください。

主に障害者を対象とした事業を実施していない理由としては「人員・体制が充分でない」が 17.2%、「障害の有無に関わらず幅広い人を対象としているから」が 11.4%となっている。

その他「専門人材がいない・職員の知識不足」9.8%、「予算不足」7.9%、「施設自体に問題がある(スペースがない・環境が整っていないなど)」6.7%、「ノウハウがない」6.0%などと続く。

事業を実施していない理由	n=	%
人員・体制が充分でない	98	17.2
障害の有無にかかわらず幅広い人を対象としているから	65	11.4
専門人材がいない・職員の知識不足	56	9.8
予算不足	45	7.9
施設自体に問題がある(スペースがない・環境が整っていないなど)	38	6.7
ノウハウがない	34	6.0
一般事業でも障害者につど対応している・配慮している	33	5.8
時間不足・余裕がない	24	4.2
障害者を対象とした事業を想定していなかった、難しい、行っていないため	21	3.7
館や展示品の特性のため(日本画・歴史館・文学館・公文書・宗教、貸館のみのため等)	20	3.5
検討・計画中	19	3.3
ニーズがなかった、ニーズを把握していない	17	3,0
機会がないため	10	1.8
施設の設計を変更できない、建物が古いためバリアフリー化が難しい(文化財、歴史的建造物等)	8	1.4
新型コロナウイルス感染症の影響で計画が中止した、企画をしなかった	6	1.1
障害を持つ方の来館が少ないため、対策の必要性が感じられない	6	1.1
立地的上の問題(障害者の来館に適していない立地等)	5	0.9
施設面は対応済み(バリアフリーなど)	5	0.9
メインターゲットではないため対応を優先していない、優先度が低いため	5	0.9
特に理由はなし	5	0.9
必要性をあまり感じない	5	0.9
入館無料・無料や割引対応があるため	4	0.7
休館中・仮移転・改装中のため	4	0.7
要請による施設見学に対応しているため、特に事業化の必要を感じていない	4	0.7
自治体の部署が実施をしているため	3	0.5
主に障害者担当部局が担っているため	2	0.4

障害者による文化芸術活動の推進に関する認識不足のため	2	0.4
その認識、意識、発想が今まで全くない	2	0.4
受け入れ体制が出来ていないため	2	0.4
必要性は認識しているが現在対応しかねるため	2	0.4
その他(各１件) アウトリーチ事業を実施し情報を収集している、上層部の理解が得られないため、開館間もないため、館としての具体的な指針ができていない、兼務先で対策をしているため、当美術館単体では実施していない、県の仕様書に記載がない、指定管理者が 2023 年 4 月に発足したため過去については不明、主眼を置く対象が異なっていたため、障害のあるアーティストの作品展を実施したいが相談窓口が分からない、情報もなくきっかけが持てなかったから、職員の負担が大きい、職員の補助はかえって邪魔ではないかとも思っている、対応考え至っておらず、担当者の任期が短いため適切な事業が見いだせない、当組織委員会が実施する芸術祭においてはおこなっている、特別入館日を設定しているため、何から手を付けたらよいかわからないため、まだ準備段階のため	19	3.3

②事業実施のために必要なサポート

問 3-2　主に障害者を対象とした事業をするためにはどのようなサポートに関する情報が必要ですか。（○はいくつでも）

主に障害者を対象とした事業をするためにはどのようなサポートに関する情報が必要ですかという質問には、「他の施設等における好事例・ノウハウ」が 62.5%ともっとも多く、ついで「職員が、事業についてのスキル（ノウハウや情報を含む）を身に付けるための研修等」55.6%、「事業の実施等に活用可能な補助金」51.0%、「事業の企画や実施に必要な知識や経験を持った専門家や支援団体、相談窓口等」48.4%と続いている。また、2019 年度までに障害者向け事業を実施した施設では、全項目において平均よりも回答率が高くなっている。

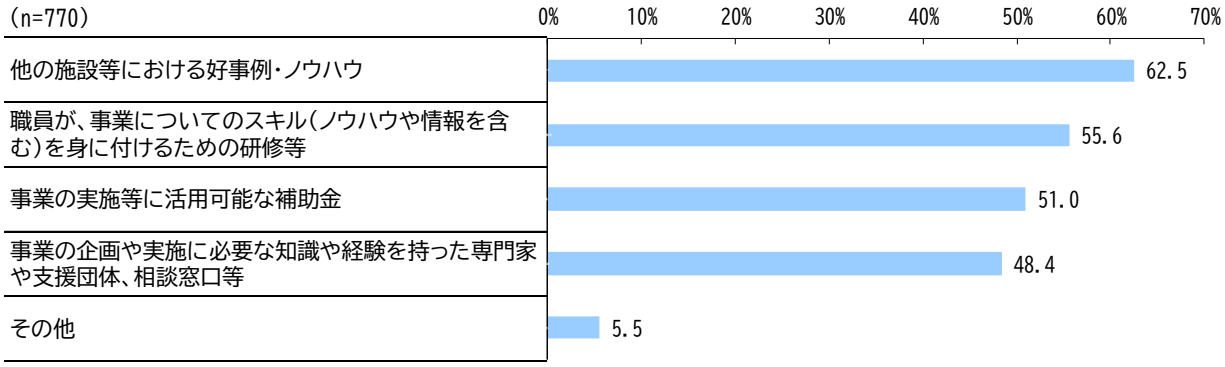

その他：人員確保のための支援（17 件）、環境・設備面の改善（5件）、工夫・事例紹介（4件）、事業予算（3件）など

《参考》サポートの具体的な内容についての回答・意見

回答種別	具体回答内容の傾向
職員が、事業についてのスキル（ノウハウや情報を含む）を身に付けるための研修等	＜研修内容＞ ▶ 回答の過半は基本的なスキルや知識（障害の種別や程度に応じた適切な接し方、サポートの仕方、福祉側が求めていることは何かなど）についての研修を求めるものとなっている。 ▶ 上記以外で複数の施設が必要な研修内容とした回答：「展示の説明や表示の在り方（展示品の配置方法、展示室の光の加減、視聴覚媒体の作成方法、点字キャプションの作成方法など）」、「障害者への広報のあり方」、「美術館向け研修（触覚での鑑賞手法など）」、「助成制度や補助金の内容、申請方法」 ▶ その他：「障害者も社会の一員だという認識を職員が持てるような研修」、「知的障害者への配慮」、「手話通訳の育成研修」、「バリアフリー研修」、「特別支援学校の生徒の受け入れ方法についての研修」 ＜求められる研修手法＞ ▶ オンラインでの研修（8件）、国や行政主催での研修（4件）、他施設との研修（3件）、地方での実施（2件） ▶ その他「研修ビデオが欲しい」

事業の企画や実施に必要な知識や経験を持った専門家や支援団体、相談窓口等	＜助言の手法＞ ▶ 施設や事業の現場に来てアドバイスして欲しい（3件）、公共館として中立的な立場を堅持できることを前提としたサポートにして欲しい（2件） ▶ その他：「専門家から企画を持ち込んで欲しい」 ＜欲しいアドバイスの内容＞ ▶「障害者への展示手法やコミュニケーション手法」、「障害者への発信方法や発信先に関する助言や情報」、「障害者事業の注意点や障害者への対応に必要な人材や資材」、「支援学校へのアウトリーチの際の児童生徒と一緒に楽しむための工夫（内容、声掛け、楽器の準備等）」、「展示作品選定のあり方や輸送費」、「補助金の申請方法」、「医療的見地からのアドバイス」、「事業が自己満足にならないためのアドバイス」 ＜障害者関係者、団体とのつながり＞ ▶「芸術文化活動を求める支援学校や団体の担当窓口情報が欲しい、マッチングして欲しい」（4件） ▶ その他、他の団体等とのつながりが欲しいという意見も多数みられた（障害のある方を施設まで案内してくれる団体、特別支援学校の教員、鑑賞の補助ができるボランティアなどの支援組織、手話通訳者、点字や手話などのスキルをもった団体、地元の障害者団体、通所施設など）
事業の実施等に活用可能な補助金	＜補助の対象＞ ▶ 施設のバリアフリー化（15 件）、事業費（14 件）、障害者向けの設備・機器・制作物費用（13 件）についての補助金を求める回答が多い。また、人件費補助が必要（7件）という回答も比較的多い。 ▶ その他、「障害者への接遇のための体制全体やソフト・ハード全般」（4件）、「事業計画・立案、研修費、研究費」（3件）、「ウェブサイト制作費」、「案内状制作・発送費」、「障害者移動用の貸し切りバス代」、「障害者文化芸術団体への補助金」 ＜補助金の手法＞ ▶ 簡単に利用できる、ハードルの低い補助金が必要（2件）
他の施設等における好事例・ノウハウ	＜事例の内容＞ ▶ 自施設の文化ジャンル（絵画、彫刻、工芸品、歴史的文化財、科学館、野外展示など）に即した事例（13 件）。自施設と同規模の施設の事例（8件、うち5件は同じような小規模施設の事例を求めるもの） ▶ 上記以外で複数施設が回答：「障害者へのサポート内容、広報内容の事例」（5件）、「事業費・予算・経費額などがわかる事例」（4件）、「小規模な事業の事例」（3件）、「展示手法がわかる事例」（3件）、「バリアフリーの事例」（2件） ▶ その他：「専門家の助言がついた事例」、「助成制度の具体的な内容」、「オンライン相談の事例」、「障害者向け事業の効果や社会的意義の説明」、「障害を持つ方やそのご家族と、美術館との間に入り、円滑な意思疎通を行っている事例」など ▶ ツールやデータ等の頒布（展覧会鑑賞サポートキット、障害者用サイン、字幕テキスティング用ソフトウェア、必要な施設整備や機材についてのハンドブック、障害者文化芸術活動の資料集など）をしてほしい（5件） ＜事例の公開方法＞ ▶ ウェブでの公開（9件）、冊子での提供（4件）、メールで配信して欲しい（1件） ▶ 経験者や専門家との情報交換の機会の提供、研修、視察、見学会やツアー・オンライン会議など、事例の発表会的なものを開催して欲しい（4件）

事業実施のために必要なサポート

		n=	職員が、事業についてのスキル（ノウハウや情報を含む）を身に付けるための研修等	事業の企画や実施に必要な知識や経験を持った専門家や支援団体、相談窓口等	事業の実施等に活用可能な補助金	他の施設等における好事例・ノウハウ	その他	無回答
全体		770	55.6	48.4	51	62.5	5.5	6.5
登録種別	登録博物館	348	57.5	46.8	48.0	62.6	5.7	6.3
	指定施設	99	62.6	57.6	58.6	61.6	9.1	3.0
	博物館類似施設	303	52.1	47.2	52.8	63.4	4.0	6.9
館種別	総合博物館	59	57.6	44.1	47.5	67.8	5.1	8.5
	美術博物館	452	54.6	48.9	55.3	58.6	6.0	6.0
	歴史博物館	187	61.5	50.3	45.5	68.4	4.8	6.4
	科学博物館	55	47.3	45.5	45.5	67.3	5.5	3.6
設置者種別	国(独立行政法人)	31	74.2	61.3	64.5	77.4	12.9	3.2
	都道府県	157	57.3	51.0	51.6	63.1	6.4	5.7
	政令指定都市・特別区	89	65.2	53.9	51.7	67.4	10.1	3.4
	市町村	255	57.6	49.0	46.3	60.8	4.7	4.7
	広域連合･行政組合	2	50.0	50.0	50.0	50.0	0.0	50.0
	民間非営利法人	144	45.1	42.4	54.2	59.7	3.5	8.3
	民間企業	48	52.1	45.8	56.3	60.4	0.0	12.5
	個人	16	25.0	25.0	62.5	62.5	0.0	25.0
	その他	23	56.5	47.8	47.8	60.9	8.7	4.3
運営形態	地方公共団体の直営	242	57.4	50.0	47.9	63.6	4.5	5.0
	地方独立行政法人	5	40.0	40.0	60.0	60.0	40.0	0.0
	指定管理者	177	64.4	57.1	54.8	61.0	7.3	5.6
	その他	24	54.2	45.8	29.2	62.5	8.3	0.0
全職員数	～20 人	522	52.7	45.0	50.4	61.1	4.2	7.3
	21～40 人	154	63.6	57.1	49.4	69.5	7.1	4.5
	41～60 人	49	63.3	59.2	59.2	67.3	10.2	4.1
	61 人以上	44	54.5	47.7	56.8	47.7	9.1	6.8
法律の認知の有無	認知有	360	54.7	48.6	51.7	62.2	6.4	4.4
	認知無	398	57.3	48.5	51.3	63.6	4.3	7.5
計画の認知の有無	認知有	318	55.7	50.6	52.2	62.9	7.2	4.4
	認知無	442	56.1	47.3	50.7	63.1	4.1	7.0
事業の実施状況	2019 年度～2022 年度実施有	212	61.3	59.9	60.8	64.2	8.5	2.8
	2018 年度以前に実施有	63	68.3	57.1	52.4	55.6	4.8	1.6
	2022 年度までに実施無	478	52.5	43.5	47.9	63.6	4.4	7.1

③連携している施設・機関

問 3-3　主に障害者を対象とした事業を実施するに当たり、連携している他の施設・機関はありますか。（○はいくつでも。ただし、12 に○を付けた場合は、12 以外には回答しないでください）また、連携内容を選んでください。

主に障害者を対象とした事業を実施するにあたり、連携している他の施設・機関はありますかという質問に対する回答は、「連携している組織・機関はない」が 57.8%ともっとも多い（「連携している他の施設・機関がある」という回答数が、「2022 年度までに実施したことがない」の回答数を上回っている。2023 年度以降に実施した施設の回答や、「主に障害者を対象とした事業を実施する」場合以外での連携をしている施設が回答している可能性に留意する必要がある）。連携先として多いのは「特別支援学校・学級・教育委員会」の17.7%で、ついで「住民団体以外の非営利活動法人、団体（社会福祉協議会、社団、NPO、任意団体など）」13.9%、「地方公共団体の福祉担当部署」10.8%、「福祉施設（障害福祉サービス事業所等）」10.0%、「地方公共団体の文化芸術担当部署」7.4%と続いている。

また、「地域の住民団体」と「障害者芸術文化活動支援センター」と回答している施設では、他とも、高い比率で連携している。問 3-2 の必要とするサポートで、「事業の企画や実施に必要な知識や経験を持った専門家や支援団体、相談窓口等」を選択した施設は、そうでない施設より、連携している割合がやや高くなっている。

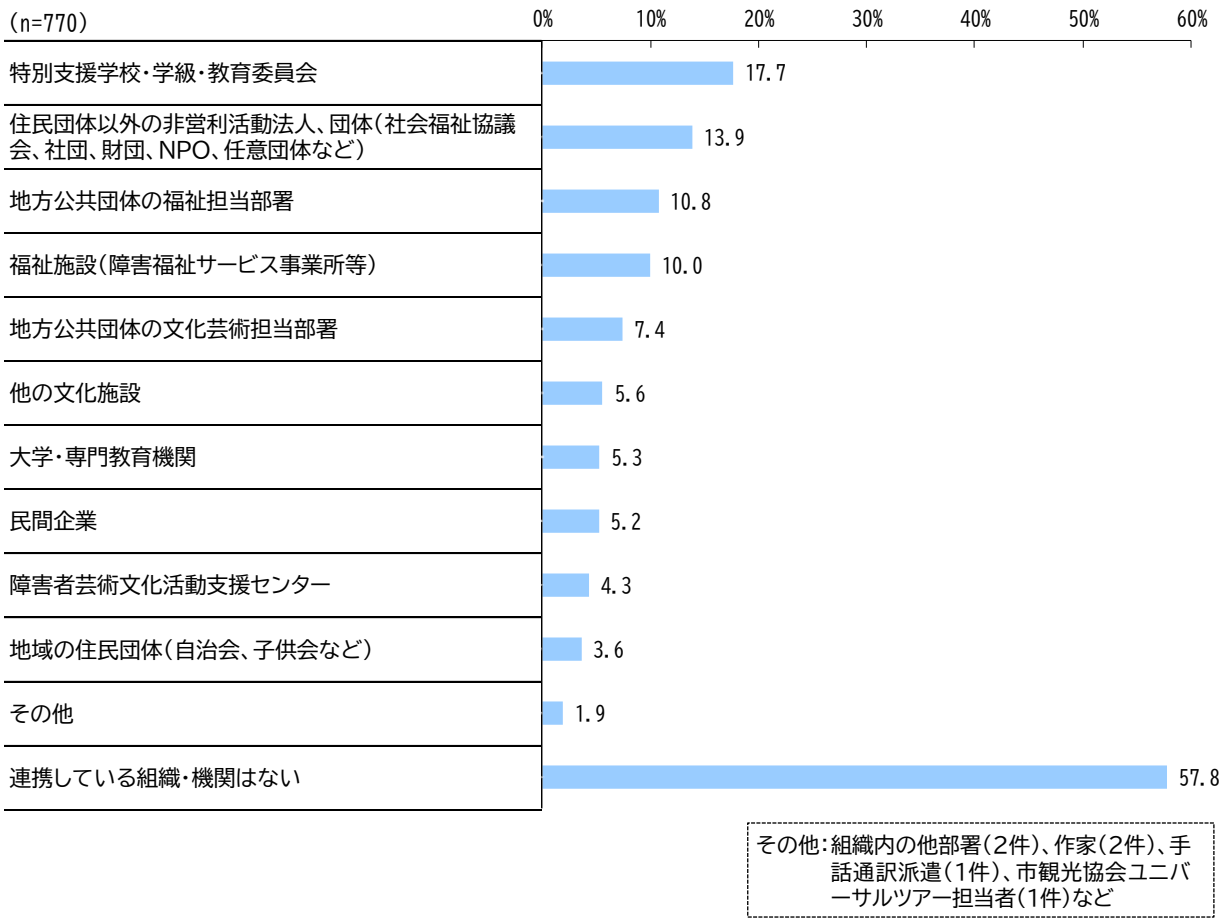

連携している施設・機関

		n＝	地方公共団体の文化芸術担当部署	地方公共団体の福祉担当部署	他の文化施設	福祉施設	大学・専門教育機関	特別支援学校・学級・教育委員会	地域の住民団体	住民団体以外の非営利活動法人、団体	民間企業	障害者芸術文化活動支援センター	その他	連携している組織・機関はない	無回答
全体		770	7.4	10.8	5.6	10.0	5.3	17.7	3.6	13.9	5.2	4.3	1.9	57.8	8.7
登録種別	登録博物館	348	7.8	10.9	4.0	10.6	5.2	20.4	3.4	13.8	5.5	3.7	2.3	54.6	7.5
	指定施設	99	9.1	12.1	10.1	14.1	11.1	20.2	5.1	21.2	5.1	6.1	3.0	53.5	7.1
	博物館類似施設	303	5.9	9.9	5.6	7.6	4.0	13.2	2.6	10.6	5.0	4.0	1.3	64.0	10.2
館種別	総合博物館	59	11.9	10.2	6.8	13.6	5.1	18.6	5.1	15.3	3.4	3.4	0.0	62.7	8.5
	美術博物館	452	8.0	13.1	6.4	11.3	6.4	18.1	4.0	15.5	6.9	6.4	2.7	53.8	8.6
	歴史博物館	187	4.8	8.0	3.2	7.0	3.7	16.0	2.1	9.1	1.1	1.1	1.1	66.3	8.6
	科学博物館	55	5.5	3.6	5.5	7.3	3.6	21.8	3.6	16.4	7.3	0.0	1.8	56.4	5.5
設置者種別	国(独立行政法人)	31	6.5	9.7	6.5	3.2	6.5	12.9	3.2	12.9	9.7	3.2	3.2	64.5	3.2
	都道府県	157	13.4	15.3	7.0	14.0	8.9	32.5	5.1	19.1	6.4	7.0	2.5	45.9	7.6
	政令指定都市・特別区	89	5.6	14.6	7.9	9.0	3.4	18.0	1.1	18.0	4.5	4.5	1.1	57.3	9.0
	市町村	255	8.2	11.8	5.5	9.8	3.9	14.5	4.3	12.9	3.5	2.7	1.2	56.9	10.2
	広域連合・行政組合	2	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0
	民間非営利法人	144	1.4	7.6	5.6	11.1	6.3	11.8	3.5	11.1	6.9	4.9	3.5	61.8	9.0
	民間企業	48	4.2	2.1	2.1	4.2	2.1	10.4	2.1	10.4	6.3	4.2	2.1	79.2	6.3
	個人	16	6.3	0.0	0.0	0.0	6.3	6.3	6.3	6.3	6.3	0.0	0.0	62.5	18.8
	その他	23	4.3	0.0	0.0	8.7	4.3	17.4	0.0	8.7	0.0	4.3	0.0	73.9	0.0
運営形態	地方公共団体の直営	242	9.9	12.4	5.4	8.3	4.5	17.4	3.3	12.4	4.1	4.1	1.2	54.5	9.9
	地方独立行政法人	5	20.0	20.0	40.0	40.0	40.0	20.0	20.0	60.0	0.0	0.0	0.0	20.0	20.0
	指定管理者	177	8.5	13.0	7.3	14.1	4.5	22.6	5.1	18.1	6.2	4.5	1.1	53.7	9.6
	その他	24	8.3	20.8	8.3	12.5	16.7	29.2	0.0	12.5	8.3	4.2	8.3	45.8	8.3
全職員数	～20人	522	5.9	8.8	4.6	9.4	4.6	12.8	3.1	10.9	3.8	3.6	1.1	63.2	10.2
	21～40人	154	10.4	16.9	7.8	8.4	4.5	24.0	5.2	17.5	4.5	3.9	2.6	51.9	5.8
	41～60人	49	10.2	10.2	10.2	12.2	10.2	36.7	6.1	28.6	12.2	8.2	4.1	40.8	8.2
	61人以上	44	9.1	11.4	4.5	20.5	11.4	31.8	2.3	20.5	15.9	9.1	6.8	34.1	2.3
法律の認知の有無	認知有	360	11.4	15.0	8.6	13.6	7.5	23.6	5.0	17.5	7.8	6.7	2.5	49.7	8.1
	認知無	398	3.8	6.8	2.8	6.5	3.3	12.3	2.5	10.3	2.8	2.3	1.5	66.1	8.8
計画の認知の有無	認知有	318	12.3	16.0	9.1	14.2	6.9	23.9	5.3	17.9	7.9	6.9	1.6	49.1	8.2
	認知無	442	3.8	6.8	2.9	7.0	4.1	13.3	2.5	10.9	3.2	2.5	2.3	64.9	8.4
事業の実施状況	2019年度～2022年度実施有	212	12.7	21.2	12.3	23.6	12.3	46.2	7.1	33.0	12.7	10.4	4.2	18.9	4.2
	2018年度以前に実施有	63	12.7	15.9	12.7	15.9	11.1	19.0	6.3	25.4	7.9	3.2	6.3	47.6	3.2

	2022年度までに実施無	478	4.4	5.4	1.9	3.6	1.7	5.4	1.9	4.4	1.7	1.9	0.4	76.4	10.7

連携している施設・機関同士の関係

	n＝	地方公共団体の文化芸術担当部署	地方公共団体の福祉担当部署	他の文化施設	福祉施設	大学・専門教育機関	特別支援学校・学級・教育委員会	地域の住民団体	住民団体以外の非営利活動法人、団体	民間企業	障害者芸術文化活動支援センター	その他	連携している組織・機関はない	無回答
全体	770	7.4	10.8	5.6	10.0	5.3	17.7	3.6	13.9	5.2	4.3	1.9	57.8	8.7
地方公共団体文化芸術担当部署	57	100.0	57.9	42.1	40.4	29.8	54.4	31.6	50.9	21.1	31.6	1.8	0.0	0.0
地方公共団体の福祉担当部署	83	39.8	100.0	36.1	36.1	26.5	53.0	24.1	48.2	16.9	24.1	2.4	0.0	0.0
他の文化施設	43	55.8	69.8	100.0	51.2	41.9	65.1	41.9	65.1	27.9	37.2	2.3	0.0	0.0
福祉施設	77	29.9	39.0	28.6	100.0	23.4	64.9	23.4	51.9	22.1	23.4	2.6	0.0	0.0
大学・専門教育機関	41	41.5	53.7	43.9	43.9	100.0	56.1	29.3	68.3	31.7	34.1	4.9	0.0	0.0
特別支援学校・学級・教育委員会	136	22.8	32.4	20.6	36.8	16.9	100.0	19.1	41.2	18.4	19.1	4.4	0.0	0.0
地域の住民団体	28	64.3	71.4	64.3	64.3	42.9	92.9	100.0	78.6	42.9	50.0	0.0	0.0	0.0
住民団体以外の非営利活動法人、団体	107	27.1	37.4	26.2	37.4	26.2	52.3	20.6	100.0	22.4	18.7	5.6	0.0	0.0
民間企業	40	30.0	35.0	30.0	42.5	32.5	62.5	30.0	60.0	100.0	22.5	7.5	0.0	0.0
障害者芸術文化活動支援センター	33	54.5	60.6	48.5	54.5	42.4	78.8	42.4	60.6	27.3	100.0	3.0	0.0	0.0
その他	15	6.7	13.3	6.7	13.3	13.3	40.0	0.0	40.0	20.0	6.7	100.0	0.0	0.0
連携している組織・機関はない	445	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0

専門家や支援団体、相談窓口のサポートを選択した施設の連携状況

	n＝	地方公共団体の文化芸術担当部署	地方公共団体の福祉担当部署	他の文化施設	福祉施設	大学・専門教育機関	特別支援学校・学級・教育委員会	地域の住民団体	住民団体以外の非営利活動法人、団体	民間企業	障害者芸術文化活動支援センター	その他	連携している組織・機関はない	無回答
全体	770	7.4	10.8	5.6	10.0	5.3	17.7	3.6	13.9	5.2	4.3	1.9	57.8	8.7
「専門家や支援団体、相談窓口」を選択した施設	373	8.0	13.4	7.2	13.4	8.0	24.4	4.8	19.0	7.0	5.4	2.4	54.4	5.6
「専門家や支援団体、相談窓口」を選択していない施設	347	7.8	9.5	4.6	6.9	3.2	12.1	2.9	9.8	4.0	3.5	1.7	62.2	7.8

各連携先ごとの連携内容をみると、「福祉施設」、「大学・専門教育機関」、「特別支援学校・学級・教育委員会」については、事業企画面で連携したという回答がもっとも多く、他の連携先では広報や参加者の募集で連携したという回答がもっとも多くなっている。

また、連携内容ごとに見ていくと、「事業企画」「広報、参加者の募集」「事前の準備・運営」では、障害者芸術文化活動支援センターでの回答がもっとも多くなっており、事業の企画・広報・運営等において支援センターの占める役割が大きい。一方「講師・アーティストの派遣」では大学・専門教育機関の、「会場の提供」では特別支援学校・学級・教育委員会の、「資金補助・寄附」では地方公共団体の文化芸術担当部署の回答が多くなっている。

連携内容

	ア. 事業企画	イ. 広報、参加者の募集	ウ. 事前の準備・運営	エ. 講師・アーティストの派遣	オ. 会場の提供	カ. 資金補助・寄付	キ. その他
1.地方公共団体の文化芸術担当部署	40.4	47.4	33.3	12.3	33.3	17.5	5.3
2 .地方公共団体の福祉担当部署	34.9	45.8	30.1	12.0	20.5	13.3	14.5
3 他の文化施設	41.9	55.8	37.2	16.3	23.3	2.3	7.0
4 福祉施設(障害福祉サービス事業所等)	44.2	41.6	32.5	29.9	37.7	2.6	7.8
5 大学・専門教育機関	48.8	39.0	34.1	36.6	17.1	2.4	12.2
6 特別支援学校・学級・教育委員会	44.9	41.2	35.3	15.4	39.7	1.5	6.6
7 地域の住民団体(自治会、子供会など)	21.4	57.1	25.0	7.1	35.7	3.6	7.1
8 住民団体以外の非営利活動法人、団体(社会福祉協議会、社団、財団、NPO、任意団体など)	47.7	52.3	39.3	23.4	23.4	6.5	9.3
9 民間企業	32.5	42.5	25.0	12.5	27.5	10.0	20.0
10 障害者芸術文化活動支援センター	51.5	57.6	45.5	30.3	30.3	3.0	15.2
11 その他	40.0	26.7	40.0	33.3	26.7	6.7	13.3

④代表的な事業の内容

問 3-4　2019 年度から 2022 年度の間に実施した主に障害者を対象とした事業のうち、代表的な事業について具体的な内容（詳細）を御記入ください。（最大3事業まで）

④-1　代表的な事業の分類

2019 年度から 2022 年度の間に実施した代表的な事業については 230 施設から 332 件の回答があった。ここでは、参考として、各施設がどのような事業を代表的な事業として回答したかについての簡単な整理を行う。

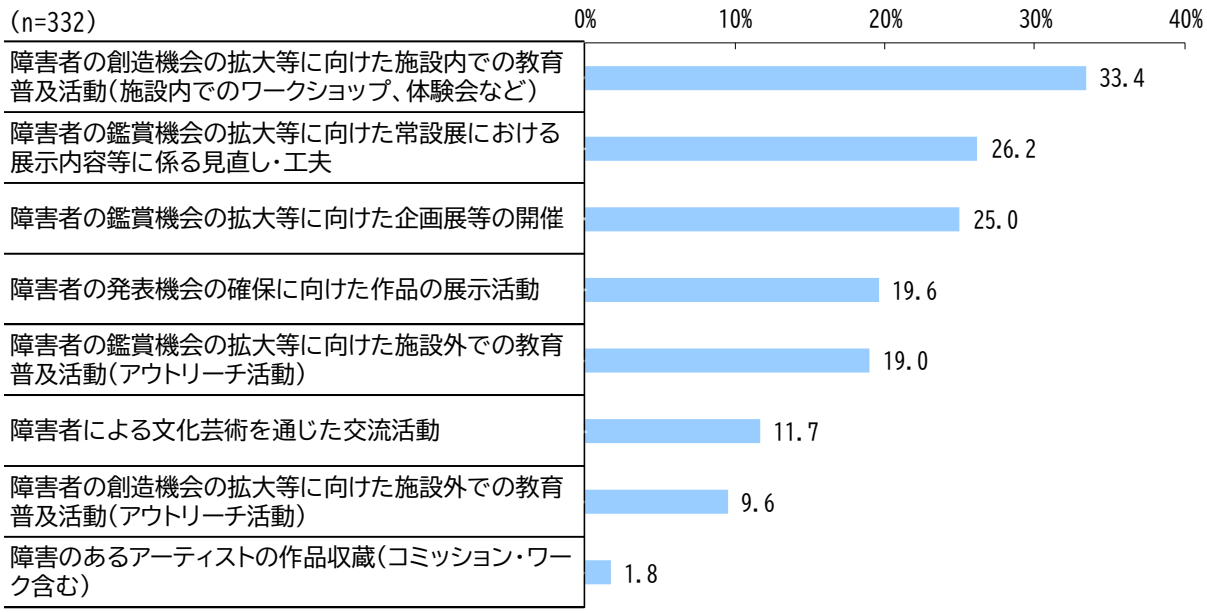

事業の分類

		事業数	障害者の鑑賞機会の拡大等に向けた常設展における展示内容等に係る見直し・工夫	障害者の鑑賞機会の拡大等に向けた企画展等の開催	障害者の鑑賞機会の拡大等に向けた施設外での教育普及活動(アウトリーチ活動)	障害者の創造機会の拡大等に向けた施設内での教育普及活動(施設内でのワークショップ、体験会など)	障害者の創造機会の拡大等に向けた施設外での教育普及活動(アウトリーチ活動)	障害者の発表機会の確保に向けた作品の展示活動	障害のあるアーティストの作品収蔵(コミッション・ワーク含む)	障害者による文化芸術を通じた交流活動
全体		332	26.2	25.0	19.0	33.4	9.6	19.6	1.8	11.7
登録種別	登録博物館	164	29.3	28.7	17.7	35.4	9.8	16.5	2.4	9.1
	指定施設	60	38.3	23.3	21.7	26.7	8.3	16.7	0.0	16.7
	博物館類似施設	97	16.5	21.6	20.6	30.9	11.3	22.7	2.1	13.4
館種別	総合博物館	25	24.0	20.0	36.0	44.0	20.0	0.0	0.0	8.0
	美術博物館	199	22.6	30.2	16.6	33.2	9.0	32.7	3.0	15.6
	歴史博物館	74	33.8	18.9	20.3	28.4	10.8	0.0	0.0	5.4
	科学博物館	33	33.3	9.1	18.2	39.4	3.0	0.0	0.0	6.1
設置者種別	国(独立行政法人)	29	48.3	27.6	24.1	27.6	3.4	3.4	0.0	3.4
	都道府県	115	30.4	21.7	28.7	34.8	16.5	12.2	1.7	12.2
	政令指定都市・特別区	51	27.5	17.6	11.8	37.3	7.8	23.5	2.0	13.7
	市町村	76	23.7	30.3	11.8	27.6	5.3	19.7	0.0	11.8
	広域連合・行政組合	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	民間非営利法人	45	11.1	28.9	13.3	33.3	2.2	37.8	6.7	15.6
	民間企業	6	16.7	50.0	0.0	33.3	33.3	50.0	0.0	16.7
	個人	1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
	その他	9	0.0	22.2	22.2	66.7	11.1	22.2	0.0	0.0
運営形態	地方公共団体の直営	113	29.2	30.1	22.1	29.2	12.4	15.9	1.8	13.3
	地方独立行政法人	3	66.7	0.0	66.7	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0
	指定管理者	92	18.5	18.5	15.2	39.1	8.7	22.8	1.1	14.1
	その他	16	43.8	12.5	25.0	43.8	12.5	6.3	0.0	6.3
全職員数	～20 人	148	18.2	28.4	10.8	35.1	8.1	32.4	2.7	15.5
	21～40 人	85	29.4	22.4	28.2	28.2	12.9	8.2	2.4	7.1
	41～60 人	45	40.0	26.7	17.8	33.3	8.9	4.4	0.0	13.3
	61 人以上	54	31.5	18.5	27.8	37.0	9.3	14.8	0.0	7.4
法律の認知の有無	認知有	223	31.4	25.6	21.1	31.8	10.8	16.6	1.8	11.2
	認知無	105	14.3	23.8	13.3	37.1	7.6	26.7	1.9	13.3
計画の認知の有無	認知有	207	30.0	27.1	20.8	34.3	10.6	18.4	1.9	10.6
	認知無	121	19.0	21.5	14.9	32.2	8.3	22.3	1.7	14.0

④-2 主な対象

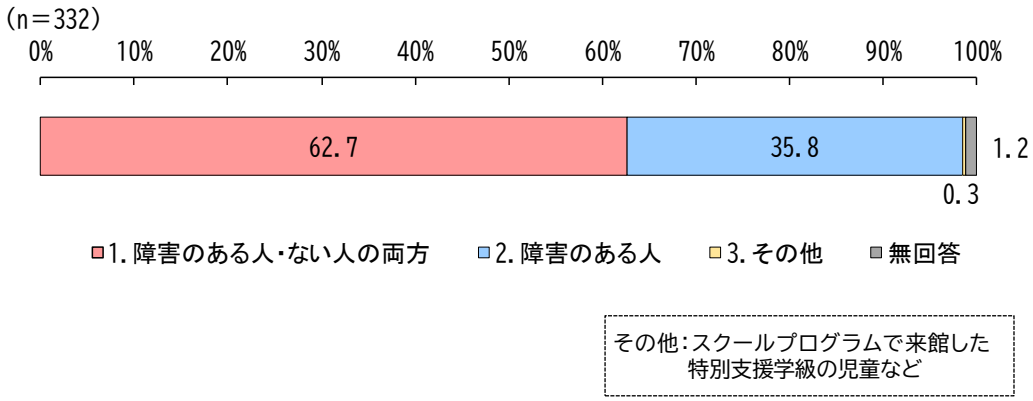

その他：スクールプログラムで来館した
特別支援学級の児童など

事業の対象

		事業数	障害のある人・ない人の両方	障害のある人	その他
全体		332	62.7	35.8	0.3
登録種別	登録博物館	164	56.7	42.1	0.6
	指定施設	60	75.0	20.0	0.0
	博物館類似施設	97	62.9	37.1	0.0
館種別	総合博物館	25	56.0	44.0	0.0
	美術博物館	199	66.8	31.7	0.5
	歴史博物館	74	51.4	48.6	0.0
	科学博物館	33	66.7	27.3	0.0
設置者種別	国(独立行政法人)	29	58.6	41.4	0.0
	都道府県	115	61.7	37.4	0.0
	政令指定都市・特別区	51	56.9	37.3	2.0
	市町村	76	72.4	26.3	0.0
	広域連合・行政組合	0	0.0	0.0	0.0
	民間非営利法人	45	57.8	42.2	0.0
	民間企業	6	66.7	33.3	0.0
	個人	1	100.0	0.0	0.0
	その他	9	55.6	44.4	0.0
運営形態	地方公共団体の直営	113	64.6	33.6	0.9
	地方独立行政法人	3	33.3	0.0	0.0
	指定管理者	92	71.7	27.2	0.0
	その他	16	37.5	62.5	0.0
全職員数	～20 人	148	68.2	31.1	0.0
	21～40 人	85	56.5	40.0	0.0
	41～60 人	45	60.0	40.0	0.0
	61 人以上	54	59.3	38.9	1.9
法律の認知の有無	認知有	223	60.5	38.6	0.4
	認知無	105	67.6	31.4	0.0
計画の認知の有無	認知有	207	60.9	38.2	0.5
	認知無	121	66.1	33.1	0.0

④-3 対象とする障害種別

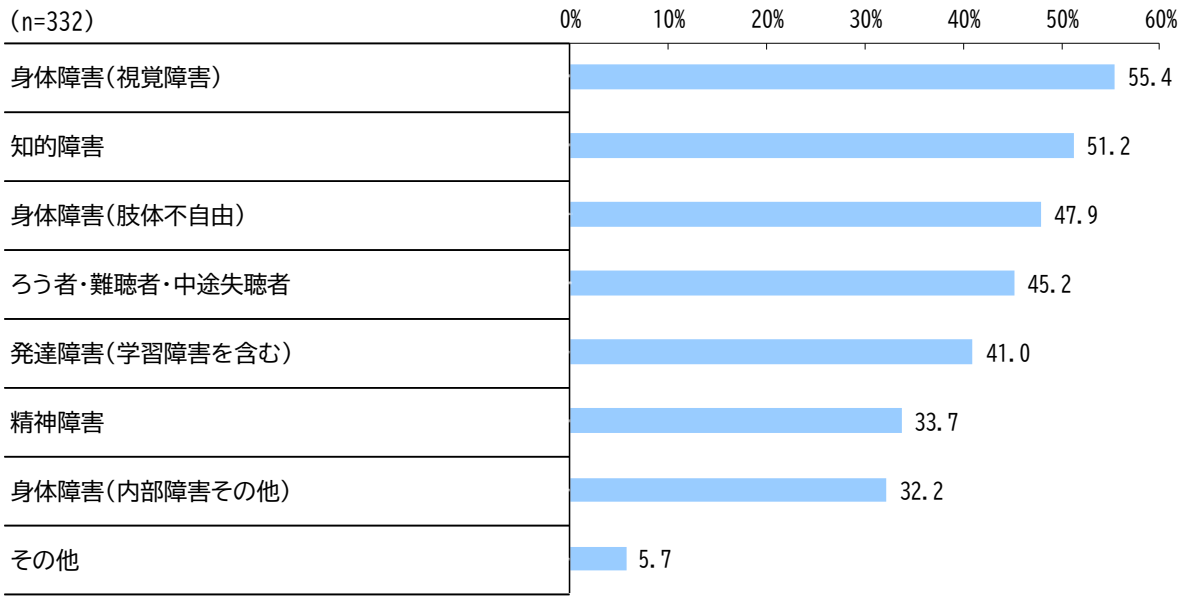

その他：外出が困難な事情がある、難病、支援学級・育成学級生徒、病弱児、認知症、障害部位に特化していない、など

障害の種別

		事業数	身体障害(肢体不自由)	身体障害(視覚障害)	ろう者・難聴者・中途失聴者	身体障害(内部障害その他)	知的障害	精神障害	発達障害(学習障害を含む)	その他
全体		332	47.9	55.4	45.2	32.2	51.2	33.7	41.0	5.7
登録種別	登録博物館	164	47.0	57.3	41.5	31.1	51.2	31.7	38.4	3.7
	指定施設	60	46.7	58.3	53.3	33.3	46.7	43.3	45.0	8.3
	博物館類似施設	97	49.5	50.5	46.4	30.9	52.6	27.8	39.2	7.2
館種別	総合博物館	25	48.0	60.0	28.0	16.0	44.0	20.0	24.0	4.0
	美術博物館	199	52.3	58.3	44.2	38.2	57.8	42.2	48.2	7.0
	歴史博物館	74	40.5	58.1	52.7	24.3	43.2	21.6	31.1	2.7
	科学博物館	33	39.4	30.3	45.5	27.3	36.4	21.2	33.3	6.1
設置者種別	国(独立行政法人)	29	44.8	72.4	58.6	34.5	41.4	31.0	34.5	10.3
	都道府県	115	44.3	56.5	48.7	30.4	53.9	33.0	40.0	3.5
	政令指定都市・特別区	51	45.1	47.1	39.2	29.4	49.0	33.3	39.2	7.8
	市町村	76	38.2	60.5	43.4	30.3	46.1	30.3	40.8	6.6
	広域連合・行政組合	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	民間非営利法人	45	73.3	48.9	37.8	42.2	62.2	48.9	51.1	2.2
	民間企業	6	66.7	33.3	50.0	33.3	66.7	16.7	33.3	0.0
	個人	1	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
	その他	9	55.6	44.4	33.3	33.3	44.4	11.1	44.4	22.2
運営形態	地方公共団体の直営	113	43.4	61.1	44.2	28.3	46.9	31.9	40.7	4.4
	地方独立行政法人	3	33.3	66.7	33.3	33.3	33.3	0.0	33.3	33.3
	指定管理者	92	42.4	46.7	50.0	34.8	54.3	35.9	41.3	5.4
	その他	16	50.0	50.0	31.3	18.8	62.5	25.0	43.8	6.3
全職員数	～20 人	148	53.4	50.7	45.3	35.1	58.8	41.2	47.3	6.8
	21～40 人	85	44.7	60.0	42.4	29.4	42.4	24.7	29.4	2.4
	41～60 人	45	51.1	66.7	64.4	33.3	53.3	35.6	44.4	6.7
	61 人以上	54	35.2	51.9	33.3	27.8	42.6	25.9	38.9	7.4
法律の認知の有無	認知有	223	48.0	57.8	45.7	31.8	53.4	36.3	43.0	4.9
	認知無	105	48.6	49.5	44.8	33.3	47.6	29.5	37.1	6.7
計画の認知の有無	認知有	207	48.8	57.5	45.9	32.4	54.6	37.7	43.0	4.3
	認知無	121	47.1	51.2	44.6	32.2	46.3	28.1	38.0	7.4

④-4 実施場所

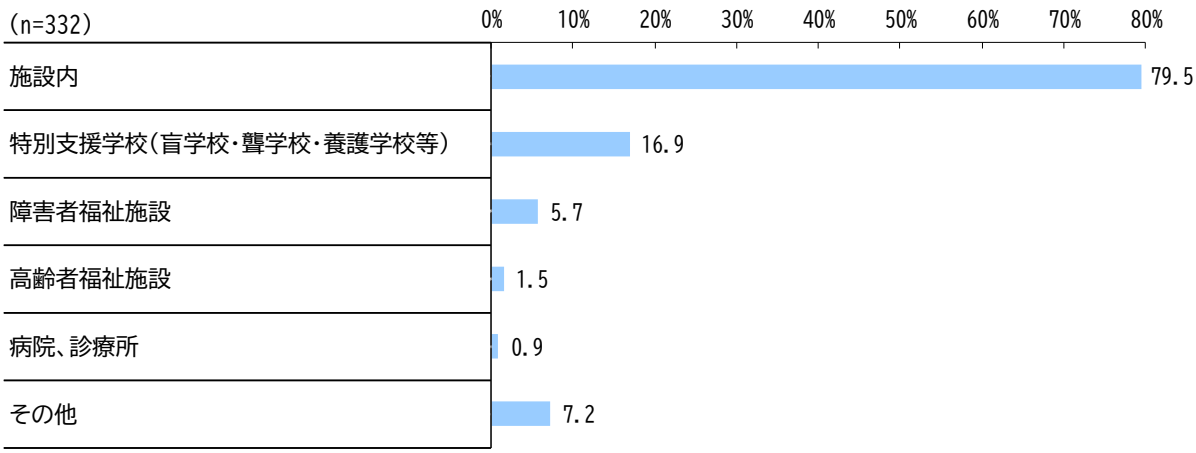

その他：学校内の特別支援学級、全国の美術館・ギャラリー・百貨店催事スペース、商業施設、店舗、図書館、市民文化会館、市民交流プラザ、公民館、公園、工場、相手先団体の指定場所、SNS 上で実施した、ウェブサイト上で実施した、DVDを配布した、など

実施場所

		事業数	施設内	特別支援学校（（盲学校・聾学校・養護学校等）	障害者福祉施設	病院、診療所	高齢者福祉施設	その他
全体		332	79.5	16.9	5.7	0.9	1.5	7.2
登録種別	登録博物館	164	79.3	20.7	6.7	1.8	3.0	3.7
	指定施設	60	85.0	8.3	3.3	0.0	0.0	11.7
	博物館類似施設	97	76.3	16.5	6.2	0.0	0.0	10.3
館種別	総合博物館	25	68.0	32.0	0.0	4.0	0.0	8.0
	美術博物館	199	83.4	11.1	6.5	1.0	2.5	9.0
	歴史博物館	74	74.3	28.4	5.4	0.0	0.0	2.7
	科学博物館	33	75.8	15.2	6.1	0.0	0.0	6.1
設置者種別	国（独立行政法人）	29	89.7	10.3	0.0	0.0	0.0	10.3
	都道府県	115	74.8	29.6	6.1	0.9	0.9	1.7
	政令指定都市・特別区	51	86.3	7.8	2.0	0.0	0.0	9.8
	市町村	76	84.2	10.5	6.6	2.6	2.6	10.5
	広域連合・行政組合	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	民間非営利法人	45	75.6	8.9	6.7	0.0	4.4	6.7
	民間企業	6	66.7	0.0	33.3	0.0	0.0	16.7
	個人	1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
	その他	9	66.7	33.3	11.1	0.0	0.0	11.1
運営形態	地方公共団体の直営	113	77.9	22.1	7.1	1.8	0.9	8.0
	地方独立行政法人	3	66.7	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0
	指定管理者	92	84.8	15.2	1.1	0.0	0.0	5.4
	その他	16	81.3	12.5	12.5	0.0	6.3	6.3
全職員数	～20 人	148	81.1	10.8	5.4	0.7	1.4	10.8
	21～40 人	85	72.9	24.7	5.9	0.0	1.2	4.7
	41～60 人	45	84.4	24.4	4.4	4.4	2.2	0.0
	61 人以上	54	81.5	14.8	7.4	0.0	1.9	7.4
法律の認知の有無	認知有	223	78.0	17.9	6.3	0.9	1.3	7.2
	認知無	105	82.9	15.2	3.8	1.0	1.9	7.6
計画の認知の有無	認知有	207	77.8	18.4	6.3	1.0	1.4	6.8
	認知無	121	82.6	14.9	4.1	0.8	1.7	8.3

④-5 実施年度

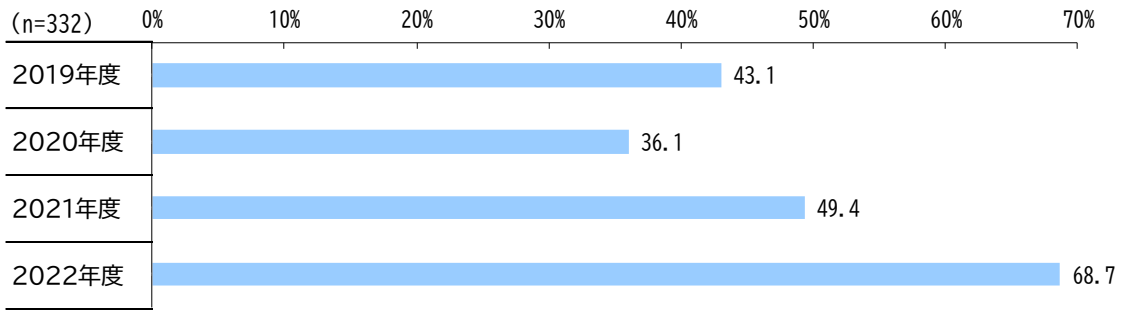

実施年度

		業事数	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
全体		332	43.1	36.1	49.4	68.7
登録種別	登録博物館	164	41.5	32.9	46.3	68.9
	指定施設	60	45.0	45.0	53.3	80.0
	博物館類似施設	97	43.3	34.0	49.5	63.9
館種別	総合博物館	25	36.0	32.0	44.0	76.0
	美術博物館	199	46.2	37.2	49.2	63.8
	歴史博物館	74	41.9	35.1	55.4	74.3
	科学博物館	33	33.3	33.3	39.4	78.8
設置者種別	国(独立行政法人)	29	31.0	41.4	51.7	62.1
	都道府県	115	41.7	39.1	51.3	70.4
	政令指定都市･特別区	51	58.8	45.1	45.1	66.7
	市町村	76	43.4	26.3	44.7	63.2
	広域連合･行政組合	0	0.0	0.0	0.0	0.0
	民間非営利法人	45	40.0	33.3	55.6	82.2
	民間企業	6	33.3	16.7	16.7	66.7
	個人	1	100.0	100.0	100.0	0.0
	その他	9	22.2	33.3	66.7	66.7
運営形態	地方公共団体の直営	113	50.4	34.5	46.9	69.0
	地方独立行政法人	3	0.0	0.0	0.0	100.0
	指定管理者	92	46.7	38.0	52.2	63.0
	その他	16	25.0	43.8	43.8	81.3
全職員数	～20 人	148	45.9	37.2	52.0	63.5
	21～40 人	85	34.1	31.8	42.4	68.2
	41～60 人	45	44.4	33.3	53.3	82.2
	61 人以上	54	48.1	42.6	50.0	72.2
法律の認知の有無	認知有	223	41.3	37.7	48.4	67.3
	認知無	105	48.6	34.3	53.3	70.5
計画の認知の有無	認知有	207	43.0	38.2	49.8	66.2
	認知無	121	44.6	33.9	50.4	71.9

④-6 事業の目的、工夫、連携先、課題

事業を企画・実施したきっかけや目的・期待した成果（回答数 322）	n=	%
障害のある人にも鑑賞・体験・学習の機会を提供するため（施設のユニバーサル・デザイン化、アウトリーチの展開、デジタル化など）	101	30.4
障害者や特別支援学校・施設関係者などから要望があった／過去の事業でもらった障害者の意見・声を受け止めた	81	24.4
障害のある人との交流や障害の社会への普及啓発、地域交流などにより共生社会を推進するため	76	22.9
障害者の創造活動や制作された作品などの発表・販売活動を支援し、障害者の文化芸術活動を振興するため	33	9.9
国や自治体の計画、指針、要請に応えるため（東京 2020 大会や国民文化祭その他の国・自治体等のプロジェクトへの参加が目的のものを含む）	30	9.0
継続事業としてかねてから実施している	21	6.3
障害者向け以外の目的（子供向け事業など）の事業で障害者への接遇をあわせて実施した	19	5.7
新型コロナウイルス感染症対応が契機となって実施した	13	3.9
障害者やその家族間の交流を支援するため	4	1.2

実現するための事業の実施方法に関する工夫・特徴（回答数 266）	n=	%
専門家、関係者を交えた事前打ち合わせ、連携を綿密に行った	66	24.8
障害者向け資料の作成や特別解説を実施した（触図、音声ガイド、スライド、字幕、触れるレプリカなど）	53	19.9
デジタル対応を行った（モニターやサイネージ機器の準備、スマホアプリの準備やウェブサイト上での対応、オンライン実施、ロボットを使ったテレプレゼンス等）	40	15.0
バリアフリー対策や施設のアクセシビリティの強化を行った（車椅子からの動線・視線などの事前確認と対応、磁器誘導ループ、付添や介助の実施など）	34	12.8
障害者向け広報を工夫した（関連機関などを通じた告知など）	20	7.5
ボランティアを活用した（館のサポーター、手話サークルなど）	13	4.9
障害の種別や程度に合わせた丁寧な対応を実施した	10	3.8
それぞれの事業の内容に応じた個別の対応の実施	81	30.5
特別な対応はしていない	6	2.3

連携先（回答数 192）	n=	%
社会福祉法人・団体・施設・病院	67	34.9
特別支援学校	39	20.3
福祉系アート団体	22	11.5
自治体福祉部署（直営福祉施設含む）	20	10.4
自治体文化部署・教育部署（文化施設、自治体からの寄付による財団含む）	20	10.4
大学	17	8.9
県の障害者文化芸術支援センター	12	6.3
一般企業	12	6.3
他の美術館・博物館	11	5.7
文化団体	11	5.7
福祉関連企業	9	4.7
マスコミ	5	2.6
文化以外の地域団体	5	2.6
国	3	1.6
特別支援学校以外の学校	2	1.0

事業を実施した際の課題（回答数 237）	n=	%
バリアフリーの整備や展示環境の維持などの課題（施設の混雑度合いや照明の問題、さわれる展示の場合の展示物の保全、障害者の方の状態に合わせた進行など）	38	15.2
予算が取れない、財源が不足している	31	13.1
事業の継続性、発展性に課題がある／事後検証ができていない	27	11.4
広報が不足している、広報することが難しい	27	11.4
障害の種別・程度に合わせた対応が難しい（情報保障を含む）	24	10.1
人員が不足している、職員の手が回らない	22	9.3
新型コロナウイルス感染症への対応が大変	18	7.6
事前準備が難しい、時間がかかる	17	7.2
障害者、関係者、福祉部署との連携面で課題がある	17	7.2
集客や応募の確保・拡大が難しい	14	5.9
職員の専門性が不足している、専門的な人材を育成する必要がある	13	5.5
機器・アプリ・ネットワークなどデジタル面での不調や不備	12	5.1
事業の規模や内容が不足している	6	2.5
障害者以外の来館者、他部署、地域社会などに理解してもらうことが難しい	6	2.5
ボランティアの不足	4	1.7
そもそも事業内容面に課題があった	4	1.7
他館と知見、ノウハウが共有できていない	1	0.4
特に課題はなかった	2	0.8

（8）自由意見

問 3-5　その他、障害者による文化芸術活動の推進や、他の共生社会に向けた取組について、御意見・御提案などがあれば、御自由にお書きください。

自由意見として 111 件の回答を得た。このうち、意見や要望を記載した回答 50 件について、下記に内容の一部を抜粋して掲載した。他の回答は、主に各施設の現状について記載したものとなっている。

要望としては、補助金などの財政的な支援（施設改修費、額縁費や字幕作成費など具体的な経費への支援）、情報面での支援（他施設での具体事例、各種のデータや資料、事例や資料をまとめて入手できるプラットフォーム、意見交換が行える SNS など）、支援対象の拡大についての要望（一般の人と障害者双方を対象とした事業への支援、科学博物館など美術館以外の施設が使いやすい支援、そもそも車椅子などが入れないような施設・事業現場にも寄り添った支援など）、指針の必要性、支援の仕組みの必要性などが挙げられている。意見としては、共生社会を進めていきたいというものや、現状の問題点を指摘するものがあった。

また、法律自体の美術館・博物館等への普及啓発をもっと拡大して欲しいという声もあった。

内　容	館種別	設置者種別
障害者、地域住民、子どもたち、外国人といった様々な方々に対応するための技術的・資金的支援を充実させていただければ、誰一人として取り残さない共生社会の実現に貢献できる博物館活動が可能となると思います。	総合	国（独立行政法人）
障害への理解を得、障害の有無にかかわらず場を共有し交流する役割をミュージアムは果たせる手応えを得てきている。各地のミュージアムがそのような役割を果たすことで、社会の変化へとつながればと希望している。	総合	都道府県
ケアを要する人たちが、当然のように文化施設にアクセスしやすい環境を、ソフト面、ハード面において整備していくこと、またそれにまつわる専門機関からのサポートが必要だと感じている。	美術	国（独立行政法人
職員向けの研修機会は必須であるし、社会の理解も必要だが、何より障害の種類は多様で、通常とは違う手間や配慮があるため、専門的知見・経験のある職員で構成する部署が必要。予算を確保できたとしても現状の体制でできることではない。それはどの組織にも共通する課題ではないだろうか。	美術	国（独立行政法人）
学校も障害者関連事業者も創作活動優位と思われるが、鑑賞領域の可能性についてもっと理解を広めていきたい。	美術	都道府県
障害者の文化活動に関わる人たち（手話通訳者や団体）は高い専門性を要するにも関わらず、この業務の収入が少なすぎるので、他の仕事と掛け持ちをせねば生活できないため、充実に限界がある。	美術	都道府県
文化庁で研修会を開催したり、ガイドラインを作ったりしていただきたいです。	美術	都道府県
学校の経費的な負担が軽減されるようなサポートをもち、インクルーシブ教育の発想で行うワークショップのための助成金があると、美術館の取組としても、提案や開催がしやすい。	美術	都道府県
支援学校卒業後の障がい者による文化芸術活動への参加は限られた状況にあり、社会的支援が必要である。	美術	都道府県

内　容	館種別	設置者種別
障がいのある方にとって有効だと思われる「芸術鑑賞（創作も）ツール」は、障がいがない人にとっても非常に有効である。	美術	都道府県
ハードルの低い美術鑑賞の常時提供を担保するには、サポートができる人材育成と共にサポーターバンクのような組織組みなどソフトとシステム構築でのフォロー体制の拡充が急務であると考える。	美術	政令指定都市・特別区
額装や展示・運搬にかかる費用の助成、絵具や画材の費用の助成、 絵画を描ける環境整備への助成 不登校児が平日の昼間に気軽に使える、アート療育の場の設置にかかる費用の助成	美術	政令指定都市・特別区
国の方で障害者による文化芸術活動の推進を支える研修などをひんぱんに行ってもらえたらうれしい。	美術	市町村
アーティストとして著名な方もいらっしゃるが、多くの方は、表現することが支えになっているがアーティストとして作品制作をしているわけではないため、作品発表の場が少ない、と聞いている。美術館が場として機能できるよう、相談できる専門家がいれば助かる。	美術	市町村
議論は常に「分類」についてです。一般、障害者活動の場や展示場所、期間まで違ってくるとなかなか真の交流が難しくなります。少しずつですが分け隔てがなくなるような未来を目標として活動していきたいです。	美術	市町村
障害者による文化芸術活動を推進するために、まずそのきっかけづくりが重要です。障害者である世界的に有名なアーティストの巡回展を地方中心に行うことが良策だと思います。国立、県立ではなく地方の小規模博物館などから発信することで注目度が増すと思います。	美術	市町村
障害のあるアーティストの作品収蔵に関する収蔵の基準事例などを知りたい。障がいのある人ない人がどちらも出展する展覧会の在り方について知りたい。	美術	市町村
障害を持つ方々が、どのようなことを美術館に求めているのか。障害によって様々だとは思いますが、具体的な内容を知る機会が欲しい。また、他館で実施している比較的容易な対応事例を知りたい。	美術	市町村
どのような形で障害のある方の文化活動への参加を達成させていきたいかなど基本的なビジョンを抱くための情報や機会が設けられる必要性を感じる。他業種との意意見交換なども。	美術	市町村
現在まで（こちら側が把握できる範囲で）障害者の方の参加はほとんどない状態。実際に視覚、聴覚障害者の方などが講座に参加した場合の対応方法などは今後の検討課題であり、その場合は外部の専門機関などの助言があれば心強い。特別展の場合、障害者割引の利用状況から障害者の方が来館されていることは把握しているが、特に要望などは伺っていない。地域社会における障害者の方たちの、施設に対しての潜在的な希望、要望など共有できる場があればとよいと感じる。	美術	市町村
このようなアンケートの結果の公表を含め広く企画展やイベントを障害者、健常者共に周知できる手法、特にＳＮＳを含めたデジタル技術を利用したプラットフォームの作成が必要である。 博物館、美術館側としては展示の高さ、車イスの通路の確保から始まる展示公開の基準を設定し、障害者による文化芸術活動の推進や、他の共生社会に向けた取組を進めるべき。	美術	市町村

内　容	館種別	設置者種別
障がいをもつ方々への支援は大切なことであるが、障がい者を含む仲間や家族で来館するケースも多い。そういった健常者と障がい者が混在する形の中で、障がいを持つ方も、健常者と同じくらい充実した時間を過ごしてもらうために、障がい者のみの鑑賞活動よりも、共生する自然な形で鑑賞していただくための設定をどうしていくのかしっかりと考えていきたい。	美術	市町村
障害のある子どもたちとそうでない子どもたちが一緒になって、何十畳もあるような巨大なキャンバス（板でも可）に、筆だけではなく、手や足、全身をつかって、絵の具だらけになりながら、何かを合作する。完成したら、その作品を上からみんなでながめ、言葉や手話やボードなどを使って、子どもたちが鑑賞型の対話をかわす。そんな光景を見たい、やってみたい。	美術	市町村
まずは、一般の方・障害のある方どちらにも対応できる、ハードルの低い工夫の指針などが具体的にあると助かる。障害といっても種類も重さも人それぞれなので、当館のような小さな館は、まずはユニバーサルデザイン的なことを考えたい。	美術	市町村
福祉施設の方のお話を聞くと、作品展を開催した場合、必ず事業名に「障がい者による」という冠がついてしまうと言います。特に芸術に関しては障がいの有無に関係なく素晴らしい作品が生まれる可能性があるにもかかわらず、作品展名によって見る前にフィルターがかかり、文化芸術活動に支障があると考えられます。おそらく補助金も関係しているため、「障がい者」がタイトルにないと不正受給につながるのかもしれませんが、何か別の方法で鑑賞する側には事前に知らせなくてもよいシステムがないでしょうか。作品を見た人たちに判断できる仕組みが求められると思います。	美術	市町村
制作活動などの様子が分かる動画（YouTube など）が、手軽に視聴できるとありがたいです。	美術	広域連合・行政組合
「障害者のため」と特化しないといけない状態が悲しいと思います。「障害者」とアンケートではくくっていますが、当館では高齢のお客様も多く、特に障害者手帳をお持ちでなくても、視力が落ちていたり、足が不自由な方もたくさんいらっしゃいます。職員は出来る限りのお手伝いを、お客様には個別にさせていただいております。車いすで入る施設設備がなければ障害者が利用・参加しやすくなる事業・取組をしていないことになると言っているようにこのアンケートは感じられます。障害者だけでなく、区別なく、すべての人に平等に芸術を楽しんでいただける社会を推進していけるよう私たちは努力していきたいと考えています。	美術	民間非営利法人
「芸術的価値」のある作品や創作物だけでなく、障害のある人たちの日常の暮らしや感性のあり方を反映しているような表現をひろく共有することをねらいとする活動への支援もしていただきたいと思います。	美術	民間非営利法人
情報はもっと欲しいと思うので、研修や鑑賞者向けプログラム、好事例や補助金などの情報がまとまった広報物がメールマガジンなどがあればありがたいです。	美術	民間非営利法人
博物館、美術館の展示において、障害者の方限定の開放日を月 1 回でも良いので設ける事。そういった事が展示事業を行う上で当たり前になる事。	美術	民間非営利法人
「学習指導要領に盛り込んでほしい」とまでは言わないまでも、「確かな学力」に示された「思考力・判断力・表現力」とともに、ぜひ「鑑賞力」	美術	民間非営利法人

内　容	館種別	設置者種別
という観点からのアプローチもご検討いただきたい。抽象的概念の理解という学校教育における最も核心的な分野での取組として無駄ではないと思われます。要は、「アートをより身近なものに」ということですが、障害の有無にかかわらず、獲得しうる能力として重要であり、文化芸術の裾野を広げる要素ではないでしょうか。		
近年、多くの美術館が多様性や SDGs を基盤とした取組をしており、各種報告書などを出来るだけ把握したいと思っている。加えて対面での活動報告会のようなものを実施していただけたらありがたい。	美術	民間非営利法人
自閉症の画家の展覧会を開催するにあたり、どのように進めていけば良いのか、その知識や実務に係る部分を知れるような研修会の機会があれば参加してみたいと思います。	美術	民間非営利法人
障害者による文化芸術活動の推進に関する法律についても、博物館法の改正のように、周知活動を多くしていただけるとありがたいと存じます。	美術	民間非営利法人
オンライン予約システムを導入したところ、利用者から難聴でイベントへの電話申し込みが難しかったので助かるという意見をいただいた。他館でもそのような事例があれば解決策を含めて共有できればよりよい運営ができると思われる。 また、ミュージアムショップでグッズの販売をしたい、というようなことを提案しても、アーティストが個人であった場合、インボイス制度のため取引が煩雑となることが予想される。そのためアーティストの権利の保護はもちろん、ミュージアムショップの取引が簡易になるような代理の組織があればよいのではないかと考える。	美術	民間非営利法人
ハードも大切ではございますが、美術館は個人の感動が基本になる為、他の施設よりもソフト面での対応が重要になるかと思われます。その問題意識を常に共有できる SNS 上のプラットホームが欲しいと思います。	美術	民間企業
芸術を広める側（美術館）と、制作する側（障害を持った方々）とのマッチングできる仕組みがあると良いかもしれません。興味はあるので、小さな個人美術館でも取り組める良い例があるならば、知りたいです。	美術	個人
特別支援学校へのアウトリーチでは、普通学級と同様に、学習目的と児童生徒の実態に合わせた学びを提供しています。社会包摂や共生社会に向けた取組とするのであれば、共に学ぶ機会の提供も支援いただけるとありがたいと思います。	歴史	都道府県
他館の取組状況を知るための事例報告会、意見交換会などの開催が望まれる。	歴史	都道府県
取組結果以外に、開催にいたるまでのプロセスがわかるような事例があれば、複数示して欲しい（障害者団体の要望有無、開催にあたっての補助金の有無、連携先など）。	歴史	都道府県
旅行代理店など団体旅行を企画する業者にも、取組を周知してほしい。	歴史	都道府県
障がい者が博物館を十分楽しめるように、ハード面はもとよりサポート体制の充実の必要。特に指定管理者等においては当面の仕様達成のためにリソースを割かねばならず、補助金や目的資金のような形で、当該活動の推進のための資金・人材などを充当することが推進には必要。	歴史	政令指定都市・特別区
小さいノウハウ（例えば蓄光テープで避難路を分かりやすくとか、エレベーターに聴覚障害者が閉じ込められたらなど）を共有できる場を整備して	歴史	市町村

内　容	館種別	設置者種別
ほしい。文化施設への障がい者雇用が拡大するような補助金もあればいい。		
研修会等あれば職員を出席させる等考えています。情報提供いただけたら幸いです。	歴史	市町村
施設紹介の説明ビデオに字幕を入れることも検討しており、このような事業に補助があれば活用したい。	歴史	非営利法人
館内設備修復の補助金の充実。	歴史	民間企業
理想論としてはミュージアムはすべての人に開かれているべきであるが、現実までのハードルは高い。また、物理的に対応できない障害もある（ex.視覚障害のある方は彫刻に触れることはできても、絵画を『観る』ことは不可能）ので、そういった場合はどこまでの対応が求められているのかがわからない。	科学	政令指定都市・特別区
自然科学系博物館への障害者文化芸術推進法による支援メニューがほぼ届かない現状にある。多様化、拡大が必要と考える。	科学	政令指定都市・特別区
博物館等に障がいのある方々が来館しやすくなる環境をより一層構築するために、各館独自の取組だけでなく、様々な他館の取組を一元化する情報源があればよい。	科学	市町村

第２章

美術館等へのヒアリング調査

第２章　美術館等へのヒアリング調査

１．調査概要

（１）調査目的

文部科学省及び厚生労働省では、令和5年3月に計画を策定している。

本調査は、障害者による文化芸術活動の推進に向け、美術館等における障害者による文化芸術活動に関する取組の普及・促進を図るため、各施設が取り組むにあたって参考となる事例を収集するとともに、分かりやすい形でとりまとめ、発信することを目的とした。

（２）調査内容

・障害者による文化芸術活動に係る事業・取組のきっかけや目的、期待した成果
・事業・取組を実現するための実施方法に関する工夫・特徴（特に重要だと考えるポイント、苦労した点や工夫が必要になった点、他施設にも勧めたい取組など）
・事業・取組の実施に当たり、相談した相手、参考にした研修・事例など、知見やノウハウ、ヒントをどのようにして得たか
・事業・取組を行った上での課題や気づき、想定外の成果、職員の意識の変化など

（３）調査対象

デスクリサーチ及び専門家ヒアリング、アンケート調査結果等から、全国の施設の参考となる特色のある取組を行っている 10 施設を選定。

（４）調査期間

令和 5 年 12 月 4 日（月）～令和 5 年 12 月 26 日（火）

（５）調査方法

調査員が対象館に出向き、ヒアリング調査を実施。

一部の館については、Zoom によるオンラインでのヒアリングを実施。

２．調査対象

（都道府県コード順）

施設名	所在地／設置団体	実施事業概要
はじまりの美術館	福島県耶麻郡猪苗代町／社会福祉法人安積愛育園	・2017 年度から福島県の委託で福島県障害がい者芸術作品展「きになる⇆ひょうげん」（公募展）を継続実施している。 ・2020 年からは、同展に連動し、作品を地域の店舗に展示する「きになる⇆まちなか美術館」を実施している。
横須賀美術館	神奈川県横須賀市／横須賀市	・2008 年度から継続事業として障害の種類に関わらず参加可能な、障害児とその家族を対象としたワークショップ「障害児のためのワークショップ『みんなのアトリエ』」を実施している。 ・2019、20、21 年度には、成人の障害者が美術館で創作活動を楽しめ、障害者施設の職員もその様子を体験することができる「福祉とアートが出会うとき」事業と、点字図書館に出張し触察画や音声ガイドなどを用いて視覚障害者に絵画を鑑賞してもらう「視覚障害者のための出張鑑賞会」を実施。
新潟県立歴史博物館	新潟県長岡市／新潟県	・2019 年度から全国の「障害」に関わる歴史資料について「モノ」と「ヒト」に焦点をあて、人が「障害」とどのように向き合ってきたのかというテーマで歴史をひも解く展示事業『守れ！文化財～「障害」をめぐるモノとヒトに光を灯す～』を実施。 ・2019、20、21 年度には、国指定重要文化財「京都盲唖院文化財」を活用したワークショップ「障害者施設を利用する障害者のためのワークショップ『福祉とアートが出会うとき』」を実施。
長野県立美術館	長野県長野市／長野県	・2019 年度から継続事業として県内の小・中・高・特別支援学校の児童生徒と先生を対象としたスクールプログラムとして出張講座、館内での鑑賞プログラムを実施。 ・2021 年度から継続事業として障害のある方も安心して美術館に訪れることができるように休館日に展覧会が鑑賞できる「障がいのある方のための特別鑑賞日」を実施。 ・2021 年度から継続事業として視覚障害のある方とない方が、一緒に展示室で対話による鑑賞を行うプログラム「『みる』を考える－見えない人と見える人が一緒にみるために」を実施。
多治見市美濃焼ミュージアム	岐阜県多治見市／多治見市	・2021 年度に TASC ぎふが行った「tomoni アートのフェスティバル 2021」の一環として岐阜県在住の障害者 37 名が創作した陶芸を中心とした作品を展示する「アール・ブリュット MINO+」事業を実施。あわせて来館者が参加できるワークショップや、市内の生活介護事業所による音楽ステージなどのイベントも実施した。 ・その他、茶碗など、本物を掌に抱いて鑑賞する「特別鑑賞会」での特別支援学校受け入れなどを定常的に実施。

施設名	所在地／設置団体	実施事業概要
滋賀県立美術館	滋賀県大津市／ 滋賀県	・2017 年度から継続的にアール・ブリュットの作品の収蔵事業を実施。 ・2021 年度にはアール・ブリュットにフォーカスした企画展「人間の才能生みだすことと生きること」を実施するとともに、日本を代表するアール・ブリュットの作家のひとりである澤田真一の作品のレプリカ（触って鑑賞できるもの）を設置。 ・2022 年度よりエントランスに信楽焼と障害のある作家による「信楽焼×アール・ブリュット」の二人展を常設的に展示する事業を継続実施。
大阪市立自然史博物館	大阪府大阪市／ 大阪市	・2022 年度に博物館がすべての人々が学び楽しむ場となれるようプログラムや利用環境整備の工夫の試行、博物館職員向けの研修会などを近隣の美術館・博物館や障害者スポーツセンター等と連携して行う「M3（Motto Minnano Museum）プロジェクト」事業を実施。
鳥取県立バリアフリー美術館	オンライン美術館／ 鳥取県	・県内の障害のある作家たちの作品を掘り起こし、美術館に行けない人たちのアクセシビリティの向上を図ることを目的とした都道府県初のオンライン美術館。
徳島県立近代美術館	徳島県徳島市／ 徳島県	・2018 年度からユニバーサル美術館展シリーズを継続実施。2019 年度は障害のある人、ない人同士が感想や解釈を伝えあう交流型の展覧会を、2020 年度は車椅子利用者や歩行が困難な人も楽しめる多様な視線から作品鑑賞できる展覧会を実施。 ・上記に合わせ、視覚・聴覚に障害のある人も含む美術館のサポーターがナビゲーターとなって障害の垣根を越えて交流する「あの手この手で交流トーク」を実施。
九州国立博物館	福岡県太宰府市／ 独立行政法人国立文化財機構	・2019 年度に閉館後視聴覚障害者が特別展を観覧する「視覚障害者向け観覧ツアー」を実施。2022 年度より継続実施している「視覚障害者向けバックヤードツアー」、「模型 de 博物館たんけん隊」へと発展させた。 ・2020 年度からは展示作品のレプリカや模型に触って、重さや形を感じたり、音を鳴らしたりすることができる「本物のひみつ」展示事業を継続実施。 ・その他、スマートフォンアプリでの音声ガイド実施など多様なアクセシビリティ対策を実施。

3．ヒアリング調査結果（PDF をウェブサイトに掲載）

ケーススタディ

はじまりの美術館

（社会福祉法人安積愛育園はじまりの美術館）

所在地 福島県耶麻郡猪苗代町新町4873 設置者 民間非営利法人（社会福祉法人）

指定施設／美術博物館

DATA

福島県障がい者芸術作品展「きになる⇄ひょうげん」

| 2017年度から継続事業 | 鑑賞・発表・交流 |

2014年に社会福祉法人安積愛育園が開設したはじまりの美術館は、福島県からの委託で2017年から障がいのある方の表現を募集する公募展を継続実施している。応募や審査でのキーワードは「きになる」。作家本人や周囲の人が気になった作品を応募し、審査員や来場者も自身が気になった作品を選定して表彰。来場者も気になった作品を起点にさまざまな交流が生まれることを目指す公募展となっている。

きになる⇄まちなか美術館

| 2020年度から継続事業 | 交流 |

「きになる⇄ひょうげん」展に連動し、応募作品の中から民間の店舗（公共施設含む）が気になる作品を選んで店内に飾るプロジェクト。福島市、いわき市、白河市など、毎年エリアを変えながら実施され、日常の暮らしの中での障がいのある方の表現との出会い、店主や来店者、作家との新たな交流機会を創出している。

取材日	2023年12月4日
回答者	岡部兼芳 （社会福祉法人安積愛育園理事・マネージャー /はじまりの美術館館長） 小林竜也（はじまりの美術館 企画運営担当） 大政愛（はじまりの美術館 学芸員）

1

福島県障がい者芸術作品展「きになる⇄ひょうげん」

はじまりの美術館について教えてください

運営する社会福祉法人安積愛育園は設立して57年たちます。当初は主に知的・発達に障がいのある子どもの支援を行っていました。その後、大人の利用者も受け入れるようになり、日中の活動を充実させていくために、1997年から施設で創作活動を始めました。さらに関連の事業所が増えるに伴って、支援メニューの一つとして“unico（ウーニコ）”[1]を展開しています。

そんな活動をしていた頃、2010年のフランスでの「アール・ブリュット ジャポネ展」[2]の開催をきっかけに、公益財団法人日本財団で、障がいのある方の表現に特化した美術館を創設しようという構想が立ち上がりました。その構想に参画する団体の募集があった際に、私たちも手を挙げることにしました。それまで地元の貸しスペースなどを借りて小さい展覧会などを開いたり、また公募展に作品を出す利用者や、「アール・ブリュット ジャポネ展」への出品などが海外で紹介される利用者も出ていて、常設展示や制作のための施設をつくりたいと考えたからです。

少しずつ美術館設立に向けて進んでいたのですが、2011年に発生した東日本大震災の被災で整備計画が一時棚上げになりました。しかし、日本財団などの支援によって再び計画が動きだし、2014年、築約140年の酒蔵を

1 社会福祉法人安積愛育園が利用者の創作活動を支援するプロジェクトの総称。創作された作品を広く知ってもらうための展覧会開催や、作品の商品化・販売を通して、利用者と社会をつなぐ活動を行っている。

2 2010年に、パリ市立アル・サン・ピエール美術館が、滋賀県のボーダレス・アートミュージアム NO-MAの協力によって開催した展覧会。63人の作家の作品が一堂に会して12万人を超える観客を魅了し、2011年から国内巡回展が行われた。

HAJIMARI ART CENTER

2

『きになる⇄ひょうげん』展

改修して当館を開設することができました。なお、制作のためのアトリエ機能までは備えられず、創作活動は各事業所が担うかたちです。

現在、年間5本のペースで展覧会を開催しています。春夏の企画展は、テーマを設けて障がいのある作家も現代アートの作家も、さまざまな作家をご紹介しています。さらに秋には、県からの委託事業「福島県障がい者芸術作品展『きになる⇄ひょうげん』」を開催しています。

「きになる⇄ひょうげん」展の開催経緯は？

同展のスタートは2017年の冬です。発端は県から、県内の障がいのある方の作品展を開催したいというお話をいただいたことでした。

それを受けて企画を練りましたが、2017年当時既に障がいのある方の公募展は全国でも多く開催されており、このタイミングで始めるのなら、どんな特色を持たせるかが一番の課題となりました。他の公募展などにも足を運び、それぞれの独自の視点を参考にしながら、福島ならではの公募展のあり方

3

を探りました。その結果、「評価や審査の基準をもっと感覚的なものにしよう」ということで「きになる」を評価軸にしました。専門家の評価ではなく、つくる側や見る側がどう感じるか、いかに心を揺さぶられるかというところを大事にしようと考えたわけです。

また、アート作品ということにあまりこだわらず、自分はこの表現が気になるから応募するというふうに、出品に対する敷居を低くしたいと考えました。その気持ちを込めたのが、公募展タイトルにある「ひょうげん」です。多様な作品を括れる言葉で、応募に、より広がりをもたせられます。募集告知ポスターでも、「障がい者作品展」は小さくして「きになる⇄ひょうげん」展ということを前面に出しています。

「きになる⇄ひょうげん」展の実施で大切にしていることは何でしょうか？

関係性です。「きになる」と「ひょうげん」の間の「⇄」は、つくる人、支える人、見つける人など、さまざまな関係性を表しています。障がいがあるから面白い作品が生まれるのではなく、作者の素材との出会いや、日常の暮らし、支援の現場でさまざまな人と接する、その関係性の中で、気になったことやこだわりから面白い表現が生まれてきます。その表現は見る人にも何か「気になるもの」を感じさせます。そこから、作者のことや作品の生まれた経緯を想像したり、展覧会に来場した人が気になった表現から自分も何か表現したくなったり、さまざまな動きにつながっていく。そうして、「きになる」と「ひょうげん」の間に循環が生まれるのです。障がいとは、何か明確な境界があるわけではなくて、どんな人にもそれぞれに生きづらさはありますから、この展覧会がいろいろな生き方やいろいろな表現があるということを体感できる場所になって、いろいろな関係が育まれていくことを目指して取り組んでいます。

通常、公募展は作品本位で受賞作を決めますが、本展は審査基準も「き

HAJIMARI ART CENTER

4

になる」です。作者本人あるいは周囲の人が応募するときに「きになるポイント」を書いてもらい、それも含めた審査で、４名の審査員[3]は自身の気になったものに票を入れ、個々それぞれの審査員賞を決めます。応募者にも「あくまでも審査員が今回気になった作品として選んでいる」と伝えています。なお、一票でも審査員票が入ったら入選、3人以上が票を入れたら特選、そして特選の中から「県知事賞」や「きになる⇄ひょうげん」賞が選ばれます。

加えて、「オーディエンス賞」です。来場時にアンケート用紙とともに葉っぱ型付箋の投票用紙をお渡しし、展覧会を見て回った後、好きな作品を1つ選びコメントをつけて、会場内の「きになる木」に貼っていただきます。投票用紙をあえて貼り出して誰でも読めるようにしているのは、「こんな感想を持つ人がいるんだ」「自分とは違う気になるポイントだな」など、交流や繋がりへのきっかけづくりになればと考えてのことです。会期終了時、投票を集計して、オーディエンス賞を決めています。また、付箋は投票された作者にプレゼントしています。

さらに今年から作者宛に手紙を書くコーナーを設けました。オーディエンス賞の投票用紙に書ききれなかった思いを手紙に託して、作者に届けるという試みです。また、オーディエンス賞の投票は1作品ですが、「きになる作品を1つに絞るのはかなり難しい」という意見も多かったため、手紙は何人の作者宛に書いてもOKとしました。そうした手紙を通じて作者と繋がったり、連絡を取り合って実際に会ったりするケースなども見られるようになっています。

また、お客様が展覧会の会場に入って来られた段階で、スタッフからアンケートを手渡しするのですが、アンケートを渡しながら少し話しかけて、それをきっかけに、「実は私、この公募展に応募したんです」というような感じで、応募者の方からも話してくださるなど、自然に来館者とスタッフが話す空気感

3　審査員／日比野克彦 美術家、東京藝術大学学長）、川延安直（福島県立博物館専門員、一般社団法人会津地域文化芸術フォーラム社員）、川内有緒（ノンフィクション作家）、岡部兼芳（社会福祉法人安積愛育園理事・マネージャー、はじまりの美術館館長）

のようなものをつくっています。そういったことをきっかけに新たな交流が広がると感じています。

このほか、関係づくりや交流の促進ということでは、2023年度に関連イベントとして「きになる表現者たちの座談会」を開催しました。これは「応募者同士で交流する場がない」「悩みなどを話し合う場がほしい」という声に応えたイベントです。とくに事業所などに通わずに自分で表現活動をしている人などから、そうした意見が多いため、この公募展をきっかけに交流していただければと思っています。

展覧会実施まで、どのような手順で進めているのでしょうか。また、展示で工夫しているのはどのような点でしょうか。

作品募集チラシ（応募募用紙）を約5,000枚印刷して、9月頃から配布します。配布先は、応募実績のある施設や県の福祉関係リストにある事業所、社会福祉協議会、各市町村、公共施設などです。また、ホームページからのダウンロードや、当美術館でも入手できるようにしています。

応募期間は、9月中旬から約1カ月半です。応募は、作者本人はもちろん、ご家族や学校の先生、福祉施設の方などが間に立つこともあり、個人での応募と支援者・学校経由の応募は2対3ぐらいの割合です。

この期間に当館に作品がどんどん届きます。今回の応募総数は約470点でしたが、昨年までは1人3点までの応募が可能で、500点を超える作品が集まっていました。ただ、年々、展示スペースが足りなくなっていた上に、応募点数が複数の場合に、応募者からは「一点は飾ってもらえたけれど、もう一つの作品が展示されていない」と残念がる声もありました。そこで今年から応募作品は一人2点まで、その代わりに全作品を展示することにしました。

やはり、準備作業で一番大変なのは作品の受け入れです。絵画や立体は

もちろん、写真もあれば、小説、書、エッセイ、日記、手工芸や工作した作品などもあり、多種多様な形状のものが届きます。なかには音楽作品もあり、展示では、一緒に送付された楽譜とともに音源を設置して音を流したこともあります。あるいは、短編映画などの映像作品など、本当にさまざまなジャンルの作品が届くため、その管理には気を使います。

また「展示可能な状態で応募してください」とお願いしているのですが、額装されていないものなど、応募されてきたそのままの状態で展示してよいか悩むことも多々あります。中には、素材的に壊れやすいものもありますし、持ち込まれたときに既に壊れていて、修理をお願いしたりすることもあります。応募する際の、作品を傷めない梱包や、作品が引き立つように展示するためのポイントを伝える動画の YouTube での発信やワークショップなどができればと考えているところです。

そして応募期間が終了すると、集まった作品をモチーフごとに分けます。例えば「食べ物」「人物」といった分類で、抽象的な作品の場合は作者がつけたタイトルに頼ります。その結果、全応募作品が大枠で分けられ、全てを平置きした段階で審査していただき、各賞を決めています。その後、審査結果を受けてバランスよく配置を考え、展示していきます。

公募展の成果として、どのようなことが挙げられますか。

この公募展に向かって制作しているという声を聞くことが多くなっています。それも、トップの賞を目指すというよりも、公募展に出すことが大事で、展示された自分の作品を見て喜ばれる作者は多いようです。もちろん、受賞したとか、入選・特選となったかを気にして、悔しがる姿も見られます。

また、当初、企画を練っていた頃は、県内での障がいのある方による創作活動はそれほど盛んではないと捉えていました。しかし、回を重ねるうち、思いのほか創作活動に取り組んでいる学校や事業所が多いことがわかり、

最近ではより活発になっていると実感しています。

きになる⇄まちなか美術館

どのような事業ですか。

「きになる⇄ひょうげん」展が終わってから、だいたい2月中旬から3月中旬ぐらいまでの約1カ月間、その年の「きになる⇄ひょうげん」展への出品作品をまちなかの店舗に展示していただくという企画事業です。というのも、当館のある地域は冬にかけて雪が多く、冬開催の「きになる⇄ひょうげん」展に来づらいという方がいらっしゃいます。一方、私たちは公募展を実施する前から猪苗代町内の商店街に“unico”の作品を展示していただいたりしていました。その経験も踏まえて、「きになる⇄ひょうげん」展の作品の一部巡回のようなかたちで始めました。

本当は、巡回展として県内を回れば一番良いのですが、展示する作品は作者からお預かりしているものなので、私たちが責任を持って搬入・展示を行ないます。これも小所帯の当美術館ではなかなか難しいことです。2017年度と2019年度は県内3ヶ所で広い会場を借りて巡回展を行ったのですが、現在は一つの地域に絞り現在の形で実施しています。2022年度は白河市、2021年度はいわき市、2020年度は福島市。福島は広いので、浜通り、中通り、会津と少しずつ開催エリアを変えています。展示していただくお店は10店ぐらいで、飾れる作品点数はお店によって違いますが、総数として20～30点です。

なお、これは厚生労働省の支援センター事業として、当館が自主的に実施

（続き）３．ヒアリング調査結果（PDF をウェブサイトに掲載）　はじまりの美術館

『きになる↑↓まちなか美術館』

『きになる↑↓まちなか美術館』

するものです。当美術館は、2019年度から福島県障がい者芸術文化活動支援センター事業として、「相談事業」「人材育成事業」「情報収集・発信事業」などにもあたっています。

どのようにお店側と交渉されているのですか。

広く募集もしますが、まずは私たちで作品を飾ってくれそうなお店を探します。その際には、地域で知られていてお客様が多いお店、雰囲気が良く、アートとの相性が良さそうなお店、自分たちが利用した経験のあるお店などを基本に考えます。また、店舗ではありませんが、図書館や市民交流センターのような公共施設なども候補にします。

まずはそうしたお店に直接、打診します。本当はお店の方に展覧会場に来て作品を選んでいただくのが理想的なのですが、了解が得られれば、展覧会の様子や作品を映像化して，お店の方に見ていただき、気になる作品を選んでもらっています。

つまり、この事業の特徴は、お店の方が気になった作品を飾ってもらうことにあります。展示にも、お店の方の言葉を一緒に添えます。それを見て、作品やそれを選んだ理由などについてお店の人と来店者との間に会話が生まれることで、障がいのある方の表現への関心や、ひいては障がいへの理解にもつながると考えます。

展示は、紫外線が当たらない場所を選ぶなど、作品にダメージを与えないように配慮して行います。そして会期が終わると作品を回収して、それぞれの作者に返却します。

どのような反響がありましたか？

毎回好評で、お店の方たちにも「展示して、すごくよかった」と言っていただいています。作品を飾ってもらった作者がそのお店に行くこともあり、そうした交流をきっかけに、店内に手すりを取りつけられたお店もありました。また、自店の展示作品を購入されたケースはまだありませんが、その作者の別の作品を購入されたお店の事例はあります。

「またやりたい」と言ってくださるお店も多いのですが、エリアは年ごとに変わりますし、作品の搬入・搬出や展示をすべて私たちが行うため、複数カ所での同時開催が難しいのが現状です。けれども、理想は毎年同じ場所で継続していくことですので、設営・展示のワークショップなどを開催して協力者を増やし、私たちが行かなくてもうまく展示ができ、同時開催できるような仕組みをつくれないかと考えています。

HAJIMARI ART CENTER

9

10

ケーススタディ

横須賀美術館

所在地　神奈川県横須賀市鴨居4-1
設置者　市町村（横須賀市）
登録博物館／美術博物館

DATA

「障害児のためのワークショップ『みんなのアトリエ』」

2008年度から継続事業（2007年度の開館時は試行として実施）
創造・人材育成

館の教育普及活動の方針（5本の柱）のひとつである福祉にかかわる活動の一環として、障害の種類に関わらず参加可能な、障害児とその家族を対象としたワークショップを定期的（年9～12回）に実施することにより、参加者に造形活動の場を提供するとともに、交流の機会を拡げている。また、ワークショップの運営補助を美術館ボランティアの活動として位置づけ、障害への理解を深めると同時に、共に活動を楽しむ場となることを目指している。

「障害者施設を利用する障害者のための ワークショップ『福祉とアートが出会うとき』」

2019、2020、2022年度実施　創造・人材育成

障害者施設等を利用する障害者が、それぞれの特性や興味にあった表現活動に出会う機会をつくる。同時に、障害者と一緒に美術館を訪れた障害者施設職員が、障害者の表現活動を見守る姿勢や環境づくりを学ぶ場となることを目的としている。将来、施設職員など関係者が自発的に障害者の表現活動の場をつくり、そこで生まれた作品や表現を社会に向けて発信できること、社会的に認知されるための活動ができるようになることを目指している。

点字図書館での出張鑑賞会

2019、2020、2022年度実施　鑑賞・交流

開館当初より開催してきた、視覚障害者の美術鑑賞（とくに触察本）をテーマとする講演会の知見を活かした事業。市立の点字図書館との共催で、鑑賞補助ツール（触図）を制作し、その改善点や課題を把握することを目的の一つとした。また、点字図書館という視覚障害者がアクセスしやすい場所で美術鑑賞ができる機会を設け、所蔵作品に親しんでもらい、いずれ美術館への来館につながるよう考えている。

取材日　2023年12月6日
回答者　中村貴絵（横須賀美術館　学芸員）
立浪佐和子（横須賀美術館　学芸員）

「障害児のためのワークショップ『みんなのアトリエ』」

福祉に関する取組のきっかけや目的などを教えてください。

横須賀美術館は開館前年の2006年に、美術館活動検討委員会での議論を経て、教育普及活動の5つの活動方針を決定しました（表1）。背景として、美術館の建設計画に対し、美術館より医療や福祉、教育を優先すべきだというような市民の声があったため、一般の方々の教養を深めることに加え、福祉や学校・子どもとの連携、市民との協働などの活動を方針とすることに

なりました。

そのうちの一つが「福祉活動の展開『すべての人に開かれた美術館』」です。福祉活動を当初から想定した理由として、障害者の美術鑑賞に精通している私設美術館の副館長に教育普及アドバイザーを務めていただいていたこと、美術館活動検討委員会のメンバーに横須賀市の養護学校の教員がいたこともあると思います。そのため、自然と他館にはない福祉的な活動をしようという流れになりました。検討を重ね、視覚だけでなく広い範囲の障害者と一緒に取り組んでいく活動を取り上げることとしました。

担当学芸員は前職で視覚障害者対象の触察活動を経験したことがあり、福祉関連事業も美術館ができることの一つだと感じてはいましたが、特にその分野の経験が豊富だったわけではありません。オリンピック・パラリンピックよりも前のことで、インクルーシブプログラムに力を入れている美術館も少なく、館の中には「どのようにやればよいのか」という疑問や、「本当に人が来

表1）美術館活動の基本方針（教育普及活動の方針）

1	知的好奇心の育成と充足「現代に開かれた美術館」
2	福祉活動の展開「すべての人に開かれた美術館」
3	学校との連携「地域に開かれた美術館」
4	市民との協働「市民に開かれた美術館」
5	子供たちへの美術館教育「未来に開かれた美術館」

るのか」などの不安もありました。しかし、「方針として決め、予算もとってあるのだからやるしかない」と、障害のあるお子さんとそのご家族を対象にした気軽にできる造形活動「障害児のためのワークショップ『みんなのアトリエ』」を、開館初年度（2007年度）からスタートさせました。

どのようなプロセスで企画、実施を行いましたか？

市の総合福祉会館に障害児の保護者の会があるのですが、そこで造形活動が行われていると知り、見学させていただきました。結果、その活動の講師に「みんなのアトリエ」もお願いすることにし、2007年度には試行的に4回、2008年度からコロナ前までは年12回、毎月第3土曜日に定例的に実施してきました。内容については、講師から出していただいたアイデアをもとに、相談しながら練っていきました。

集客については、市内の福祉施設や市・県の養護学校、療育センターや放課後デイサービスにチラシを配布したほか、美術館のホームページにも情報を掲載しました。当初は総合福祉会館の造形活動に参加していた保護者の会の方々（主として市立養護学校の児童・生徒の保護者）が声をかけ合って、お子さんを連れて来てくださることが多かったです。毎回のように参加されるリピーターも多く、お友達と再会する場にもなっています。定例開催をしていると、ワークショップが居場所の一つにもなるのですね。その点にも定例開催の意義があると感じています。

事業を継続的に実施するなかで、館内の不安の声はなくなっていきました。実際に作品ができ、参加者も常にいて、場合によっては定員オーバーで抽選になることもあるため、必要な活動の一つだという認識を得られたのだと思います。できた作品で展示できるものは館で一時保管し、毎年3月にワークショップ室で作品展を開催していました（現在は中止）。

みんなのアトリエ「ヒラヒラルームへようこそ」

十数年継続してきたなかで、活動はどのように変化しましたか。

コロナ禍に休止を余儀なくされましたが、オンラインでできることを探りながら継続しました。休止期間は、他施設でも障害者の参加できる事業が増えてきたなかで、当館ならではの活動とはどういうものかを再考する時間にもなりました。

「みんなのアトリエ」には、視覚や聴覚障害のほか、肢体不自由、自閉スペクトラム症を含む発達障害など、非常に多様な障害のある子どもたちが集まってきます。これからも長く続けていくためにワークショップのバリエーションを増やしてもよいかもしれないと考え、対面での実施を再開するタイミングでリニューアルすることにしました。視覚だけではない別の感覚を使った活動も体験してもらえるように、従来の講師のほかに、「みんなのアトリエ」とは別の福祉事業を担当していただいていた、嗅覚を使って環境を楽しむワークショップを行うアーティスト、触覚を用いて作品をつくるアーティストを講師として迎え、現在は3人体制としています。よく参加する子どもたちの情報や、「手順を重ねていく込み入った内容より、シンプルな方が参加者のストレスが少ない」などのポイントを伝え、内容を考えていただいています。

参加者は、以前は継続的に通う方が多かったのですが、最近は小学校低学年が中心で、新規の参加者も増えています。市内や県内の方が中心ですが、県外から来られる方も少なくありません。なお、リニューアル後は予算面もあって年9回の開催となりました。

事業を長く続ける上で特に重要だった点を教えてください。

毎月1回の定例的な活動としたことで、障害のある子どもだけでなくいろいろな方の居場所となった、ということではないでしょうか。事業開始当初は、小学校2～3年生で来始めた子がその後もずっと参加してくれて、我々は彼らを成人するまで見守っていました。「行くと楽しそうなことがある場」として定着していたのですね。また、保護者にも息抜きの場は必要です。ここでは子どもをボランティアがフォローしてくれたり、自身も粘土遊びに夢中になれたりして、親にとっても障害児を育てるプレッシャーから解放される場になっているように思います。ボランティアの方々にとっても、生き生きと活動できる場所として存在しています。そのような皆の居場所として定着したことが、当館の代名詞的な事業に育ったポイントの一つではないかと思います。

ボランティアは何名ぐらいいるのですか。

ギャラリートークや学校の団体鑑賞対応の方などを含めると、全体で60名程度います。そのうち「みんなのアトリエ」ボランティアは12～13名で、年齢は30～40歳代の方も多く、市内・県内だけでなく、都内や千葉県などから来られる方もいます。もともと「障害者とアート」というテーマに関心がある方が多い印象です。また、参加者1～2家族にボランティア1人がつくので、参加者と密にコミュニケーションできるのも魅力のようです。「あの子、あの素材を気に入っていたね」「ガムテープのベタベタが苦手みたい」など、個々の子どもへの理解が深まることや、制作の時間を共有できることに楽しみを見出し、継続してくださっていると感じます。

ボランティアは「できるときにできることをする」が基本で、開催の通知に対し、来られる方には返信をいただくというかたちで集まっていただいています。月によって人数の違いはありますが、少ないなら少ないなりに補い合ってなんとかなっています。

「福祉とアートが出会うとき」

この企画の立ち上げのきっかけ、理由等を教えてください。

「みんなのアトリエ」は子ども向け事業なので、成人を迎えると卒業となります。当館には成人した障害者の受け皿がないことに問題意識を抱いていたなかで、2016年、「MULPA（マルパ）」に参加しました。MULPA とは、かながわ国際交流財団の呼びかけで集まった県内4つの美術館・博物館のネットワークで、美術館にアクセスしにくい方に向けて、どのような包摂的な教育普及事業ができるか考え、実践することを目的としています。意見交換会に参加したときに当館の課題を問われ、成人障害者に対する事業がないことが改めて見出されました。

また、MULPA が開催したフォーラムに参加していた市の障害福祉課の職員から「美術館で福祉とアートをつなぐ活動をしてみたい」という話も聞きました。障害福祉サービス事業所でつくる授産品にデザイン的な視点を取り入れたいが、どうしたらよいかわからない、というのです。それぞれが漠然とした理想や課題を抱えていたなかで、せっかくだから一緒に考えてみましょうと、障害のある方に美術館を楽しんでいただくイベントに取り組むことにしたのです。

この事業・取組を実現するための実施方法とそれに関する工夫などをお聞かせください。

いきなり始めるのは不安でしたし、障害福祉課も成人障害者の表現活動として何ができるか想像がつかないということで、まずはニーズを知るところから始めようと、福祉作業所の職員や「福祉とアート」に興味がある方などに集まっていただいて意見交換会をすることにしました。障害福祉課の担当者の理想は「授産品のデザイン性を高めて売れる商品としたい」というもので、デザイナーを呼んでのワークショップも考えましたが、公立美術館の活動としてはしっくりこないと感じていました。一方、作業所の職員の方々の声は「うちの利用者さんは絵を描くのが好きだけど、どうサポートしたらよいのかわからない」「うちの利用者さんはそんなことできません」「美術の専門家ではない私たちが請け負えるのでしょうか」など、不安や心配の声が先立つものでした。そのようなことから、障害者の表現の機会をつくって参加者それぞれに合った表現活動を見つけてもらいながら、職員の方には、上手い下手とは異なるところでも表現は成立するのだと実践を通して気づいていただく場になればよいと考えました。

絵を描くことに苦手意識があり、障害者の表現活動のサポートを重荷に感じる職員も多かったので、柔らかいシートにスタンプを押し、切って配置していくような簡単な作業を積み上げることで、独自の作品をつくれるようなプログラムを考えました。年1～2回のペースで行っていますが、皆さん楽しく制作

福祉とアートが出あうとき「美術館で作品をつくってみよう！」

してくれています。ワークショップに付き添う職員の方も楽しそうで、「○○さんがハサミを使えることを知らなかった」などの声を聞くこともあります。

講師は福祉施設で働きつつデザイナーとして活動している方で、現場のリアリティもわかっています。施設での表現活動では職員が手を加えて仕上げてしまうこともあるといいますが、ここではサポートによって型にはめてしまわないよう、本人のやりたいこと、できることを見守る姿勢を大切にしています。職員の方々がワークショップへの参加を通して、そのような環境づくりを自然に意識できるようになればとも思っています。

講師はインターネットや雑誌を見て探すこともありますが、その方に関しては、意見交換会で会った施設の方と情報交換を続けていたなかで、「面白い人と知り合った。紹介したい」とつないでいただきました。当館の姿勢や目的と近い方だったこと、近郊にお住まいだったことからお願いすることにしました。地元の方だと長期的な関係をつくりやすいですし、施設の方が独自に表現活動を行うときにも相談しやすいだろうと考えたためです。

こういった活動を通して、最終的には、施設の方々が自分たちの力で障害者の美術作品を展示したり、そのデザインを生かして商品化していったりなどできるようになることを願っています。

当館では年1回、視覚障害者の美術鑑賞について海外の事例を紹介する講演会も開催していたのですが、回を重ねるうちに、自分たちにできることは何かを考えるようになりました。講演会では主に触察をテーマとしていましたが、当館には触れる彫刻作品の常設展示はなく、講演会のときだけ触察本を用意し、触ってもらっていたのです。視覚障害のある方に所蔵作品を楽しんでもらうために何ができるかと考え、視覚障害者も勤務している点字図書館に話を聞いてみると、中途失明の方は触察を学校で習っていないことが多いし、見えないのに美術館に行こうという発想にはならないだろうといいます。それならば我々から出て行こうと考え、企画したのが出張鑑賞会です。

点字図書館での出張展覧会

「視覚障害者のための出張鑑賞会」について、開催のきっかけや実施のプロセスを教えてください。

当館には週刊誌の表紙絵で知られる谷内六郎のコレクションがあり、ご遺族から複製画も寄贈していただいていました。作品自体を館外に持ち出すのはハードルが高いので、この複製画を持ち出し、触察画も作成して活用することにしました。合わせて音声ガイドも作成しました。

これらを用いて、視覚障害者にとって馴染みのある点字図書館という会場で鑑賞会を開催したところ、介助者を含め約50名もの方々が集まってくださいました。自分から美術館に行くことのない方がほとんどでしたが、馴染み

のない現代美術作品とは異なり、ストーリー性のある谷内六郎作品ということもよかったのでしょう、鑑賞しながら笑い声が上がったり、自然に感想を話し合ったりするような様子が見られました。そのときは音声ガイド、複製画などに加え、介助者の方も自発的に絵の説明をしてくださるなど、鑑賞の助けとなるメディアが多く、非常に盛り上がり、好評でした。この企画が、いずれ美術館にも行ってみようと思う契機になるとよいと思っています。

今回は美術史の知識がなくても楽しんでいただけると気付かされましたが、次は美術についての知識を得ながらの鑑賞も楽しんでいただきたいと考えています。というのは、平面作品は遠近法などのルールに則って3次元を2次元化して描いているので、ルールを知らないと鑑賞が難しい面があるそうなのです。谷内作品はそのような鑑賞のハードルを軽々と超えて見えない方々に届きましたが、ある程度の知識やトレーニングが必要な鑑賞についても、今後は検討したいと考えています。

他の施設へのアドバイスをお願いします。

障害者を対象とした活動の場合、本人に向けて直接情報を届けることはもちろん重要ですが、子どもや介助が必要な方については、その周りにいる方々とつながることで間接的に当事者とつながっていくことができます。そのため、障害者対象の活動を行う際には、周囲の方々に対するアプローチも大切だと思います。半面、周囲の方に意識が向きすぎて、一人で参加する方への配慮が薄くなってしまったことがありました。手厚いサポートが必要な方もいれば、アクティブに一人で動き回れる方もいて、本当に人それぞれです。現在は、そのような点に注意するようにしています。

また、告知の方法を工夫すると、より効果的に情報を届けることができます。当館では、以前はチラシを美術館から直接、福祉施設等に送っていましたが、なぜか地元からの参加者がいないということがありました。施設の方に聞く

第１回視覚障害者のための出張鑑賞会 in 横須賀市点字図書館

と、「私たち向けの事業だと思わなかった」といいます。一方、福祉課や点字図書館などからの案内であれば、自分たちが参加してよい事業なのだと思えるそうです。届けたい相手にスムーズに情報を届けるために、情報の発信元も工夫するとよいと思います。

そして冒頭の話に戻りますが、定例的に開催し、居場所の一つとして育てていくことが大切だと考えています。

ケーススタディ

新潟県立歴史博物館

所在地　長岡市関原町1丁目字権現堂2247番2
設置者　都道府県（新潟県）
博物館類似施設／歴史博物館

DATA

「守れ！文化財～『障害』をめぐるモノとヒトに光を灯す～」

2019年度から継続事業 | 創造・人材育成

全国の「障害」に関わる歴史資料について「モノ」と「ヒト」に焦点をあて、人が「障害」とどのように向き合ってきたのかというテーマで歴史をひも解く展示。

障害者施設を利用する障害者のためのワークショップ「福祉とアートが出会うとき」

2020年度から継続事業 | 交流

京都府立聾学校で開催している、国指定重要文化財「京都盲唖院文化財」を活用したワークショップ。同校生徒を対象に毎年異なるテーマを設定して実施している。

「守れ！文化財」プロジェクトについて

事業はいずれも2019年度に始まった障害に関する歴史資料の保管・活用を考える5年間のプロジェクト「守れ！文化財～モノとヒトに光を灯す～」事業の一環として行われた（新潟県立歴史博物館を中核館として、上越市立歴史博物館、京都府立聾学校、九州保健福祉大学、川村義肢株式会社が参加）。京都盲唖院資料の調査・整理とともに、京都府立聾学校の生徒を対象に年1回のワークショップを実施し、最終年度の2023年度には同名の展示を開催した。

取材日　2023年12月14日
回答者　山本哲也（新潟県立歴史博物館　経営企画課　課長代理　交流普及担当）

「守れ！文化財
～モノとヒトに光を灯す～」事業

ワークショップについて 障害に関する文化財というテーマの事業に 取り組むことになったきっかけや目的を教えてください。

2018年に、日本初の盲聾学校である京都盲唖院（1878年発足）の関係資料3,000点が国指定重要文化財になったことがきっかけです。京都盲唖院は大正時代に盲学校と聾学校に分かれ、資料は現在、京都府立盲学校に2,633点、京都府立聾学校に367点が別個に所蔵されています。府立盲学校には盲教育史の第一人者がいて、資料はある程度問題なく整理・保管されていますが、聾学校の方では狭い歴史資料室に保管し、一部を展示している状況でした。当時の校長先生がその保管環境に不安を感じ、当時大阪府内で学芸員をしていた武井二葉さん（現明石市立文化博物館長）に相談を持ちかけ、そこから博物館のバリアフリーやインクルーシブについて研究している私に話が回ってきたのです。新潟県には日本で3番目に設立された盲学校である県立高田盲学校がありましたが、2006年の閉校後の資料の状況も気になっており、これらを文化財と教育というキーワードでつなげられるのではないかと考えました。

ちょうどパラリンピックの開催が迫っている時期でもあり、障害者の社会参加に対する社会の関心は高まっていました。私自身、1964年の東京パラリンピック開催に尽力した中村裕博士の活動に関心があり、当時の資料を調査したいと考えていました。また、当時の武井さんの地元である大阪府大東市に義手や義足を製造する川村義肢株式会社があり、歴史的資料が同社に保管されていました。そのように世の中に障害に関する歴史資料は多数あるものの、基本的に博物館等ではなく、企業や学校などに保管されていると

改めて気がついたのです。それらの資料が今後どうなっていくのかが気になり、こういったモノを守り、受け継いでいくことをテーマにした事業を構想しました。事業は「平成31年度文化庁文化振興補助金　地域と共働した博物館創造活動支援事業」に採択され、5年プロジェクトとして始動しました。

実はその年（2018年）、当館では、東日本大震災で被災した岩手県の陸前高田市立博物館の資料を「守れ！文化財」という題名で展示していました。博物館や、その所蔵品をどのように守るのかを考えてもらおうというものです。障害にまつわるものや資料についても、それらをどう守り、受け継ぐかということを世の人たちに問いたいという点でテーマが共通すると考え、事業名も「守れ！文化財」という展示名をそのまま受け継ぐことにしました。

事業はどのように進められましたか。

事業の実行委員会には参加団体の内外から約30名が参加し、事業の最終年度には総まとめとして展覧会を開催することを前提として、資料調査、ワークショップなどを分担して進めました。

初年度（2018年度）は、京都府聾学校に保管されている資料について、状態などを確認しながら再整理するところから始めました。学校の資料室をすぐに文化財の保管に適した施設に改修することはできないため、資料室に入るときにはスリッパに履き替える、掃除をする、中性紙保存箱に資料を入れ、防虫剤等とともに棚に収める、空調の入れ方を検討する、リスト順に文化財を整理し、各々の状態を確認するなど、できることから始めました。

2～3年目は聾学校、盲学校以外の資料の調査研究に着手し、太陽ミュージアム[1]や川村義肢株式会社の視察、ユニバーサル展示関連の視察を行い

1 別府市にある社会福祉法人太陽の家が運営する、共生社会に向けての情報発信の拠点、地域交流の場をめざすミュージアム。太陽の家の創設者であり、日本の障害者スポーツの父と呼ばれた中村裕の理念を伝える資料展示のほか、競技用車いすやボッチャの体験などもできる。

ました。また、教具のレプリカ作成や、「手から味わうお茶会」という五感で味わうワークショップを開催しました。4年目は史資料集の冊子をまとめ、5年目に展覧会を実施、という流れです。

これらの活動と並行して、文化財の保存と活用という視点で、博物館教育の専門家を中心に同校の生徒を対象にしたワークショップも企画しました。

ワークショップの企画・実施の プロセスをお聞かせください。

当初は資料の保管状態と学校側のニーズ（文化財指定以外の資料のリストがない、どこに何が保管してあるのかわからない、適切な保管方法を知りたい、教師らに資料を活用してもらいたい等）に鑑み、資料の取り扱いに関するテーマや「学び」に関わるテーマを検討しました。しかし、学芸員以外の人間が文化財資料を取り扱う難しさもあり、今後、資料を活用してもらう手がかりにしてもらうことを前提に、まずは学校にどのような資料があるのかを知ってもらい、自分の学校の歴史に触れることから始めることにしました。そこで教具などの資料や、京都盲唖院の教師や生徒が描いた作品をじっくり見てもらい、親しみをもってもらうことを目指した「学びの歴史をほりおこそう」を開催しました。

対象が聴覚障害のある生徒であることについて、特に苦労したことはありません。ただ、説明は先生や保護者による手話通訳を介して行うため、説明の間は手話を注視し、作品を鑑賞する時間が短くなるという傾向はあります。また、生徒による発表も手話や口話で行われますが、発話にコンプレックスがあり、発表にプレッシャーを感じたり、恥ずかしがったりする生徒もいました。

これまで開催したワークショップは表の通りです。年1回、少しずつテーマを変えながら開催してきました。もちろん全ての生徒が歴史資料に興味があ

るわけではありませんが、資料に関する関心や理解は年々深まり、3年目、4年目になると「あのとき見たね！」と歓声が上がったり、思いがけない視点からの見方を披露してくれたりなど、学校の資料や歴史に興味を持ってもらうという当初のねらいは、ある程度達成できたように思います。先生方が、通常の美術の授業とは異なる視点からの作品の見方もあると気づいてくださった点もよかったと感じています。

表1）ワークショップ一覧

2019 年度　学校の歴史をほりおこそう

【ねらい】学校にどのような資料があるのかを知り、学校の歴史に触れる。資料に親しみをもってもらう。

【内容】明治期の授業の様子を写した写真と、写真に写っている掛け軸等によるミニ展覧会を鑑賞。資料と向き合うときに大切なことを最初に話した上で、自由鑑賞→写真資料と絵画資料のつながりを探しながらの鑑賞→先生のお話を経て、再度自由鑑賞、というプロセスで鑑賞をした。合間に気持ちメモも書いてもらった。

2020 年度　箱の館：ちいさな学芸員のミュージアム

【ねらい】資料にどのような背景があるのか、資料を用いてどのような発信ができるのかについて、生徒自らに考えてもらう。歴史の受け手から創造的な送り手となることを目指す。

【内容】底面がA4サイズの箱を会場に見立て、所蔵資料を用いたミニチュアの展覧会を構成。使用する資料は日本画、掛図、図案資料、写真資料など25点を選び、縮小してシール形式で提供。生徒はテーマ設定、作品選出、会場構成に取り組んだ。

2021 年度　学校史屏風：学びの歴史を物語ろう

【ねらい】資料を用いて、生徒らが学校の歴史を他者に伝えるためのツールをつくる。

【内容】屏風状に折り畳まれたカードに資料の画像を貼り、学校のストーリーが伝わるように構成。学校史や絵画の読み解きに重点を置いた。

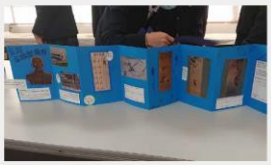

2022 年度　資料をじっくり味わうとは
－生徒らと文化財を探求するための試み－
問いのある展覧会：歴史資料室の展示を企画しよう

【ねらい】対話型鑑賞により、深い鑑賞と意見の発表を行う。

【内容】内容:岡藤園「鹿図屏風」をじっくり鑑賞し、そこから読み取れるものを発表。事前に教員を対象に同じワークショップを実施し、理解してもらった上で生徒に実施した。その後、資料のレプリカを用いたミニ展覧会を構成してもらった。

＊人数は、中等部と高等部の合同開催では 30 名弱、個別開催では 10 名強が参加。

ワークショップ実施にあたり、どのようなことに配慮しましたか？

事前に学校の先生方と綿密な打ち合わせを行い、当日の進め方の擦り合わせなどのほか、どの生徒にはどのような配慮が必要であるかを確認しました。当日は先生方についていただき、特に知的障害と重複障害のある生徒については、きめ細かくフォローしていただきました。先生方との連携は非常に重要です。

「守れ！文化財 ～モノとヒトに光を灯す～」事業

展示について 2023年度に開催した展示では、“バリアフル”な展示に挑戦されています。図をお聞かせください。

障害や障害者そのものを知ってもらうというより、障害というキーワードに基づく、社会に存在する多様なモノをどう守り受け継ぐのか、さらには障害に関するものだけではなく、世の中にあるさまざまなモノをどう考え、どうしていくべきなのかを多くの方々に問うことを目的としました。博物館はモノの展示が一般的ですが、ここでは「モノをどう受け継ぐのか」に加え、「障害というものをどのように自分ごととして考えてもらうのか」を伝えることを意識しました。

そのために試みたのが、展覧会の導入部分を“バリアフル”にすることです。ヒントにしたのは天井高が150cm ほどしかなく、テーブルも低い位置にあって、車椅子の人には快適ですが、いわゆる健常者には不便な「バリアフルレ

写真下）さまざまな人の目線に合わせた展示／写真右）縄文土器の展示台も車椅子の高さに合わせてあり、立っている人が見るには腰を屈める必要がある

▼ 展覧会の導入部に掲げられた問いかけの文

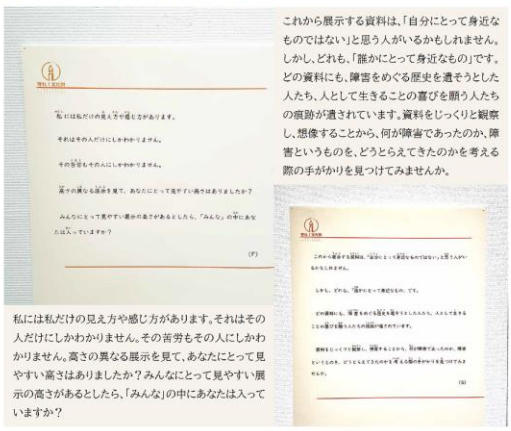

これから展示する資料は、「自分にとって身近なものではない」と思う人がいるかもしれません。しかし、どれも、「誰かにとって身近なもの」です。どの資料にも、障害をめぐる歴史を遺そうとした人たち、人として生きることの喜びを願う人たちの痕跡が遺されています。資料をじっくりと観察し、想像することから、何が障害であったのか、障害というものを、どうとらえてきたのかを考える際の手がかりを見つけてみませんか。

私には私だけの見え方や感じ方があります。それはその人だけにしかわかりません。その苦労もその人にしかわかりません。高さの異なる展示を見て、あなたにとって見やすい高さはありましたか？みんなにとって見やすい展示の高さがあるとしたら、「みんな」の中にあなたは入っていますか？

ストラン」です。それと同じ発想で、作品を展示する高さを車椅子の人の目線でちょうどよい高さにしたり、子どもや身長2m の人、さらにはキリンの目の高さに合わせたりしました。全員にとって絶対的によいものはないこと、障害のある方々は日常的に不利な立場にあることを感じていただいた上で、そこから先のモノの鑑賞に移る、という流れをつくりたかったのです。来場者アンケートでは「障害のある人の目線、車椅子の人の目線に気づかされた」という感想を多くいただいています。

障害関連の展示を視察されていますが、参考にしたものがあれば教えてください。

参考にしたというのとはやや異なりますが、三重県立美術館のアクセシビリティ向上のための多様な取組は、障害というものを自分ごととして捉えてもらう仕掛けづくりを考えるきっかけになりました。また、我々は展示で UD フォントという書体を用いましたが、三重県立美術館では障害者団体の方々に実際に試してもらい、UD フォントのほか、丸ゴシック体も読みやすいことを見出しています。これは新たな気づきになりました。

太陽ミュージアムの視察は、人の生涯にまつわるモノの展示をどう組み立てるのかを考え始める契機となりました。それは義足のコーナーで、モノだけではなく、個人の生き方をも伝える展示として構成することにつながりました。

障害の当事者や障害者団体に意見を聞くなどはしましたか。

実行委員会のメンバーには聾学校関係者や聴覚障害のある人が1人、発達障害のある人も1人いて、適宜、意見を聞いていました。

今後、どのような展開を考えていますか。

事業は2023年度で終了しますが、京都府立聾学校の先生方が資料を活用していけるよう、文化財の扱い方や保管方法などについてレクチャーをする方向で考えています。また、学校が取り組める活動のヒントも置いていければとも思っています。もちろん学校との関係は保ち、いつでも相談に乗れる態勢にはしておくつもりです。

また、会期の後半になり、やはり学芸員をはじめ博物館の人に展示を見てほしいと思うようになりました。今回は障害をめぐるモノを起点にしましたが、守るべきものは他にもたくさんあるはずです。展示の最後に空の展示ケースを置き、そのケース内のキャプションを白紙にしたのも、自分ならここに何を入れるのか、つまり「あなたにとって守りたいものは何ですか」ということを問いかけ、そこから「守れ！文化財」というキーワードに落とし込むことを意図したものです。バリアフル展示もそうですが、博物館にはまだ可能性がたくさんあり、博物館の人はもっとそのような仕掛けをしていかなくてはいけないという思いの発信でもありました。その意味でこの事業は、このような取組を広げていくためのスタート地点であると考えています。

学会からはこのテーマで研究会を実施したいとの誘いも来ています。いろいろなかたちで文化財を守ることへの問いかけを広げ、さまざまなものに光を灯して、守り、受け継いでいきたいと考えています。

展覧会の最後に置かれた空の展示ケース

展示ケース内のキャプション
あなたは何に光を灯しますか？（　　）未来

他館に対してアドバイスや活動のヒントをお願いします。

私はよく「学芸員は展示が下手だ」と言っています。博物館学芸員は、モノ自体は好きなのだけれどもモノを展示するということはどうなのかな、ということですね。ただモノを陳列して説明するだけでは、それによって社会的な問題への理解が進むことはおそらくありません。知識として伝えるだけでなく、それを自分ごととして捉えられるように伝えることは、もっと意識されてもよいでしょう。自分がやってみて難しさも経験しましたし、本展がそれに成功しているとも限りませんが、博物館の人間としてそのような視点を持つことは大切ではないかと思います。

ケーススタディ　登録博物館／美術博物館

長野県立美術館

所在地　長野県長野市箱清水1-4-4　設置者　都道府県（長野県）

DATA

障がいのある方のための特別鑑賞日

2021年度からの継続事業 | 鑑賞

障害のある方も安心して美術館を訪れることができるよう、休館日に開館し、展覧会を鑑賞していただくプログラム。初めて美術館を訪れる方や美術館に行きづらいと感じる方に向け、美術館体験のきっかけをつくる「場をひらくプログラム」に位置付けられている。

特別支援学校および学級を対象とした出張講座および館内での鑑賞プログラムの実施

2019年度からの継続事業 | 鑑賞・創造

県内の小・中・高・特別支援学校の児童生徒と先生を対象としたスクールプログラムのひとつ。特別支援学校・学級を対象とした出張講座は学校の意図や希望を聞いてオリジナルプログラムを提供するほか、来館時は、初めて美術館に訪れる子どもたちや団体鑑賞に不安を抱える先生方も安心して来館できるよう、美術館のスタッフがサポートする。

「みる」を考える－見えない人と見える人が一緒にみるために

2022年度からの継続事業 | 鑑賞

視覚障害のある方とない方が、一緒に展示室で対話による鑑賞を行うプログラム。「鑑賞」と「みる／みえない」ことについて、対話を通して体験する。

※上記の「障がいのある方のための特別鑑賞日」と「『みる』を考える」は、同館が推進するインクルーシブ・プロジェクトの一環。

取材日　2023年12月15日

回答者　青山由貴枝（長野県立美術館　学芸課学芸専門員）

1

インクルーシブ・プロジェクト

長野県立美術館がインクルーシブ事業に取り組むようになったきっかけや目的などを教えてください。

当館は長野県信濃美術館を2021年に全面改築し、館名も変えて再出発した美術館です。リニューアル前の2000年代半ばから院内学級への出張講座やベビーカーツアー、手話通訳付きの鑑賞会などを開催していましたが、必ずしも定例開催ではなく、リニューアルオープンに合わせてインクルーシブ・プロジェクトとして再整備したという経緯があります。きっかけとして大きかったのは、新しい美術館では誰でも利用しやすい美術館にするための取組を進めるように、という県からの指示でした。その背景には、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律が施行され、県でも共生社会に関する条例を準備していたなど、障害者を取り巻く状況の変化があったと思います。

改築工事のための3年間の休館中、新たに松本透館長（元東京国立近代美術館副館長）が就任しました。新館長は、学芸員が手の空いているときに教育普及事業をするのではなく、専門職員が恒常的に担うべきだという考え方のもと、教育普及の専門部署を新設しました。私は一般の学芸員から教育普及の専門職として再任用され、プロジェクトを担当することになりました。休館中にはそれまで行っていた教育普及分野全般の事業を棚卸し、必要なものとそうでないものに仕分けすると同時に、新たに始める事業の検討を行いました。その作業を通じて、誰でも利用しやすい美術館を目指したプロジェクトの形をつくっていきました。

Nagano Prefectural Art Museum

2

インクルーシブ・プロジェクトの企画はどのようなプロセスで進めましたか？参考にした事例があれば教えてください。

私は教育普及を専門的に学んでいないため、休館中に50館を超える全国の美術館を視察して回り、学校対応から定期的な子ども向けプログラムをどのように行うか、ボランティアはどのように育成するかまでを含めて、たくさんのことを教えていただきました。

特に、京都国立近代美術館が中核館となって進めている文化庁「感覚をひらく――新たな美術鑑賞プログラム創造推進事業」については、ほとんどのイベントを体験しました。プログラム運営の方法を学んだというよりは、障害のある方と一緒に見る体験をしたことに大きな意味がありました。ゴツゴツした茶色の茶器を触って鑑賞するプログラムで、全盲の方に「ここに○○って漢字が書いてあるんだけど確かめてくれ」と言われたとき、私はどこに作家のサインが彫られているかわからず、「あなたは目が開いているのに、なんでこれが見えないんだ？」と不思議がられて衝撃を受けました。自分がいかに見ることができていなかったかを痛感し、それをきっかけに、私が見ていた（と思っていた）ものは、本当は見えていなかったのかもしれない、という前提が生まれました。

見る方法は目だけではないという意識は、当館の「ひらくツール」の制作にも繋がりました。その中のひとつ、触地図「ふれる小さな長野県立美術館」は東京都庭園美術館のウェルカムルームにある「さわる小さな庭園美術館」に触発されて作ったものです。

当時は、これから長野でプロジェクトを進めていく立場として、鑑賞や来館者層の幅広さ、また伝え方の多様さなどを学んでいました。このときの経験が現在の教育普及に対する考え方の礎になっています。

3

本館1階、交流スペース前に設置された「ふれる小さな長野県立美術館」 ©大倉英揮（黒目写真館）

障がいのある方のための特別鑑賞日

この取組はどのようなプロセスで進めましたか？

これはリニューアル時に新たに行うことにした取組のひとつです。まずは東京都美術館の特別鑑賞日に参加し、運営資料も見せていただきました。しかし、東京と地方では人口や交通の便、地域の住民の特性などの状況がかなり異なります。例えば、東京都美術館の場合はアート・コミュニケータが上野駅まで参加者を迎えに行き、美術館まで同行サポートをする場合があるのですが、長野県では、参加者の多くは車で来館します。このような条件

4

の違いにどのように対応していくかを考える必要がありました。特に、当館は出入口が全部で7カ所あるので、駐車場をどこにして、どの出入口から入っていただくのか、バスや徒歩で来館する方はどうするのか、特別鑑賞日は休館日に実施するので参加対象者ではない方が誤って入ってしまわないようにするにはどうすればよいのかなど、導線についてはかなりいろいろと検討しました。

そして、館のリニューアル前からつながりのある障害のある方や、建て替えにあたってのヒアリングに協力してくださった県の視覚障害者協会や身体障害者協会の方など約30名を招待し、試験的に特別鑑賞日のプレ開催をすることにしました。施設面や対応についての意見を出していただき、問題点を洗い出していきました。

事業実施前には、職員全員（学芸員、総務等の事務方はもちろん、館長、副館長も対象）に対してインクルーシブ研修を行いました。この研修は毎年、講師を変えて実施しています。講師には県内の視覚障害のある方や聴覚障害の方、県の障害者支援課の方などをお呼びしています。

また、休館日に実施するので、監視員などの人数を減らし、学芸員も含めた職員に、会場の監視や受付等に立ってもらうことにしています。そのため毎回、どこにどのような貼り紙をするか、このポジションでは何をするか、エレベーター前やギャラリートークではどのような点に配慮するかなどをまとめた十数ページのマニュアルを作っています。

職員や参加者の反応にはどのようなものがありますか。

実施後には、参加者だけでなく職員にもアンケート調査を行っています。当初は「教育普及のスタッフだけで実施すればよいのでは」という意見もありましたが、回を重ねるごとに意義が理解されるようになり、今年度は否定的な意見は見られませんでした。今年度はマニュアルを渡す前から、自発的に

「障がいのある方のための特別鑑賞日」の様子

準備に動いてくれる職員がいたのが嬉しかったですね。

参加者からは「逆差別ではないか」「普通の日には来るなということか」という意見が出ることがあります。もちろんそんなことは全くありませんし、広報の際も慎重に説明しているのですが。ただ、車椅子で来られている方々からは、「普通の日にも来られるが、ゆっくり見ていると他の人の邪魔になると思うので、この日に来ている」という声が多いです。特別鑑賞日のほうが来やすい方は一定数いるということは、東京都美術館の視察の際にも伺いました。

特別支援学校および学級を対象とした出張講座／館内での鑑賞プログラム

プログラムの企画・実施の経緯をお聞かせください。

休館中にこれまでの教育普及事業を全て整理した際、一般学校団体の来館時に職員がついてガイドをするのをやめ、希望する学校には入館前に簡単な施設や展覧会の説明をする10分レクチャーを行うことにしました。年間約150校が来館するので、全てに対応すると他の業務への影響が大きいこと、また、児童生徒を教えるのは先生の仕事だと考えたからです。その代わりに、美術館では先生を対象とした研修プログラムや、美術館の楽しみ方に関する事前学習アニメーション、鑑賞をサポートするワークシートなどのツールを用意し、来館前に担当の先生と鑑賞方法についての打合せを必ず行うことにしました。一方、来館自体にハードルがある特別支援学校・学級に対しては、スタッフによる館内での鑑賞サポートを残す判断をしました。

また、一般学校対象のプログラムを減らした代わりとして、特別支援学校・学級への出張講座を充実させることにしました。信州大学附属病院と長野県立こども病院の院内学級への出張講座も、従来通り実施しています。

出張講座を行う際、どのような工夫をしていますか。

事前に1～2回の綿密な打合せと、現場の下見を必ず行っています。特別支援学校からは何かをつくりたいという依頼を受けることが多いのですが、その場合は特に、参加する全ての児童生徒の特性を聞くようにしています。できることはもちろん、苦手なこと、してはいけないことも聞きます。特定の色が苦手だという子がいれば、その日に着る服装にも気をつけ、キラキラしたものが好きな子だと聞けば、気を取られないようにアクセサリーは全て外すようにしています。それは、何より場づくりを大切にしたいと考えているためです。子どもたちが制作を楽しめる場をつくるのは当たり前ですが、それ以外に気になる要素は全て排除することを意識しています。ただ、それは一般の子ども向けプログラムのときも同じで、プログラム以外の要素に意識が向けられないようにしています。

現場の下見では、プログラムができる広さとして、収容人数の倍程度の空間があるかを確認します。スペースに余裕がないとスタッフの動線に制限が生じたり、ストレッチャーなどが入らなかったりすることがあるので、学校側に広い会場への変更をお願いすることもあります。

また、どうしたら情報が相手に届くかということを意識し、教育普及に関しては対象ごとに多種類の印刷物を作成しています。今年度は新たに、特別支援学校の先生に向けたスクールプログラムのチラシもつくりました。学校に送付すると現場の先生の手元に情報が渡らないケースがあるため、特別支援学校の教員の人数分、学校に配布して、確実に各人に届くようにしています。「チラシが手元に届いたので」という相談の電話をたくさんいただき、効果を感じています。

鑑賞プログラムに参加する学校の先生方には、もっとうまく美術館を使ってください、図工のネタを探すときなど、ぜひ専門家を頼ってください、とお伝えしています。相談があれば、参加する児童生徒の特性を聞きながら、学校ごとに合わせたプログラムを提案します。

なお、対象ごとの広報は、アート・コミュニケータの募集などでも意識して行っています。たとえば、自動車通勤をする30～50代に向けてはFMラジオで、農作業をする高齢者層に向けてはAMラジオで広告するなど、情報を届けたい相手や地域に適した媒体を選んで、効果的に情報を届けるようにしています。

「みる」を考える－見えない人と見える人が一緒にみるために

プログラムを企画された経緯をお聞かせください。

もともと信濃美術館が「触れる美術展」を2015年度から毎年度開催していたこと、それから、これまで障害のある方に対するプログラムは学校関係を対象にしたものが多く、そうでない方を対象としたものを考えたいという思いがありました。視覚障害者コミュニティの方から「誰かと一緒に喋りながら展示室で見たい」という話を聞いたり、特別鑑賞日に「(学芸員である) あなたと一緒に見ると面白い」と言っていただいたりしたことも、始めるきっかけとなりました。

まずは視覚障害者と美術を楽しむための研究や実践をしている研究者を講師に迎え、その先生と視覚障害者コミュニティの方と私で、どのようなことをしたいか、どのようなことならできるかを話し合いました。見えない方からはまず「触りたい」という希望が出てきますが、当館のルールでは通常のコレクションに触ることはできません。そのため、見える人、見えない人、見えづらい人を対象に、展示室で目の前にある作品についての対話を通して、見えない人・見えづらい人に作品のイメージを形づくってもらうプログラムとすることにしました。

実際にはどのようなことをするのですか。

視覚障害のある方1人と複数の見える人がグループになって話しながら鑑賞し、見える参加者には、見えない人が頭の中で作品を構築する手助けをしてもらいます。見える人と見えない人を1対1にせず、2人以上の見える人と組

んでもらいます。見える人も人によって見え方が違うということを前提としているからです。例えば、描かれている人物が何を考えているかは、見る人の数だけ感じ方がありますよね。表情を見て「笑っているんじゃない?」「いや、怒ってるよ」などと話し合っていると、見えない人は、どこからそれを判断しているんだろう、どんな口元なんだろう、などと考えるでしょう。そのような会話から、実際には見えなくても、どんどんイメージができていきます。

同時に、見える人にも相手の見え方と自分の見え方が違うことを実感してほしいという意図もあります。京都国立近代美術館の「感覚をひらく」のワークショップで私が受けた衝撃を、皆さんにも体験してほしいためです。当館は「インクルーシブ・プロジェクト」として、障害者に対してではなく、“誰にでも”開かれた美術館であることを謳っています。アートの前では障害のある人もない人も一緒であると考えているからです。

実施時に工夫していること、意識していることは何ですか。

視覚障害と一言で言っても、見えない人の見え方もそれぞれ違います。そのため講師とも話し合い、鑑賞を始める前に、相手の見え方をどのように確認するかのデモンストレーションを行っています。私たちも友達同士で「眼鏡はいつからかけているの?」「眼鏡を外すとどのくらい見える?」などと話すことがあると思いますが、「○○さんっていつから見えないか、聞いていいですか?」「光っているのはわかりますか?」など、聞いてよいという方には確認していきます。これまでの参加者には、「赤色だけはわかる」「影が動いているのはわかる」「何歳までは見えていたから何となく色の感覚はある」という方々がいました。視覚障害者とひとくくりにすると、その先の対話による鑑賞に進めなくなるので、どのような見え方なのか、目の前にある作品は見えているのかなどを聞き、それを踏まえて、作品についてどのように説明するかを考えていくことになります。

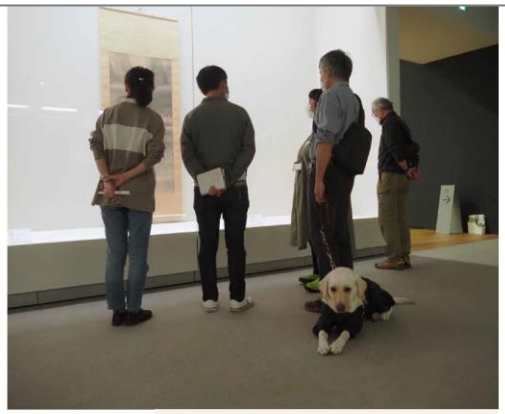

『『みる』を考える－見えない人と見える人が一緒にみるために』の様子

小規模館ではどのように インクルーシブな取組を進めていけばよいか、アドバイスをお願いします。

当館で職員全員がインクルーシブ研修や特別鑑賞日に参加するシステムをつくれたのも、インクルーシブな取組が県の方針として明らかにされていたからです。美術館が社会教育施設として地域の核になるには、そのための材料となるプログラムを行ってこそ美術館の存在意義があるということを、館の共通認識として持つ必要があります。

ただ、私も以前は小規模館にいたのですが、学芸員が1~2人しかいない館では、予算的にもマンパワー的にもできることは限られます。しかし、インクルーシブであるために重要なのは、「誰でも美術館に来てほしい」という本

来当たり前の姿勢を積極的に示すことであり、わざわざイベントを実施する必要はないと思うのです。小規模館にもできることはたくさんあります。たとえば、高齢の方や弱視の方のために、パンフレットをコピー用紙に拡大文字で印刷しておく。あるいは、外国人のために翻訳するのもそうですが、漢字を読めない人が来るかもしれないので、漢字にはふりがなを振っておく、などです。その地域やコミュニティを構成する人の多様さを知ることで、その人に何を届けたいか、そのための方法が何であるかは考えられると思います。そこから、配布物や広報の方法などを変えていくことはできるでしょう。

まずは、「美術館は誰でも楽しめる場所である」ということを伝えること。そして、相手を知り、相手に合わせ情報を届けること。まずはその2つを進めることが大切ではないかと思います。

ケーススタディ

多治見市美濃焼ミュージアム

所在地　岐阜県多治見市東町1-9-27
設置者　市町村(多治見市)
博物館類似施設／美術博物館

DATA

「アール・ブリュットMINO+」

2021年度実施　発表・連携

岐阜県東濃地域を中心とした岐阜県在住の障害者37名が創作した作品（陶芸作品に限らない）を展示した。長年障害者のワークショップや表現活動の支援を続けている「アール・ブリュット美濃展事務局」、岐阜県障がい者芸術文化支援センターの「(公財)岐阜県教育文化財団TASCぎふ」、「多治見市美濃焼ミュージアム」の三者が主催者となり実施した。多治見市美濃焼ミュージアムは主に会場提供として参画。TASCぎふが行った「tomoniアートのフェスティバル2021」の一企画となっており、展覧会期間中には、来館者が参加できるワークショップや、市内の生活介護事業所による音楽ステージなどのイベントも行われた。

取材日　2023年12月12日
回答者　岩井利美(多治見市美濃焼ミュージアム　館長)

「アール・ブリュットMINO+」

この事業のきっかけを教えてください。

元々、3年に一度開催されている「国際陶器フェスティバル美濃」の折に「アール・ブリュット美濃展」として、セラミックパークMINO[1]で開催されていたものがありました。私も「アール・ブリュット美濃展」は何度か観ており、障害のある人もそうでない人も、物をつくる行為や想いは一緒であり、物をつくることをエンジョイできる雰囲気も同じである、という根本的な理念に共感していたところがありました。

それがコロナ禍で国際陶器フェスティバル美濃の開催も危ぶまれ、「アール・ブリュット美濃展」など関連企画は全て中止となってしまいました。これではあまりにも残念だということで、多治見市美濃焼ミュージアムが会場を提供する形で、「アール・ブリュット美濃展事務局」、岐阜県障がい者芸術文化支援センターの「(公財)岐阜県教育文化財団TASCぎふ」、「多治見市美濃焼ミュージアム」の三者主催による「アール・ブリュットMINO+」の開催が実現しました。

2024年は、元の「アール・ブリュット美濃展」として、セラミックパークMINOでの開催になる予定です。その際には、出展作家さんの制作の場として、多治見市美濃焼ミュージアムの会議研修室を提供する予定になっています。

1（公財）セラミックパーク美濃が運営する、展示ホール、国際会議場、茶室、ショップ、作陶施設などを備えた施設。岐阜県現代陶芸美術館と併設されている。

「アール・ブリュットMINO+」の展示の様子

どのようなプロセスで企画、実施を行いましたか？

多治見市美濃焼ミュージアムは会場提供という立場でしたので、実際にあの展示を取り仕切ってくださったのは、「アール・ブリュット美濃展」でいつも活躍されている「アール・ブリュット美濃展実行委員会」の方々でした。作品の募集の呼びかけや集客なども、そうした方々の持っている繋がりで広めていただきました。

展示した作品は陶芸作品だけに限りませんでしたが、とくに焼物の場合は、粘土で造形して、乾燥させて、焼いて…と、作品ができるまでに時間がかかりますので、制作するにも年間計画を作る必要があります。そうした活動の場や、制作できる環境を支えているのが、隣の土岐市で障害のある人たちと創作活動をしているアトリエの方や、多治見市で作陶の職業訓練などを行っている障害者支援施設の先生方などです。展覧会期間中に、ワークショップや音楽会も行いましたが、それらも彼らの持っている繋がりからできたことです。

岐阜県障がい者芸術文化活動支援センターの「TASCぎふ」の方では、チラシを作成したり、立派な報告書をまとめたりされていました。とくにチラシなどは、我々が当館の企画展でつくるような簡素なチラシではなく、非常に工夫を凝らしてあるもので、私はそれをとても肯定的に捉えました。こうしてしっかりお金をかけて、美しく立派な仕上がりにすることで、障害のある人の活動を支援することへの心構えや心意気、財政的なサポートを広く市民に知っていただける一つの方策になったのではないかと思っています。

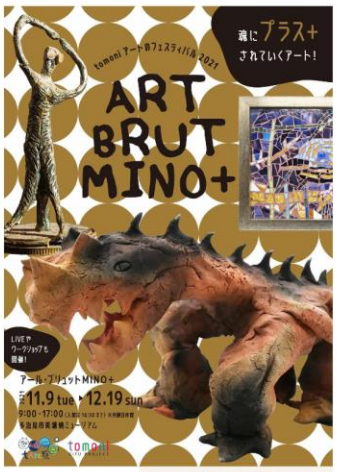

「アール・ブリュットMINO+」チラシ

こうした取組の実施にあたり、相談する相手や、知見やヒントをどのようにして得たのか教えてください。

岐阜県博物館協会の東濃エリアの研修会で、特別支援学校との連携をテーマに採り上げ、特別支援学校の教頭先生に来ていただきました。そうした研修の機会で学ぶことも多いですが、やはり一番は、障害のある人たちと創作活動をしているアトリエの方など、障害のある人の周辺にいる方々から教えていただくことが大きいです。ある方が「障害は厄介なものというよりも、個性だよ」とさらりとおっしゃって、そうか、と思った経験があります。

また、過去にヒアリング調査に答えたことがきっかけとなって関係が深くなった「(一財) たんぽぽの家[2]」の方々から学ぶことも多いです。2023年3月に、たんぽぽの家の方々が企画して、当館で美濃地方の数種類の粘土で顔料をつくって布バッグを染めるワークショップを行いました。当館の職員も、いろいろと巻き込まれて一緒になってやっていくうちに、「あぁそうか」という感じでわかっていくところがあったように思います。たんぽぽの家に限らず、「来るもの拒まず」で対応しているうちに、館の許容範囲が広がってきたように思います。

一方で、個人的な経験ですが、私が岐阜県現代陶芸美術館にいた際に子どもたちの展覧会を立ち上げ、岐阜県内の盲学校の子どもたちも出展してくれたことがあります。その作品を彼らが観に来てくれたときに、これなら触ってもいいという作品を事前にいくつか用意し、手で触って鑑賞してもらいました。彼らは友達の作品をとても大事に真剣に触って観ていて、私はそのとき初めて「手で観る」ということを覚えました。それが、今の多治見市美濃焼ミュージアムで行っている、本物を掌に抱いて鑑賞する「特別鑑賞会」に繋がっています。実際に、400年以上前の作家作品も手に取って鑑賞してもらっています。もちろん、作品のコンディションや、指輪や腕時計を外して畳の上で鑑賞してもらうなど、リスクを考えて気を付けなければならないことはありますが、茶碗というのは「手で触ってなんぼ」、もっと言えば使ってみなければ、本当の意味でその作品の良さをわかったことにはなりません。活用というのは、ただ便宜的に展示場所を考えたり、館外へ持ち出すとか、あるいは展示方法を工夫するといったことだけではなく、それをどう使えるのかということを考えることだと思っています。

2 アートとケアの視点から、多彩なアートプロジェクトを実施している市民団体。ソーシャル・インクルージョンをテーマに、アートの社会的意義や市民文化について問いかける事業を実施している。令和4年度に、文化庁委託事業「令和4年度障害者等における文化芸術活動推進事業」の調査の一環で、多治見市美濃焼ミュージアムにヒアリング調査・ラーニングプログラムを実施している。

こうした取組を進めるにあたり、どんなことが大事だと思われますか。

何事も、「相手から学ぶ」ということだと思います。展示室で大きな声が出てしまう人、床に寝転がってしまう人、難しい知識をずっと口に出しながら観て回る人…。いくら頭で障害者について知識を持っていたとしても、これらが「程度の差」と言われても、理解が難しいところもあります。けれども、子どもでも、どんな来館者でも、「そこにある姿」が本物なのです。対面で向き合って、それが普段の彼らの姿なのだということを知れば、そのまま受け止められます。そういう機会を重ねることを通して、だんだんと相手への理解が深まっていくのだと思っています。

先日も特別支援学校から10人くらいで来館されましたが、全員が全員、じっとしていることはありませんでした。私も特別支援学校や、そこでの子どもたちの実情をもっとよく知って、少しずつ繰り返し、一つひとつ勉強していかないといけないと思います。

また、当事者を知るだけでなく、地域のグループホームや放課後デイサービスなどから来館されたときなどに、支援者の方と顔見知りになって「ここの会議室が使えるよ」などといったことを情報交換していくと、どんどん関係が深まっていくように思います。当館でも支援者の方たちが来館されることが増えてきたので、こうした機会を大事にしていきたいと思っています。

私も含めた当館のスタッフのなかには、身近に障害のある人がいるという人たちがいます。実際に肉親に障害のある子がいるとか、その子の将来を考えるとか、そういった差し迫った問題として日々障害について考えている人たちです。そうした立場の人が起点となって、ある程度の時間をかけて、構えず焦らず、このような場をしっかり位置づけて進めていくということが大事ではないかと思っています。

「アール・ブリュットMINO+」に出展された堀和暉さんの作品

ケーススタディ

滋賀県立美術館

所在地　滋賀県大津市瀬田南大萱町1740-1
設置者　都道府県（滋賀県）
登録博物館／美術博物館

DATA

アール・ブリュット作品収集

2017年度から継続事業 | 鑑収集・所蔵・発表賞

滋賀県立美術館は平成29年度からアール・ブリュット作品（障害者の創造活動に関する考え方の一つ。詳しくは本文参照）の収集・収蔵という、公立美術館として先駆的な事業に着手している。目的は、アール・ブリュット作品の鑑賞機会を広く提供するとともに優れた作品を後世に継承すること。2023年9月現在、収蔵数は731件にのぼり、国内のみならず世界でも有数の規模のコレクションとなって企画展などで積極的に活用されている。

企画展「人間の才能」における澤田真一作品のレプリカの設置

2021年度実施 | 鑑賞

企画展「人間の才能　生みだすことと生きること」は、アール・ブリュットにフォーカスし、その歴史を紹介するとともに「そもそもアートとは何か」「人間にとって重要な才能であるつくるとは何か」を問いかける展覧会。展示では、日本を代表するアール・ブリュットの作家のひとりである澤田真一の作品のレプリカを置き、視覚障害者も触って感じる作品鑑賞の機会を提供した。

展示コーナー「TRAVEL to 滋賀に生きる造形」

2022年度からの継続事業 | 発表

滋賀ならではのアートを発信し、来館者の滋賀県内での観光意欲の促進をはかるために、館のエントランスロビーに特設コーナーを設けて、信楽焼と障害のある作家による「信楽焼×アール・ブリュット」の二人展を常設的に展示する。期間は約1年間で、現在、2回目の企画展示となっている。合せて、関連Webサイトで県内のアートスポット情報を届けている。

取材日　2023年12月18日
回答者　木村元彦（滋賀県立美術館　副館長）
　　山田創（滋賀県立美術館　学芸員）

アール・ブリュット作品収集

収集・収蔵の背景や、そこに至る経緯をお聞かせください。

滋賀県では「日本の障害者福祉の父」とも呼ばれる糸賀一雄氏らが戦後まもない1946年に創設した近江学園で、粘土を利用した造形活動が行われ、以降、滋賀県内の福祉施設の多くでも造形活動が先駆的に展開された歴史があります。こうした流れの延長線上の出来事として、ボーダレス・アートミュージアム NO-MA[1] が2004年に開館し、同館がパリ市立美術館に協力して開催された「アール・ブリュット・ジャポネ展」（後述）の成功によっ

1 障害者のアート作品を展示する場所として、近江八幡市の町屋をリノベーションして2004年にオープン。2007年に博物館相当の承認を受ける。運営は社会福祉法人グロー。

て、滋賀県にアール・ブリュットという言葉が普及しました。これらを踏まえ、2012年、県はアール・ブリュット発信検討委員会を設置しました。その中では、滋賀で生まれた美の一つとしてアール・ブリュットを発信することを目指し、例えば福祉の現場での創作活動を支援していく、あるいは障害のある方の公募展を開催する、加えて美術館がアール・ブリュット作品を収集し、展示もしていくということが盛り込まれました。

それを受けて、当館では2014年度にアール・ブリュットを担当する学芸員を採用して調査研究を進め、アール・ブリュット作品の収集方針（※表1）を定め、2016年度から収集を始めました。

また、当館は1984年開館で建物が老朽化していたことから、約4年間休館して改修工事を行い、2021年6月にリニューアルオープンしました。その際、館名を「滋賀県立近代美術館」から「滋賀県立美術館」に変えています。これは、さまざまな作品を収蔵する中、アール・ブリュットのような近代の範

表1）滋賀県立美術館のアール・ブリュット作品収集方針

滋賀県を軸に、日本を中心としたアール・ブリュットを概観するコレクションの形成

〈収集の考え方〉

- 福祉の現場から優れた造形作品を多数生み出してきた滋賀に立脚しつつ、アール・ブリュットに関する日本を中心とした代表的な作品や、今後は一部海外の作品も視野に入れ、日本のアール・ブリュットの特徴や魅力を概観できるよう、以下に基づいて作品を選定する。
- 美術館でのコレクション展示が可能となるよう、まとまった点数の作品を継続的に収集する。

〈作品収集の方針〉

- 滋賀のアール・ブリュットに関する作家の作品および関連資料（背景としての障害者福祉施設等における造形活動から生まれたものを含む）
- 日本のアール・ブリュットの特徴を把握できる作家の作品および関連資料
- アール・ブリュットに関連する現代美術作家および海外作家の作品

疇ではおさまらない作品も徐々に収蔵するようになり、“近代”という特定の時代や既存分野で評価が固まった作品・作家だけに向き合うのではなく、より幅広く美術や表現に向き合っていくということで、その柱の一つにアール・ブリュットを据えた館としての活動の考え方そのものの転換であると言えます。

現在、アール・ブリュット作品の所蔵点数はどれくらいですか？

滋賀県内のみならず、国内アール・ブリュット作家の作品を中心に収集し、当館が所蔵するアール・ブリュット作品は731件（2023年9月時点）になっています。これには、2023年8月に公益財団法人日本財団から寄贈された「アール・ブリュット・ジャポネ」展の出品作品549件も含まれます。2010年にパリのアル・サン・ピエール美術館で開催された同展には日本各地の障害のある人や独学のつくり手たちの作品が出品され、大きな反響を呼びました。会期後、巡回展も国内各地で開催され、日本のアール・ブリュットに注目を集める契機となりました。その後、日本財団がそれら国内外で高い評価を得た作品を保存・活用していましたが、当館に寄贈されたことで、当館は、国内の公立施設では最大級、世界でも有数の規模のアール・ブリュット・コレクションを有することとなりました。

なお、「アール・ブリュット＝障害者アート」ではありません。アール・ブリュットを直訳すれば「生（なま）の芸術」ということになりますが、1940年代にフランスの画家、ジャン・デュビュッフェが精神障害者や独学の作り手たちによる独自の表現に感銘を受けて、アール・ブリュット[2]という概念を提唱して以

2 「それ（アール・ブリュット）は芸術的文化によって傷つけられていない人たちによって制作されたものであり、知識人の場合とは異なり、模倣がほとんどあるいはまったくない作品のことだ。従ってその作者たちは、すべて 主題、利用する素材の選択、置換の方法、リズム、書き方など）を自分自身の奥底から引き出してくるのであって、古典的芸術や流行の芸術という月並みな作品からではない。そこには作者によってひたすら自分の衝動からあらゆる面にわたって完全につくりなおされた、まったく純粋で、なまの芸術活動が見られるのだ」 末永照樓 訳『伝ジャン・デュビュフェ アール・ブリュットの探究者』青土社、2012年）

来、さまざまな定義や解釈が見られます。また、その概念に含まれる作家には障害がある方が多いことも事実です。当館は原初の意味やその概念の歴史的変遷も俯瞰しつつ、アール・ブリュット作品を収集しています。

作品の収集、購入はどのように進めているのでしょうか？

まず、アール・ブリュットの文脈の中で重要な意味があるものを収蔵の候補作品とします。例えば、日本財団から寄贈された作品群は「アール・ブリュット・ジャポネ展」に出品され、日本のアール・ブリュットにおけるエポックを作ったものとして収蔵方針に合致しているものでした。その他にも、滋賀県における戦後の障害者福祉の歴史や、そこで展開されてきた陶芸などの造形活動の歴史を語る上で重要な作品も、もともとそれらを所有していた県立の福祉施設から作品を移管する形で収蔵しています。これらの作品は、国内、とりわけ地元、滋賀において、アール・ブリュットにつながる重要な作品と捉えることができるでしょう。

収集のプロセスは、一般的な美術館の作品収集と同じです。候補となる作品があがり、それらを第三者の専門家（収集審査部会と呼んでいる第三者委員会の委員）に作品を実見してもらって、収集すべきかについてのご意見をいただいています。

作品入手の交渉では、福祉施設に間に立ってもらうこともあれば、作家との直接交渉、また障害のある作家の作品を扱うギャラリーとの交渉などケースバイケースで行っています。また、障害によっては作家ご本人との直接交渉が難しいことも少なくなく、支援者に入ってもらったり、ご家族に同席してもらうことがあります。ただし、福祉施設や家族などが代理でコミュニケーションを行う場合であっても、当事者本人が不利益を被らないように、また本人が手放したくないのであれば無理やり求めることは倫理的に避けるべきであるという意識で交渉にあたっています。

作品の保管で注意していることはありますか？

所蔵作品の中心は絵画や陶芸が多いのですが、立体作品には紙とセロテープなどで作っているものもあり、既にセロテープが黄色く変色していたり、テープ自体が割れそうになっていたりする作品もあります。保存修復についてノウハウが確立されていないものを、どのように扱っていくかは、美術館として課題となってきます。

新しい保存技術が開発されるという可能性もあるかもしれないですし、作品が劣化する前に写真や映像などのアーカイブ化を行っていくことも検討できると思います。作られたときの状態や展示を記録することで、作品が劣化したとしても、作られたときの状態と比較しながら見せるといったことも可能になります。

障害者アートの収集・保存についてのアドバイスをお願いします。

当館は、アール・ブリュットという概念で調査・研究、収集・収蔵を進めていますが、いわゆる障害者アートであれ、アール・ブリュットであれ、作家や作品をどこで線引きするかという問題が出てきます。しかし、既存のカテゴライズでは収まりきらないものをいかに収蔵していくか、そこにアール・ブリュットを収蔵方針に掲げている美術館としての一つの意義があると思います。

もう一つのアドバイスとして、作家サイドとの交渉では、これまで美術館と作家の間でとられてきたものとは違うコミュニケーション能力が求められます。中でも社会福祉施設の雰囲気や施設の職員さんや家族の方の思い、ニーズなどを美術館側が理解をすることでコミュニケーションがうまくとれると思います。例えば、本人や周囲の人たちには作品づくりを芸術活動だと思っていない人も多く、収集意図を説明する際には繊細な言葉選びが求められます。福

祉現場の意識を汲みながら、コミュニケーションをとることが大切なポイントになってきます。

企画展「人間の才能」における澤田真一作品のレプリカの設置

企画展「人間の才能」はどんな狙いで企画されましたか？

「人間の才能」は当館の保坂健二朗館長のキュレーションで、根源的な人間のつくる力に焦点をあてた展覧会[3]です。ここで紹介されている作家のほとんどは、いわゆるプロのアーティストではありませんでした。誰かに評価されることを望まず、日々の生活の中で独自の方法論を編み出しながらつくっていくかのような作品を御覧いただきました。「生み出すことと生きること」を接続させていただくことの意義を感じ取ってもらうものとなったのではないかと思います。

内外で評価の高いアール・ブリュット作家の澤田真一さんの作品のレプリカも展示されましたね？

当館の役割の一つにアール・ブリュット作品を展示することがあります。日本のアール・ブリュットに障害者が多いという構造から考えると、このことは、障害者による表現の機会を作っているとも考えられるかもしれません。一方で、障害という話題で考えたときに、彼らの表現を取り上げるだけではなく、

3 同展では、アール・ブリュットを相対的に捉えられるようにするため「①アール・ブリュットとは何か？　歴史を遡り思いを巡らせる」「②圧倒的な作品の力　生みだすことは生きること」「③アール・ブリュットの多様性　つくることの根源に迫る」「④アール・ブリュットっていったい？　一緒に考えてみましょう」の4章で展示を構成。

澤田真一の作品のレプリカ（撮影：表恒匡）

障害のある人に作品を鑑賞してもらうということも重要なことです。そこで、３Dプリンターで忠実に再現した樹脂製レプリカを展示し、視覚障害のある人を含めて誰でも実際に触って鑑賞してもらえるようにしました。実物の陶器の感触とは違いますが、形を忠実に再現していて、作品の良さ、面白さを感じていただけます。他にも紙の作品で、作家のご家族の了解を得て、作品に触れられるようにしました。

これらは障害のある人への対応であるとともに、お子さんや一般の方にとっても鑑賞の体験をより多角化し、より一歩踏み込んで深く興味を持っていただける工夫でもあります。実際、多くの来場者が澤田さんのレプリカに触れていました。ちなみに、このレプリカは、その後の常設のコレクション展のときに、実物と並べて展示して、活用しています。

他の企画展などでも障害者の鑑賞について工夫されていることはありますか？

2023年度の企画展「“みかた”の多い美術館展」（2023年10月7日～11月19日）は、子ども連れや障害のある人、海外にルーツのある人など、普段はあまり美術館に来ない人たちにとって美術館が開かれた場所になるためには何をすればよいのか、通常の美術展鑑賞の形式を見直して、多様な鑑賞のあり方を探る展覧会として催しました[4]。いろいろな人を巻き込むというコンセプトから、当然、障害のある人が来ることが予想されたため、チラシにも「小さなお子さんがいらっしゃる、障害があるなどの理由で来ることをためらっているのであれば、事前におっしゃってください」[5]とアナウンスしました。実際に、視覚障害のある方が来館するという連絡を事前にいただいて、ガイドにつく機会が何度か生まれました。こうした文言が入っているだけで、ある程度安心して来館されるという効果はあったと思いますし、「“みかた”の多い美術館展」での障害のある方とお子さんの入館率は、他の展示会よりも比較的高くなっているということもあるので、その要因として、情報発信の工夫の効果はあったのではないかと思っています。

さらに重要視したのが、会場での対応でした。当館では監視スタッフは民間委託していますが、多様な人が来場することを想定し、普段の展覧会よりも時間をとって、館側が企画展の意図などを丁寧に説明し、接し方などについての研修も受講してもらいました。また、監視スタッフから「こういうお客

4 同展では「さわったり、聞いたりして、みる」「おはなしして、みる」「いっそ自分でつくって、みる」など8つのゾーンを設けて、通常の美術鑑賞とは異なる美術館の楽しみ方を提案した。
5 「小さなお子さんがいる、障害があるなど、さまざまな理由で来館を迷っている方へ　当館では、しーんと静かにする必要はなく、おしゃべりしながら過ごしていただけます。さらに本展では、より多くの方々に楽しんでいただくため、「やさしい言葉や点訳にした解説文」、「さわったり、つくったりするコーナー」を用意します。その他、来館にあたっての不安がある場合は、事前の情報提供や、当日のサポートのご希望に、可能な範囲で対応します。」

「“みかた”の多い美術館展」

様がいらしたときには、どうしたらいいですか」などの質問をペーパーでもらって、それに対して1つずつ回答していきました。

その結果、最初は監視スタッフに戦々恐々とした感じが見られたものの、徐々に緊張がとけ、個々のお客様に合わせた柔軟な対応をしていただけました。確かに、監視員泣かせの展覧会だったとは思います。いつもは「触らないでくださいね」というところを「触ってもいいけれど、壊さないでくださいね」というように、ちょっと特殊な目の光らせ方をしなくてはならず、子どもは走るし、車椅子の人もかなりいらっしゃる。でも、時間を経るごとにスタッフの皆さ

んがけっこう楽しそうにいきいきと会場で対応されていたように感じています。会期中に起こったことやわからないことを積極的に質問したり、自主的に対応講座を開いたりと、頑張っていきたいという姿勢がありありと伝わってきて大変嬉しかったです。

具体的なエピソードとして、「来場された方の車椅子のテーブルの上に作品をのせて鑑賞してもいいか」という問い合わせが監視スタッフからあり、作品の性質上、動かしてもダメージがないようなものであったため、テーブルの上にのせて鑑賞をしていただくという対応をしました。これは、もしかしたら、その場でスタッフがお断りをして、せっかく美術館に来ていただいたのに悲しい思いをされていたかもしれないケースで、スタッフの機転によりそれを防げた事例として心に残っています。

経験からいうと、障害のある人が来館することに、そんなに構えなくてもいいのではないかと思います。障害のある人に対し緊張して対応すると逆にうまくいかなかったりします。肩の力を抜いて接した方がうまくいくことが多かったりするように思います。

展示コーナー「TRAVEL to 滋賀に生きる造形」

展示コーナー「TRAVEL to 滋賀に生きる造形」はどのような事業でしょうか？

当館はアール・ブリュットのコレクションを一つの特徴としていますが、他にも現代美術あるいは日本美術のコレクションがあり、それらを活用した展示も多いため、アール・ブリュット作品を常に見られるとは限りません。こうした背

「TRAVEL to 滋賀に生きる造形」常設展示コーナー

景もあり、入口の近くに常設展示コーナーを設けました。ここでは滋賀県産の陶芸である信楽焼と、アール・ブリュットを2本の柱に据えて、それぞれ1名の作家の作品を紹介するというかたちで長期間展示しています。

実施のきっかけや事業展開の目標を教えてください。

当館が、2021年に文化庁の「文化観光推進法に基づく拠点計画」の認定を受けたことがきっかけです。そのときに掲げたテーマが、滋賀ならではのアートを生かして、来館していただき、さらに県内を巡っていただくということです。これが大きな目標で、「アール・ブリュット×信楽焼×観光」ということで展開しています。当館と県の美の魅力発信推進室が連携してウェブサイト「TRAVEL to 滋賀に生きる造形」を立ち上げていて、展示と関連する工房やギャラリーなど、滋賀県独自のアートスポットの紹介もしています。

ケーススタディ

大阪市立自然史博物館

所在地　大阪府大阪市東住吉区長居公園1-23
設置者　民間非営利法人（地方独立行政法人）
指定施設／美術博物館

DATA

「M3(Motto Minnano Museum)プロジェクト」

2022年度実施 | 人材育成・連携

博物館がすべての人々が学び楽しむ場となれるよう、「もっとみんなのミュージアム」を目指し、2022年10月～2023年3月の間、プログラムや利用環境整備の工夫の試行や、博物館職員向けの研修会などを行った。近隣の美術館や博物館、障がい者スポーツセンター等と連携して実施することで、知識や改善点を共有し、意識改革と相互協力のネットワークの輪を広げていくことも意図した。

取材日　2023年12月6日

回答者　佐久間大輔（大阪市立自然史博物館　学芸課長）
石井陽子（大阪市立自然史博物館　主任学芸員）

「M3(Motto Minnano Museum)プロジェクト」

この事業に取り組むことになったきっかけを教えてください。

背景として、令和2～3年度に当館の運営母体である大阪市博物館機構が申請していた文化庁の「地域と共働した博物館創造活動支援事業」で、視覚障害がどのようなものであるかの理解や障害当事者への対応についての研修などを行っていました。そのなかで、デジタル機器のコミュニケーションツールなどを活用したユニバーサル化の試行なども行っていたのですが、その後、大阪市博物館機構の方向性が、フィルムのデジタル化など、デジタルアーカイブの方にフォーカスされていき、ユニバーサル化の部分がメニューから外れていきそうになっていました。そこで、それではその部分を切り出して、広げていこうかということになりました。

平行して、令和2年度には笹川科学研究助成をいただいて、視覚障害者と一緒に展示解説パネルの内容の見直しをする取組も行っていました。そもそものきっかけは、展示内容や利用についての質問・相談を受け付ける「質問カウンター」に窓口当番として学芸員が座っていたときに、「今度視覚障害のある子どもたちと博物館に来るのだが、その子たちも楽しめるものはないか」と声をかけられたことでした。当館には1986年から触察できる実物標本や模型等の展示があるのですが、視覚に障害のある人たちにとって、解説パネルの内容が本当にこれでいいのか、といった問題意識も出てきました。その他にも、そうした方々をバックヤードツアーでご案内したり、展示パネルの見直しを一緒にする中で、博物館でできることはもっとあるのではないかと、いろいろと意見を聞きながら少しずつ考えていた状況がありました。

長居障がい者スポーツセンターで行った「てこぼこさんとはくぶつかん」によるワークショップの様子

一方で、発達障害の方についても、館を拠点に活動している骨格標本を作るサークルから派生したグループが、2020年頃から既に支援活動を開始していました。骨格標本作成に参加した子どもたちのなかに、指示が上手く伝わらない子たちがいて、どう接したらいいのか、と考えはじめたメンバーがいました。どういう特性がある人たちなのか、どうしたら指示が伝わり、その子たちも安全に標本作りができるか、といったところをみんなで考えるうちに、発達障害のある子どもたちと博物館をつなぐことを目的としたグループになっていきました。今回も長居障がい者スポーツセンターでワークショップを行う際に、彼らのノウハウを活かして、各種の障害のある人に配慮した作業過程や、材料の配置などを工夫していました。

このグループの成り立ちもそうですが、誰もが利用できる公立博物館として、展示や普及教育、資料収集、研究などの活動をしていると、学芸員が常駐する窓口があったり、博物館の友の会など様々なグループが館の周辺で活動しているため、障害のある方や、障害者支援の活動をしている方などを含め、多様な方々と館の間につながりができます。来館者の中には、学芸員への質問が止まらなくなったり、展示室で大きな声を出したり、手をたたいて大きな音を出してしまう人もいます。そういう人たちにどう博物館が対応できるのかと、本当に目の前の課題として考えるタイミングだったのだと思います。

そのようにして、視覚障害のある子どもたちを支えるNPOの方とつながり

表1）「M3(Motto Minnano Museum)プロジェクト」の4本柱

1	視覚障害者に博物館を豊かに楽しんでもらうためのプログラム開発と試行	・3D プリンター活用のための研修 ・触察ワークショッププログラム開発等
2	視覚障害者に常設展示を楽しんでもらうための改良・工夫	・点字・墨字パンフレットの作成 ・触察案内図の試作 ・視覚障害者接遇向上のための研修等
3	発達障害のある利用者のためのプログラム開発と研修実施	・ワークショップの実施 ・やさしい日本語とソーシャルストーリーガイド作成のワークショップと試作 ・ソーシャルナラティブとセンサリーマップについての講演会等
4	様々な人がともに博物館を楽しむためのイベント・講演会	・大阪自然史フェスティバルへの障害者支援団体の出展 ・インクルーシブな博物館についての講演会等

特に視覚障害、発達障害にフォーカスし、文化庁、令和4年度博物館機能強化推進事業（innovate MUSEUM 事業）の助成を受けて実施した。

ができたり、博物館周辺で発達障害の子どもたちと博物館をつなぐ活動をするグループが出てきました。こうした周辺状況が揃ったこともあって、事業化して助成を申請してみようということになりました。（※表1）

どのようなプロセスで連携をしましたか。

今回、文化庁の Innovate MUSEUM 事業に申請するにあたり、我々地方独立行政法人大阪市博物館機構と、大阪市立東洋陶磁美術館、大東市立歴史民俗資料館、高槻市立自然博物館、大阪市長居障がい者スポーツセンターの5者が「M3プロジェクト実行委員会」として連携をしましたが、これまでつながりがなかったのは長居障がい者スポーツセンターだけでした。同センターは当館と同じ長居公園内にあり、スポーツセンターの利用者が当館を利用しに来ることはありましたが、それ以上の交流はほとんどありませんでした。

その他の館とは、以前から西日本自然史系博物館ネットワーク などでのつながりがあったため、改めてチームビルディングする必要がないほどの連携の素地がありました。さらに、今回の博物館関係者向けの講演会や研修などでは、この5者に限らず広く参加を募り、且つ内容を動画収録してオンライン公開しました。このように間口を広く開いたのは、学会や研究会等で知った先進的な活動をしている方を講師としてお招きして、みんなで教えていただいた方が話が早いと考えたからです。普段から、互いに「おすそ分け」をするご近所付き合い的な関係がありますので、自分たちが得た知見を他館にも共有する形になったのは自然な流れでした。

また、助成の申請にあたって、館の中で意思決定が完結できたことは大きかったと思います。我々は地方独立行政法人として決定権が館長や理事

1 自然史系博物館関係者および市民による活動を支援することを目的とした会員制のネットワーク。共同での研究活動、学芸員の経験交流、博物館関係者向けのセミナーやシンポジウムなどを行っている。

カラフルアート・ワークショップ「さわってみよう東洋陶磁」の様子
（美術品レプリカ制作と触察ワークショッププログラム開発）

長レベルにあります。このため大阪市役所の本庁に行かなくても、所管の違う館とも自分たちで交渉して決定して、事業を申請することができました。その意味では、機敏に動くことができたと思います。

実施にあたり、相談した相手や、知見やヒントをどのようにして得たのか教えてください。

博物館関係者向けの研修を組み立てるにあたっては、日本博物館協会などの博物館・美術館業界のネットワークや、先行して実践している館の職員さんとの情報交換、これまでに参加した研究会などで見聞きした専門家などから知見を得ていました。今回の講師も、自分たちがそれぞれ所属している学会や研究会で知り合ったり、そこで先進的な実践を紹介した方など、何ら

かのつながりがあった方たちでした。

当事者向けのプログラム開発にあたっては、視覚障害のある子どもたちを支える NPO、発達障害の子どもたちと博物館をつなぐ活動をしている団体のみなさんに、たくさんの協力をしていただきました。

また、以前当館の外来研究員だった方に、他館で障害のある方の展示見学支援に取り組んだ経験があることに加え、海外の事例にも詳しい専門家がおられたため、その方の意見を聞いたり、相談にのってもらったりしながら進めました。

この事業を行ううえで、特に重要だったと思うこと、他館にもおすすめしたいと思うことは何ですか？

館の外の人間と一緒に何かをすることに、慣れておくことが大事だと思います。館の中だけで完結させようとするのはもうやめて、必要なら「一緒にやろうよ」と言って助けてもらう、という癖を付けておかないといけないと思います。

当館は、共同研究のような形で外の人が入ってくることもごく普通にありますし、「大阪自然史フェスティバル」のように様々な団体が出展したりして、みんなでお祭りをつくるような場もあります。そのように、大学の人であろうと、研究所の人であろうと一般の人であろうと、そうした外の人たちと一緒に事業に取り組むことは、何も特別ではないという館の風土があります。まずは、そういう姿勢が必要だと思います。

正直に言えば、当館も単独でできることは少ないのです。幸い、館の周りに上記のような人・団体がいてくださって、彼らに助けてもらうことで、この事業も成り立ったと思っています。その意味では、館の周りにある、そうした「財」に気付くアンテナを張っておくことも大事だと思います。日々の窓口での市民からの質問対応業務も含めて、普段の業務の中でそうした姿勢でいることが一番手っ取り早く、様々な事業の素地をつくることにつながると思っています。

博物館の周りにある財

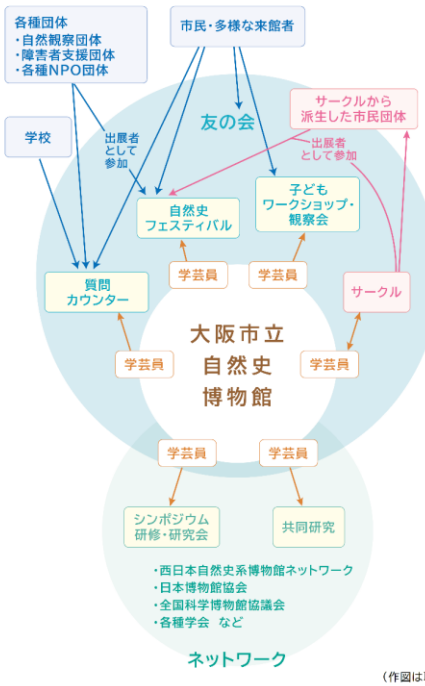

（作図は取材者）

ケーススタディ

鳥取県立バリアフリー美術館

所在地　https://tottori-bfm.jp
設置者　都道府県
指定施設／美術博物館

DATA

「鳥取県立バリアフリー美術館」

2023年グランドオープン　｜　発表

障害のある作家たちの作品だけを集めたオンライン上の美術館「鳥取県立バリアフリー美術館」を設立した事業。県内の障害のある作家たちの作品を掘り起こし、美術館に行けない人たちのアクセシビリティの向上を図ることを目的に、「誰でも、いつでも、どこからでも鑑賞可能」というコンセプトを定めた。当初作品のアーカイブ化を目指していたが、ワーキンググループで議論を重ねオンライン美術館設立へと展開。都道府県立では全国初となる障害者アートに特化したオンライン美術館は、国内外から大きな反響があった。1年を経て、ワーキンググループを中心にさらなるブラッシュアップを目指している。

取材日　2023年12月26日
回答者　小泉陽一（鳥取県立バリアフリー美術館　鳥取県福祉保健部障がい福祉課）

「鳥取県立バリアフリー美術館」

美術館設立のきっかけや目的などを教えてください。

本美術館創立の背景として、鳥取県が障害者による文化芸術の推進に継続的に取り組んできたということがあります。

2014年に第14回全国障害者芸術・文化祭が鳥取県で開催されました。そのレガシーとして、翌2015年より「あいサポート・アートとっとり展」を毎年開催してきて、まもなく10回目を迎えます。これは、県内の障害者を対象に募集した文化芸術作品を一堂に展示するアートの展覧会です。これをきっかけに、県内で芸術文化活動に取り組んでいる施設、団体や個人とのつながりを作ることができました。それによって多くの作品を掘り起こしたり、活動支援補助金を提供したりすることにつながりました。また、鑑賞サポートという側面でも、県主催の文化祭や展示会だけでなく、民間のアートイベントについても鑑賞サポートに必要な経費を補助する仕組みをつくってきました。

そのような継続的な関わりのなかで私たちが気づいたのは、障害者によるアート制作の多くは福祉事業所の現場で行われており、専門人材がいない場合も多いということです。このためアート的価値が正しく評価されず、埋もれている作品が多数あります。こうした作品を正しく評価し、活用していくために、作品の掘り起こしとアーカイブ化が必要だと考えました。

その一方で、鳥取県は2022（令和4）年に施行された「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）に基づき、障害者の情報アクセス先進県を目指しています。令和5年度には全国に先駆けて鳥

Tottori Prefectural Barrier Free Museum

取県で成立した「手話言語条例」制定10周年を迎え、「第10回全国高校生手話パフォーマンス甲子園」を開催するほか、先ほどの鑑賞サポートの普及にも本格的に取り組んできました。

このアクセシビリティという観点からも、介助がなければ作品展等の会場に来られない人、外出が難しい人への配慮も含め、障害の有無に関わらず文化芸術を身近に感じ、そこからさまざまな感動や恩恵を受ける機会を拡大することが求められているのではないか。また、障害者の作品を掘り起こし、アーカイブ化するにとどまらず、それをバーチャルな美術館という形で公開することにより、障害者の文化芸術へのアクセシビリティ向上を図ることができるのではないか。そういった議論から、障害のある作家、そして鑑賞者、双方にとって開かれた美術館の創設を目指すことになりました。

どのようなプロセスで企画、実施しましたか？

障害者の作品の掘り起こし、アーカイブ化の議論から、オンライン美術館へと事業を展開しました。スタートは2022年7月1日です。

オンライン美術館創設という目標が定まったところで、「鳥取県立バリアフリー美術館創立事業ワーキンググループ」を結成し、検討会を3回（7/1、7/22、10/25）開催しました。ワーキンググループには、文化芸術活動に取り組む福祉事業所の職員、県内の芸術関係者、県立美術館の館長予定者など計10名の有識者が参画しています。そのなかで、バリアフリー美術館の構築方法、展示作品の選定などについて検討を行いました。

ワーキンググループが定めた選定基準をもとに、私たち障がい福祉課では調査を開始しました。アンケートを実施し、県内で創作活動を「現在実施している」または「過去に実施していた」施設や個人、計88件をリスト化しました。その上で過去の活動歴などから2022年度の調査対象を55件に絞り、作家や担当職員へのヒアリングを働きかけたうえで、実際に作品の調査ができたのは23件でした。

「スイセン」（福井将宏）2016 年頃　木、アクリル絵の具　90.0 × 182.0cm

限られた調査期間であったことやコロナ禍における制限も重なり十分な調査には至っていません。今後も継続して、調査・記録を行い、さらなる掘り起こしをしていきたいと思っています。

また、実装するバリアフリー機能については、障害当事者の方々にヒアリングを行いました。身体障害者協会や視覚障害者協会、聴覚障害者協会など8団体の施設を訪問し、ご意見をうかがいました。それらは、作品説明の文字の大きさ、背景や文字色、自動再生機能（自動で作品鑑賞が可能）、音声及び手話での説明機能として、バリアフリー美術館に反映しています。

連携している団体、有識者について教えてください。

鳥取県では、障害者の文化芸術を推進するにあたり「鳥取県障がい者芸術・文化活動推進会議」という組織を結成し、各種障害者団体や県内の文化芸術の専門家、さらには県庁の文化政策課や博物館職員など20名が参画しています。今回の取組も、彼らとの連携により進めることができました。

また、鳥取県は「あいサポート・アートセンター」という障害者文化芸術活

動拠点を設置しています。障害のある人たちの創作活動を支援し、当事者やご家族などの相談にも対応しているセンターです。本美術館の運営も、県から同センターに委託しており、都度、県とセンターで協議しながら実施しています。公式サイトの運営なども同センターが行なっています。

サイト制作はどのような体制で行いましたか？

制作会社については、プロポーザル調達をかけて提案型の入札を行い、審査会を開いて発注先を決定しました。美術館の構成を提案してもらい、一番優秀だった企画を採用しました。その協力会社は、障害者の自立支援と企業の人材開発を組合せたプロジェクトなど、テクノロジーによって障害者の作品に付加価値をつけ、製品化するさまざまな取組を行なっており、また、オンライン美術館を手がけた実績もありました。現在もこのサイトの保守管理を担っていただいています。

実施するにあたり、どのようなご苦労がありましたか？

事業を実施するうえで、私たちが特に重要だと考えたのは、「誰でも、いつでも、どこからでも鑑賞可能」というコンセプトの実現です。この点は、制作サイドとも共有して進めてきました。当初はメタバースを活用するという案もありました。新規性があり、ワクワク感もあると思いますが、「誰でも、いつでも、どこからでも」というコンセプトからは外れると判断しました。メタバースの操作性は誰にとっても簡単というわけではありません。また、通信環境にも大きく左右されます。ある程度の通信環境でサクサク観られるということが重要で、そこから要件が定まっていきました。最終的にはグーグルビューのように、鑑賞者が画面の中を進んでいく形になっています。

障害の有無や年齢、通信環境に関わらず、誰でも操作しやすく、安定した

写真上）常設展示室1
写真右）５つの展示室のテーマと全体図

た動作で閲覧できるよう、360°静止画合成として、デザインもシンプルなものにしました。

そこに投影されるさまざまな影（親子や車椅子の鑑賞者など）によって、作品のサイズがイメージできるような工夫を凝らしています。

展示されている作品について教えてください。

常設展と企画展という二つの構成は、ワーキンググループの話し合いの中で決まりました。常設展には、当初アーカイブ化の目的であった、県内の施設から掘り起こした作品を展示しています。企画展は、「あいサポート・アートとっとり展」の入賞作品などを展示し、年に数回入れ替えていくイメージです。

「花」（木村広美）2020 年　紙、ペン、色鉛筆　98.5 × 128.5cm

作品数は、それぞれ55作品ずつ、最大110点展示できます。

ワーキンググループで定めた作品選定の考え方は、個性的でオリジナリティのある作品。平面や立体といったジャンル、障害の種別は問わないといったことです。なお、当館では作品の画像を収蔵していますが、オリジナルの作品自体の収蔵は行っていません。

「誰でも、いつでも、どこからでも鑑賞可能」というコンセプトにこだわり、ワーキンググループや制作会社ともそれを共有しながら、一つひとつ積み上げるように作ってきたので、途中から大きな変更などはなく、スムーズに進められたと思っています。

2月28日のオープン後、どのような反響がありましたか？

我々が思っていた以上に多くのアクセスがありました。特に海外からの閲覧が多かったことに驚きました。また、都道府県からの問い合わせも多く、オンライン美術館に興味がある自治体が少なくないことをあらためて知りました。

作品が展示されている作家の方々からは「たくさんの人に観てもらえてうれしい」という声が届いています。作家の創作への意欲や社会参加の促進につながるなど、さまざまな面で効果のあった事業だと感じています。

本美術館設立の目的の一つに、障害のある人の作品の活用促進ということがありましたが、今年度から、本美術館の作品を活用して、「山陰ご当地フォントプロジェクト」という障害がある人の作品をパターン化して収益につなげる取組を県内のデザイナーと協力して進行中です。今後も活用が広がることで、障害のある人のアート作品が地域の中に自然に溶け込み、新たな交流やつながりを創出することを期待しています。

アクセシビリティについては、福祉施設などを訪問し、障害のある人たちに実際にバリアフリー美術館を体験していただいてからヒアリングを行うなど、今年度も継続的に検証を行っています。また、今後、どの程度の作品を収蔵するべきなのかも考える必要があります。開館1年を経て、ワーキンググループで振り返りを行い、それ以外の課題についても議論する予定です。現在の形が完成形ではなく、今後もブラッシュアップを図っていきます。

他の施設へのアドバイスをお願いします。

当初アーカイブ化からスタートして、オンライン美術館に展開した本プロジェクトですが、鑑賞者のアンケートなどを見ると、美術館という場によって価値づけされた作品という捉え方をされていると思います。そのことが作家本人の自信や社会参加にもつながり、とてもよかったと感じています。

実際にオンライン美術館をつくって感じたことは、障害の当事者の方々のご意見をしっかり聞いて、それを反映してつくることが大切であるということです。企画や構成についてもそうですが、特に操作性や視認性など細かい部分も一つひとつ確かめながら、積み上げてつくっていくと、コンセプトにブレのない事業ができるのではないかと思います。

ケーススタディ

徳島県立近代美術館

所在地　徳島県徳島市八万町向寺山
設置者　都道府県（徳島県）
登録博物館／美術博物館

DATA

「ユニバーサル美術館：話せば広がる鑑賞物語」展

2019年度実施 | 鑑賞・交流

年齢や障害の有無に関わらず誰もが楽しめる美術館を目指す同館は、2018年度からユニバーサル美術館展シリーズを継続開催している。2019年度の同展では“コミュニケーション”をテーマに物語性を感じさせる所蔵作品を選び、一人一人の感想や解釈を伝えあう交流型の展覧会に挑戦。手話やボディランゲージなどさまざまな方法で鑑賞者同士が対話しながら鑑賞する「みんなで語る鑑賞ツアー」など関連事業も多数実施した。

「体にやさしいユニバーサル展示：好きな目線で」展

2021年度実施 | 鑑賞・交流

2021年度のユニバーサル美術館展では“多様な視線”をテーマとして、車椅子利用者や歩行が困難な人も楽しめるように、車椅子の目線や小さな子どもの目線、立って見る、座って見るなど多様な視線から作品鑑賞できる展覧会のかたちを提案した。30cmの床上げステージや床置きサイン、テーブル高の展示台などさまざまな工夫をほどこすとともに、高低二段組みの解説パネルなども設けた。

あの手この手で交流トーク

2018年度、2019年度、2021年度、2022年度、2023年度実施 | 鑑賞・交流

徳島県立近代美術館では、ユニバーサルミュージアム事業で協働する「アートイベントサポーター」制度を設けている。サポーターには視覚・聴覚に障害のある人もいて、鑑賞支援グッズやコミュニケーション・ツールの開発・製作、鑑賞プログラムの企画・実施などに協力している。中でも、サポーターがナビゲーターとなって障害の垣根を越えて交流する本企画は館の看板イベントになっている。

取材日　2023年12月22日
回答者　竹内利夫（徳島県立近代美術館　上席学芸員）
笠井優（徳島県立近代美術館　主任学芸員）

「ユニバーサル美術館：話せば広がる鑑賞物語」展

ユニバーサル美術館展シリーズはどのような経緯で立ちあげられたのですか？

当館では、2011年からユニバーサルミュージアム事業を手がけています。これは年齢や障害の有無に関係なく、誰もが美術館を楽しめるように、来館者サービスや鑑賞プログラムを開発・実践する取組です。

美術館は誰でも自分のペースで鑑賞を楽しむことができる場所です。学習やレジャー活動で来館しても不便さを我慢してきたという声に接し、障害者を含め多様な人に美術館の魅力を伝えたいと強く意識するようになりました。

ただ、「美術館に来たら楽しいですよ」というだけでは足りません。当館では、聴覚障害や視覚障害、発達障害の人たちと対話しながら、手話通訳付き展示解説に始まり、視覚障害者向けツアーや多様な人が作品を通して交流するイベント、手話ビデオや触図などコミュニケーションツールの導入に取り組んできました。

さらに、2018年度から「ユニバーサル美術館展」を始めました。毎回、ユニバーサルな新たな取組を考えて、誰もが過ごしやすい展示や空間を提案する展覧会です。当館は所蔵作品による常設展（年3回展示換え）と特別展（企画展）を行っていますが、ユニバーサル美術館展をその中に織り交ぜて開催しています。

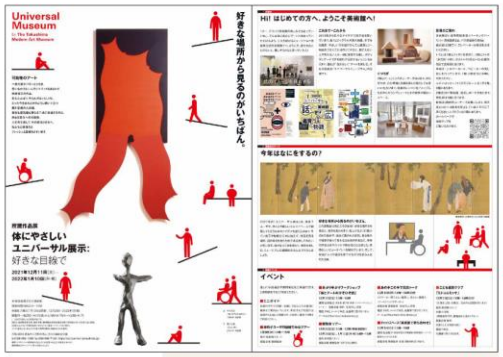

「体にやさしいユニバーサル展示：好きな目線で」2021年12月

ユニバーサル美術館展で、大事にしていることは何ですか？

美術館には、展覧会に合わせてある程度自由に会場をつくるという文化があります。それを生かして、美術館はどんな人でもアクセス可能であると思っていただくために、ユニバーサル美術館展では、多様な来館者に向けた実験的な取組を行って、こんな工夫はどうでしょうと提案をしています。

「何ができるだろう」と考えるとき、当事者がどんなことに困っておられるのか、それは聞いてみないとわかりません。まずは対話して、そこから問題点を考え、できる範囲で試します。平常時の展示についても、皆さんにニュートラルな気持ちで作品に出会ってもらえるように、という思いで品揃えしているわけですけれど、作品が並んでいるだけでは、手助けが欲しくなる人もいると思います。自分で積極的に文化施設を使いこなした経験の少ない人にとっては、やはり特に敷居の低いプログラムが用意してあったり、わかりやすい構えをしたり、間口を広げる工夫をしていないと入りにくいだろうと思うのです。そこでコミュニケーション面で工夫したり、従来と違う展示空間を作ったりした結果、障害の有無に関係なく、みんなに通用するサービスやプログラムが見つかります。「子どもと手を繋いで展示を見られて安心だった」「いつもこんなやさしい解説があったらいいな」などいろいろな反応が返ってきます。

また、間口を広げるのとレベルを下げるのは違います。難しければ簡単なメニューを用意するということではなく、同じコンテンツを見ていただき、障害の有無に関わらずお客様の楽しみ方に応じて、その作品のどこが面白いのか、多くの人に味わい、経験してもらいたい。そのためのさまざまな工夫が毎回必要になってきますし、頭を悩ませながら試行錯誤しています。

「広がる鑑賞物語」では どのような工夫をされたのでしょうか？

2018年のユニバーサル美術館展では、触って鑑賞するコーナーなど、視覚だけに頼らない鑑賞方法を取り入れ、見える人も見えない人も鑑賞しながら交流する空間を提案しました。ただ、そうした視覚障害の人に向けた、視覚だけに頼らない鑑賞方法になじみのない人たちの姿も見られました。インクルーシブ・ワークショップを行って意見を聞くと、聴覚障害の人たちから、「見やすい掲示の工夫もしてほしいけれども、説明自体が難しい」「楽しみたいけれども、どうしても長文や文章の内容が引っかかる」と言われました。

そのため、「広がる鑑賞物語」展では、聴覚障害の人も楽しめる展覧会のあり方を探りました。例えば、長文の解説文を読むことにプレッシャーを感じるのであれば、文字数を減らしたり、大きな字にして、文章を分けたり、手元でも見られるようにするなど、わかりやすいデザインにしました。手話による作品解説ビデオも用意しました。

また、テーマを“物語”にしたのは、作品を鑑賞しながら自分の中に芽生えた新しい物語をお互いに伝えあって、深めていける交流の場にしたいと考えたからです。そのために、吹き出しの形で絵の感想や言葉が書かれたパネルを設置しました。パネルには「目が大きい」「かわいいね」といった鑑賞者のつぶやきや、作家による造形論からの抜き書き、さらには美術批評の文章など、さまざまな言葉がちりばめられました。来館者がそれらを見れば、自由につぶやいてもいいのだと感じ、美術鑑賞に気後れしていた気持ちが薄れるのでは、というねらいがありました。

このパネルは、人それぞれ、作品にいろいろなアプローチがあるということを見える化しています。1枚の絵の見方には正解があるわけではありません。これには聴覚障害の人に限らず多くの人から「こうしたパネルがあって楽しかった」という声が寄せられました。

「ミッツミキ」

聞こえの垣根を越えて言葉を共有するための、新たなコミュニケーション・ツール「ミッツミキ」も開発しています。「ぴかぴか」「にこにこ」「ちょっとにがて」「どきどきする」「いいにおい」「はじめて」「あたたかい」など短い言葉が点字とともに書かれている積み木で、その積み木を3つ並べて作品の感想を伝え合うというものです。

「体にやさしいユニバーサル展示：好きな目線で」展

「好きな目線で」展では、 どのような展覧会を提案されたのでしょうか？

当館では、通路の幅を広くするなどの方法で、館内のバリアフリーを考えていたものの、車椅子利用者や背の低い人に対して作品の高さをどうするか

といった工夫ができていないことが気になっていました。初めての肢体不自由の人たちに向けての取組がこの展覧会でした。

まずは、車椅子を利用する人たちに意見を聞きました。こちらとしては、作品を展示する高さなどへの要望が出るだろうと予想していました。ところが、「作品が高すぎたら困るけれども、今の高さでも、人が横に除けてくれたら見える」と。一方、体験ワークショップとしてゆったりと案内するようなツアーを体験してもらうと、「今日みたいに、人の支援があって、ペースを合わせてみんなと一緒にまわって見ていけるのが一番いい」という声が聞かれました。

「好きな目線で」展は、車椅子でも好きな位置から見られる空間づくりも含めて、“多様な目線”を体験する展覧会にしました。通常、美術館は、平均的な大人の身長に合わせて作品を展示していますが、それは来館者の多数派だからという理由です。もし多くの人が車椅子を使っていたら、展示の高さも変わり、作品の感じ方も変わってくるでしょう。車椅子の目線や小さな子どもの目線、立って見る、座って見るなど、見る高さで作品の見え方が違ってくることを体験として伝えたいと思いました。

展示では、誰もが見下ろす低い作品だけを集めたコーナーや、教会の彫像のように誰もが見上げて鑑賞する作品を集めたコーナーを設けました。また、ガラス越しに近寄って見るしかない作品では、ガラスケースの前にパソコンを置いて、誰もが手元で拡大して鑑賞できるようにしました。会場の一部に、高さ30cm の床上げのステージもつくりました。車椅子の人がそこに上がれば、立っている人の目線での作品鑑賞を体験できます。車椅子の人が見やすいように、上下同じ内容の説明文を表示した2段組解説パネルも設置しました。

「体にやさしいユニバーサル展示：好きな目線で」展

あの手この手で交流トーク

「あの手この手で交流トーク」は 繰り返し実施されていますが、 どのようなプログラムでしょうか？

ユニバーサル美術館展恒例のイベントで、障害の有無に関係なく、みんなで一緒に鑑賞して、意見を交換する鑑賞プログラムです。進行役は当館のアートイベントサポーターが務めます。聴覚障害や視覚障害のサポーターもいて、手話や筆談、ボディランゲージなどを使って、参加者と作品についての感想を伝え合います。

あの手この手で交流トーク

そもそもコミュニケーションには多様なやり方があります。例えば、手話は身振りや表情も含めてビジュアル化していて、表現がものすごく豊かです。いわばミニ劇場のような世界だと感じます。手話ができない参加者も、そんなやりとりに触れて、いつのまにか見よう見まねで手話的な動きをしたり、ボディランゲージを使って聴覚障害のある人とも自然に会話を交わすようになります。また、美術作品の前で、鑑賞者が体を使って作品の真似をしてみるということは、普段使っていない脳を使うということで、作品との新しい繋がりが生まれるという、意味のあることだと思っています。

美術作品の鑑賞は実は小説を読むのと似たところがあり、作品を見て自分のイメージをふくらませるところに、その面白さがあります。それをみんなで分かち合う。そうすることで、目の見えない人の絵の見方についても、最初は「どうやったらお手伝いができるかな」という感じでしか考えていなかった参加者が、そのうちにすぐ晴眼者である自分も大して作品が見えていないことに気づかされ、絵を見ていろいろ考えるようになる。そういう体験が大事だと思うのです。

「あの手この手」を何年も続けてきて、今や非常に面白い場になっています。高齢者から若い人まで、困りごとを抱えている人だけでなく、障害福祉の研究者や障害者支援の腕を磨きたいという人、ボランティアとして奉仕したい人、純粋に自分が楽しみたいという人もいて、多様な関わりを生む場になっています。皆さんと取組を蓄積してきたこの場を大切に継続していきたいです。

アートイベントサポーター組織は、どのようにつくられたのでしょうか。

ユニバーサル事業に取り組んだ当初から、こちらで考えたサービスを当事者に享受してもらうだけでなく、当事者にも参画してもらって一緒に美術館を面白くしたいと考えていました。実際にサポーターを募集すると、障害者の鑑賞支援をしたいという人だけでなく、障害のある人からも応募がありました。聞こえない人と聞こえる人とが一緒に意見交換してプログラムを作ると、困っている人のための保障とか、無理して一緒にやってみるとかではなくて、困っていない人にとってもメリットがあるということに気づかされます。例えば、耳が聞こえない人が司会を務めることで、参加者は手話の魅力や豊かさに触れることができる。結果的には、美術館でのコミュニケーションが向上していくと思うのです。

サポーターには当初、触図の制作など、鑑賞支援グッズやコミュニケーション・ツールの開発・製作などを手伝ってもらいましたが、自分たちでつくった鑑賞支援グッズの使い方の説明や案内サポートなどに関わってもらうようになりました。さらに、筆談や手話が得意な視覚障害や聴覚障害のサポーターもいます。自分たちで障害の垣根を越えて交流できるような場をつくってみたいという提案がサポーターからあって、ユニバーサル美術館展シリーズの会期中に、イベント「あの手この手」が生まれました。今ではサポーターたちも経験豊富で、当事者ヒアリングなどでも、障害のあるサポーターがリーダーを務めるなど、当館のスタッフと並走する欠かせない存在となっています。現在、アートイベントサポーターは、高齢者、視覚障害や聴覚障害のある人など24名が活動中です（登録制）。

「あの手この手」をはじめ、ユニバーサル美術館展などで試みられている障害者対応の工夫や手法は、常設展や特別展でも実施されているのでしょうか？

手話通訳付き解説は、継続的に行うようになっています。また、「あの手この手」はユニバーサル美術館展の際の取組でしたが、今後は他の展覧会でも行いたいと思っています。

ただ、こうした取組を展覧会に必ず入れるという決め事にしているわけでありません。というのも、展覧会を企画する学芸員は自分のストーリーで会場レイアウトやディスプレイをつくるため、個々の展覧会で空間構成が変わります。例えば入り口から何メートルのところに肢体不自由の人向けの椅子を置くというルールをつくったとしても、適用は難しいのです。また、伝える情報の量もねらいも展覧会ごとに異なります。

むしろ、発想やマインドの共有が非常に大事だと考えています。同僚の学芸員たちも、ユニバーサル事業への取組やユニバーサル美術館展を見て、「そこまでやるんだ」「他の美術館と進め方や発想が違う」と感じていて、障害者対応をルールにしなくても、取り入れられるものは取り入れようという考え方が広がっているように思います。例えば、伝える情報の量は個々の展覧会で違いますが、視力の弱い人のことを考えれば、解説文はこれぐらいの文字数が限度ではないか、というように学芸員同士で話し合えるようになってほしいです。

もともとユニバーサル事業は美術鑑賞を中心とする展開であり、すべての展覧会に共通する要素はあります。その意味では、ユニバーサル事業のさまざまな活動で得た経験は、当然、他の展覧会にも適用できる可能性があります。その結果、ユニバーサル美術館展と特に謳っていないときにも、随所にそういう工夫があって、日頃は障害者に意識が向いていない人にも、「確かにこういうことが必要な人はいるな」ということを理解してもらえるとよいと思います。誰もがユニバーサルな展示に触れて、「自分はこれまでの展示方法でも困っていないと思っていたけれど、ユニバーサル事業として工夫された展示を見てみたら、自分にとってもメリットがあった」という新たな気づきが得られるような場面を増やしていきたいと考えています。

ケーススタディ

九州国立博物館

所在地　福岡県太宰府市石坂4-7-2
設置者　国(独立行政法人)
指定施設／歴史博物館

DATA

視覚障害者向け観覧ツアー

2019年度実施 | 鑑賞

閉館後に、展示室を明るくして特別展を案内して観て回る、観覧ツアーとして開始。触ることのできる展示作品のレプリカ、点字の解説などを準備した。その後、文化財保護のための工夫が凝らされた建物の構造や、博物館の役割を知ってもらうための「視覚障害者向けバックヤードツアー」(2022年度から実施)、手話通訳・要約字幕付きの「模型de博物館たんけん隊」(2022年度から実施)にもつながる。

「ならべてわかる“本物のひみつ”」「さわって体験“本物のひみつ”」

2020年度から継続事業 | 鑑賞

実物とレプリカを並べて展示し、実物を見ながらレプリカに触れることで作品の新たな魅力を発見してもらう「ならべてわかる“本物のひみつ”」。2023年度は「さわって体験“本物のひみつ”」として展開。展示作品のレプリカや模型に触って、重さや形を感じたり、音を鳴らしたりすることができる。解説や案内を自動音声で聞くことができるスマートフォンアプリ「ナビレンス」や、展示室内の触知図も用意されている。関連イベントとして、手話通訳付きミュージアムトークや、視覚障害者とともにつくる対話型鑑賞会等も行う。

その他の取組

文化交流展示室(常設展示室)のバリアフリー化(点字解説、自動音声システム「ナビレンス」、触知図、手話解説動画)、視覚障害者向けガムランワークショップ、手話通訳付きミュージアムトーク・バックヤードツアー、やさしい日本語での博物館見学など。

取材日　2023年12月18日

回答者　西島亜木子(九州国立博物館　企画課主任研究員)
加藤小夜子(九州国立博物館　展示課主任研究員)
今井涼子(九州国立博物館　交流課主任研究員)

視覚障害者向け観覧ツアー

これらの事業に取り組むことになったきっかけを教えてください。

2019年に台湾で行われたアクセシビリティのシンポジウムで、館職員が発表する機会がありました。シンポジウムの後に、台中にある国立美術館で行っている視覚障害者向けのプログラムを視察したのです。そこで、当事者のみなさんが心から楽しんで生き生きした表情で帰られるのを見て、私たちは今までそうしたプログラムを全くやっていなかったことに気づき、なんて日本は遅れているんだろうと感じました。それが最大のモチベーションとなり、帰国後すぐに動き出して実現したのが、閉館後に展示室を明るくして行う視覚障害者向けの観覧ツアーでした。

振り返ってみると、この2019年が、九州国立博物館にとっての障害者対応元年だったと言えると思います。よりよい障害者対応ができないかの検討や、「ならべてわかる“本物のひみつ”」展の企画がなされていた時期でもありました。同時多発的な動きが始まった年であったと思います。職員も皆それぞれにインクルーシブな取り組みに関心を持ちつつも「どうしたらいいのかわからない」と思っていたところに、「視覚障害者向け観覧ツアー」が立ち上がり、始めるんだったら一緒にやってみたい、という職員が10人近く集まって手伝ってくれました。

一方で「模型 de 博物館たんけん隊」は、当館を共同運営している福岡県の重点政策「障害のある方の博物館体験促進事業」(2022年から3年間)をきっかけに始まった事業です。事業の実施までには時間的余裕がなかったため、あまり準備時間をかけずにできることをと考え、視覚障害者の方にも当館の建物の構造を理解してもらうために作っていた模型を活用しようということになりました。この模型は元々、博物館の建物の構造を含めて、文化財を守るための工夫をお伝えするバックヤードツアーのために作ったものでした。ツアーはぐるぐる見て回りはするけれども触れないし、視覚障害者のみなさんには建物の形すらわからないということで「模型 de 博物館たんけん隊」は、模型を触って理解してもらえるように解説を作りました。博物館自体がとにかく大きく、中に入ってしまうと建物全体の構造がなかなかわからないので、模型での説明は見える人にとってもすごくわかりやすいという気づきもありました。

「視覚障害者向け観覧ツアー」について、どのようなプロセスで企画、実施をしましたか？

視覚障害の方についての情報は一切持っていなかったので、まず、太宰府市や福岡市の視覚障害者団体の方に、ヒアリングをさせてほしいというお

三国志展で出展された作品のレプリカを触る参加者

願いをしました。聞きに行ってみると、「そもそも博物館には行きません」「自分たちが行けるところだと思っていなかった」と言われて、私たちの方が障害をつくっていたことを思い知って、大きなショックを受けました。「博物館は暗いし、人も多く、ぶつかったら怖いから行きません」ということでした。そこで、どんな場所だったら来たいと思うか尋ねていくと、人や作品にぶつかったりする危険性がない、明るい環境で安心して観たい、触れるものがあるといい、あとは人に説明してもらいたい、といった意見が出てきましたので、閉館後に展示室を明るくして行う観覧ツアーの形になっていきました。

触れるものについては、当時の教育普及担当の3人の職員ですべて手作りしました。たまたま美術系の大学を出ていたりと器用なメンバーだったため、外部に発注せず、立体コピー機なども使って作っていきました。はじめは3、4点の模型を自作したのですが、実際にツアーを行ってみると、みなさんにとっては触ることが鑑賞なので、参加人数に対して触れるレプリカの種類も、模型の数も足りませんでした。また特別展の際に行ったために、せっかく模型を作っても、特別展の期間中しか活用できないというのも反省点でした。

「ならべてわかる“本物のひみつ”」
「さわって体験“本物のひみつ”」

「ならべてわかる“本物のひみつ”」について、その経緯や実施のプロセスなどを教えてください。

博学連携の推進のため小学校・中学校・高校から一人ずつ当館に出向している職員がおります。その職員が特別支援学校や視覚障害者団体に対応していたのですが、事前に申込みのある場合のみレプリカや模型の体験を行っていました。そこで、いつでも誰でも鑑賞を楽しめる博物館として、ふさわしい企画を探っていきました。

この企画の趣旨として一番伝えたいのは、「障害のある方にも楽しんでもらえる」という視点ではなく、「多様な方からヒアリングした楽しみ方を展示に活かす」という視点で発想していることです。そう考えるようになったきっかけは、全盲と弱視の方をご案内し、展示室内でレプリカを使った簡単なツアーを行ったときのことです。その際縄文土器を代表する火焔型土器のレプリカを準備していました。私たちはどうしても外側の装飾に目がいってしまうのですが、全盲の方が最初に中に手を入れて、深さや大きさを確認されたのです。それまで、この土器の中に何を入れるのか、中はどうなっているのか、といった視点がなかったことに気づいて、“本物のひみつ”の展示では「あなたなら何を入れる?」といった発想を促すような楽しみ方のヒントを付けました。いろいろな方から楽しみ方のヒントをもらって、それを展示で伝えていきたい、その結果、子どもも含め誰もが楽しめる展示につながっていくのではないかと考えました。

“本物のひみつ”の展示を考える際、まずは館内にあるもので何が活用できるかをリサーチします。当館では3D プリンターを使って調査研究していますので、過去に作ったものなども活用します。予算を検討して、レプリカや模型を作ることもあります。４年前に重要文化財の鬼瓦のレプリカを作ったのですが、コロナの最初の年であったため、触ることができませんでした。けれども、視覚障害者団体の方へのヒアリングで、「鬼瓦のような顔を自分でやってみたらイメージがしやすいのではないか」というアドバイスをいただきました。そこで、「鬼瓦のような、人々を守る勇ましい表情をやってみよう」と体験を促し展示を楽しんでもらう工夫をしました。

「ならべてわかる“本物のひみつ”」チラシ

実施するに当たり苦労した点や、進めていくうちに工夫が必要になった点はありますか。

触知図や点字の解説をつくる過程で、限られた文字数でわかりやすい情報量に整理していくのが難しかったです。これについては、点字図書館や視覚障害者の支援センターの方、また福岡市在住のユニバーサルコンサルタントの方に多くを教えていただきました。触知図も、こちらが考えている以上にシンプルにしないと伝わりにくいことが、何度も試作品を作ってヒアリングする過程でわかってきました。展示室の広さがどれぐらいなのか、いくつ作品があるのか、どう回ったら全部体験できるのか、次に何が来るかというドキドキ感も楽しいけれど、中には事前に作品の配置がわかり頭の中でメンタルマップを作っておいた方が安心して楽しめる人もいるとアドバイスいただきました。製作を依頼した業者は、駅の点字案内などを製作している会社で、一つ一つ、記号の質感等も工夫していただきました。

点字の文字数に制限があるため、その中で作品を解説するには、担当研究員の協力も必要でした。また、当館ボランティアによる解説の手話動画も制作したのですが、元の解説文をそのまま手話にしようとすると、手話の動きから別の意味やニュアンスが入ることもあり、専門用語の表し方や作品に対する共通理解のため、担当研究員と手話ボランティアの勉強会を行う必要がありました。

またひとつの工夫として、特定の誰かがいないと成立しないという状態は避けるようにしてきたところがあります。これは、コロナ禍においてあらゆる職員の間に「できることはやろう」という雰囲気が生まれ、さまざまな職員が関わって手話通訳付きオンラインバックヤードツアーを実施してきた経験も大きいと思います。現在でも、この日にイベントをやると決まったら、都合のつきそうな人に声をかければメンバーが集まるような体制になっています。一

点字解説を読む参加者

から趣旨や意義を説明しなくても、当日の実施メンバーになってくれる職員がたくさんいるのです。そうしたコロナ禍での経験や、展示のユニバーサル化の過程でたくさんの研究員と話をしてきたことが、現在につながっていると思います。

事業を実施してみての気づき、想定外の反応などはありますか?

はじめに行った視覚障害者向けの観覧ツアーは、閉館後の夜の時間帯に実施したので、昼間も開催してほしいという声がありました。これは、視覚障害者のアテンドをされる方が異性の場合、夜の時間帯に異性の同伴者に依頼するのは気が引けるということでした。こういうことは、実際にやってみないと気がつかなかったことでした。

また、実施後の反応としては、「やってくれてありがとう」、「こういう機会があっ

てよかった」など、博物館がこういう取組をしたということや、博物館に初めて来る機会ができたということに対する反応が大部分でした。逆に言うと、中身に関してはまだまだ触れられていませんでした。例えば手話通訳付きミュージアムトークを実施した際に、質問に対する学芸員の答えを手話通訳で拾いきれず、「何か言っているみたいだけれどわからない」と思われた場面があったそうです。そのことについて、手話通訳者に対しては本音をこぼしておられたことを、私たちは後で知りました。あまり厳しい意見を言って、せっかくの機会がなくなってしまったらと心配して、私たちに直接伝えることを遠慮していらっしゃったのかもしれません。こちらも、相手が聞こえていないという状況を本当に理解するのに、少し時間がかかっているところもあります。ですから、「本当のところはどうなの？」というところを、当事者の方と一緒に考えていく必要があると感じました。

また、どの事業にも言えますが、広報の手法自体がとても難しいと感じています。視覚障害者向けのガムランワークショップを行った際、点字や音声コード付きのチラシを作成して視覚障害者団体や近隣の特別支援学校の生徒に一人一枚いきわたるように配りました。しかし、その後3週間くらいは申し込みがなく、視覚障害者団体のメーリングリストに情報を流してもらった途端に、すぐに定員が埋まりました。チラシはデザインや内容、白黒反転などの工夫をし、時間と労力をかけて作成したのですが、やはり福祉業界のルートや口コミなど、当事者のコミュニティと近くなることが一番だと感じました。聴覚障害者の場合も、同じようなことがあると思います。

嬉しい反応としては、4年目になる“本物のひみつ”シリーズについて「触れる展示はどこでやっていますか？」とチケット売り場で聞いてくださる方がいたり、視覚障害者団体が、「せっかくならこの企画中に来たい」と言ってくださったことです。これまでは小さな展示室での企画でしたが、少しずつ認知されるようになってきたこともあって、来年は特集展示として行うことになりました。

広い展示室でできることになったので、ゆったりと体験を楽しんでいただき、これまでとれていなかったアンケートなどで、しっかり感想や反応を拾えるようにしたいと考えています。

事業を行うなかで、見えてきた課題はありますか。

やはり当事者の声なしで企画をつくるのは当事者のためにはならない、ということを痛感しています。何を要望されているのかということやその背景にある相手の事情もわからないことが多いので、企画をつくるプロセスからインクルーシブにしていくのが成功の秘訣ではないかと思います。

視覚障害者向けの観覧ツアーも、ヒアリングはたくさん行いましたが、当事者と一緒に作ったというわけではありません。今後の事業に関しては、積極的にいろいろな当事者に話を聞きながら、一緒に作りあげていきたいと思います。聴覚障害者向けの事業も、これまで手話通訳ボランティアの方々を通して教えていただき企画を試行錯誤してきました。もうそろそろ聴覚障害者の当事者と直接お話をして、当事者は本当はどう感じているのか、というところをしっかり検証したいと思っています。

実は、インクルーシブな取組について、館全体のはっきりした方針はないのです。それぞれが勝手にやってみて、どんどん既成事実化していく作戦と言えるかもしれません。今お話ししている3人も「障害者対応担当」というわけではありません。私たち以外の職員も、それぞれが担当している業務と結びつく形で、障害者対応業務を行なっています。ただそれが、担当が変わっても次に引き継がれるかと考えると、やはりちゃんと後継者を育てておかないと、なかなか続かないかもしれません。そのあたりは課題に感じています。

それから視覚聴覚以外の障害者の方についても、私たちが気づいていなかっただけで、お出かけ先のひとつとして九博に行ってみたいという声が増えてきました。ただ、こちらがまだ何も準備ができていないので、発達障害者

対応やユニバーサル・ミュージアムの研修会に参加したり、大学の先生から教えていただいたりと、少しずつ勉強を始めているところです。

その他の取組

こうした取組を続けてきて、職員の意識の変化などはありましたか。

今3人が担当している事業の他に、音声ガイドアプリ「ナビレンス」を導入するための開発チームができました。また、文化交流展示室（常設展示室）のユニバーサル化で触知図などを担当するチームも別にあります。そうしたチームで、みんなで一緒に当事者にヒアリングに行ったり、当事者に館に来てもらって意見を聞いたりするなかで、だんだんと多くの職員が直に当事者と関わるようになってきました。そうするうちに、さまざまな課の職員それぞれがユニバーサル化を自分事として捉えるようになったのが、大きな変化だったと感じています。

例えば、2025年が当館の20周年ということで、常設展や特別展の内容や、施設の改善を検討するワーキンググループが動き始めています。その各グループのなかに、意図的ではないのですが、ユニバーサル化の事業を担当してきた職員が入っています。障害のある人が来ることを前提とした発言をする職員がグループのなかにいることで、他のメンバーも自分たちの仕事のなかに、そうした視点を取り入れられるようになってきたと感じています。

ユニバーサル化の取組を進めるにあたり、どんなことが大事だと思われますか。

当事者やご家族、支援者とお話しするなかで、特別支援学校の教育では「いかに安定した生活を送れるようになるか」ということに力点が置かれているという意見を耳にすることがありました。知識をつける、学ぶというよりは、どちらかというと職業訓練的な側面がとても強いというのです。そんななかで、余暇を過ごすとか、レジャーを楽しむという発想自体があまり日常的ではないということです。博物館や美術館は聞こえる人たち・見える人たちが行くところ、文化が違うところといった意識もありますし、そこに出掛けて行って何かを鑑賞するというのが、自分たちの余暇活動の選択肢にはない、という話も聞きました。

先ほどの話にもありましたが、実施後のアンケートをとると、評価は高いのですが意見や改善点を書いてくれることはほとんどありません。その企画が彼らにとって本当に良かったかどうかを知るためには、当事者のみなさんと仲良くなるところまで付き合わないと難しいと思います。こちらが本気でやるという姿勢をわかってもらえないと、相手も本気で付き合ってくれませんから、途中で止めてしまったら、ポーズだけだったと思われて当然です。聴覚障害者向けバックヤードツアーも、毎年実施時期を変えるのではなく3月の頭にやることにしています。「この時期に九博ではいつもこれをやっている」という認識が広まることも大事だからです。そうやって、障害のある人の地域での活動範囲のなかに、徐々に当館も入ってくるように人々の認知が広がっていけばよいと思います。

第３章　結果概要と調査研究チームの考察

第３章　結果概要と調査研究チームの考察

１．文化施設における共生社会の実現に資する取組の実態を把握するための調査（アンケート調査）の結果

（１）政策について

▸担当職員における法律の認知は 46.8%、計画の認知は 41.3%である。
▸法律・計画ともに、認知については、設置者種別、施設職員数別の差が大きい。

回答対象施設において、「障害者が利用・参加しやすくなる事業・取組を担当する職員」における法律の認知度は 46.8%、計画の認知度は 41.3%である。また、法律を認知している施設の 86.4%で計画を認知していると回答している。

法律の認知についての設置者種別の回答率をみると、国（独立行政法人）で 67.7%、都道府県で 59.9%。また、施設職員数別では、20 人以下で 42.5%と平均以下の認知率になっているのに対し、61 人以上の大規模館では認知率が 63.6%と6割を超す。

計画の認知についても同様の傾向となっており、国（独立行政法人）で 64.5%、都道府県で 56.1%、施設職員数別では、20 人以下 37.7%に対し、61 人以上では 59.1%と高い。

（２）障害者の来館促進に向けた施設の対応について

▸施設を円滑に利用できるようにする取組としては、「施設設備」と「展示に関しての配慮」の実施比率が高い。
▸障害についての理解等に係る職員の研修は、行っていない施設が全体の3分の2を占める。比較的実施率が高いのは「障害者への対応・接遇についての研修」である。実施主体としては、都道府県と自館、市区町村が主なものとなっている。
▸施設の利用や事業の企画・運営等についての障害者からの意見聞き取りについては、6割弱が「何もしていない・わからない」と回答している。比較的実施率が高いのは「障害者や障害者団体・施設等と懇談やヒアリング、意見交換を行う場を設定」である。
▸施設の中に福祉について知識や経験のある職員がいるかについては「いない・わからない」という回答が7割弱となっている。比較的多いのは「福祉関連事業所、地方公共団体等の福祉関連部署に勤務していた職員」である。

〈障害者が施設を円滑に利用できるようにするための取組〉

「施設設備（障害者等用駐車場、バリアフリートイレ（多機能トイレ、多目的トイレ）、点字誘導ブロック、スロープ等）」の実施率が 88.4%ともっとも高く、ついで「展示に関しての配慮（音声ガイド、字幕、車いすの導線確保、資料へのルビ等）」の 50.0%となっている。「施設案内表示」は 38.7%、「施設ホームページ等で、障害者が施設を利用する前に知りたい情報について発信している」は 31.7%、「施設内での機器、支援用具」は 26.5%、「障害者に対する対応・接遇等についての施設としての考え方や

ガイドライン等」は 15.2%となっており、施設自体のハードの整備に比較すると実施率が低い。

〈職員研修〉

職員研修は 66.6%が実施していないが、「障害者への対応・接遇についての研修」(17.8%)、「障害についての理解、障害者の権利に関する研修」(15.5%)については比較的実施率が高く、基本的な接遇や知識に限っては一部施設で研修が進んでいる状況にある。研修の実施主体をみると、自館が 33.0%、都道府県が 33.9%、市区町村が 25.0%となっている。

〈障害者からの聞き取り〉

障害者からの聞き取りについても 59.5%が実施していない。比較的実施割合が多いのは「障害者や障害者団体・施設等と懇談やヒアリング、意見交換を行う場を設定」の 13.8%と、「疑問に思ったことを随時、普段つながりのある障害者に相談」の 11.6%である。施設内に福祉について知識や経験のある職員については、全体の 69.6%がいないと回答している。比較的多いのは「福祉関連事業所、地方公共団体等の福祉関連部署に勤務していた職員」の 16.0%である。

(3) 主に障害者を対象とした事業の取組状況

▸障害者を対象とした事業の実施状況は、2019 年度以降実施が 27.5%。2018 年度以前には「実施したことがある」が 8.2%、「実施したことはない」が 62.1%となった。

▸実施内容では、「障害者の創造機会の拡大等に向けた施設内での教育普及活動」と「障害者の鑑賞機会の拡大等に向けた常設展における展示内容等に係る見直し・工夫」が、ともに3割台の回答となっており比較的多い。

▸事業を実施していない理由としては「人員・体制が充分でない」という回答がもっとも多いが、ついで「障害の有無に関わらず幅広い人を対象としているから」という理由も挙げられている。

▸障害者を対象とした時に必要なサポートとしては「他の施設等における好事例・ノウハウ」がもっとも多く、ついで「職員研修」、「補助金」、「専門家や支援団体、相談窓口等」と続いているが、回答率に6割強から5割弱までと大きな差はなく、いずれのサポートも必要とされている。

▸事業実施において連携している機関・団体については、「ない」が6割弱と多い。連携先として比較的多いのは「特別支援学校・学級・教育委員会」となっている。

〈主に障害者を対象とした事業の実施割合〉

「2022 年度までに実施したことはない」が 62.1%と多くを占める。一方、実施した割合をみると「2019 年度から 2022 年度の間に実施したことがある」27.5%、「2019 年度から 2022 年度の間は実施していないが、2018 年度以前に実施したことがある」8.2%となっており、比較的近年に実施した施設の方が多い。2019 年度以降に実施したという回答の比率が高いのは、国や都道府県の設置施設で、それぞれ実施割合が 45.2%、40.8%となっている。また、職員数が 40 人以上の施設も実施割合が5割以上、法律や計画を認知している施設も、平均より1割程度実施率が高い。

〈事業内容〉

事業内容で多かったのは、「障害者の創造機会の拡大等に向けた施設内での教育普及活動(施設内でのワークショップ、体験会など)」の 36.0%と「障害者の鑑賞機会の拡大等に向けた常設展にお

ける展示内容等に係る見直し・工夫」の 35.6%で、ついで「障害者の鑑賞機会の拡大等に向けた企画展等の開催」28.0%、「障害者の発表機会の確保に向けた作品の展示活動」25.8%、「障害者の鑑賞機会の拡大等に向けた施設外での教育普及活動（アウトリーチ活動、巡回展示、移動博物館など）」20.0%となっている。館種別でみると、総合・歴史・科学博物館で「教育普及活動」の回答が多いのに対し、美術博物館では「障害者の発表機会の確保に向けた作品の展示活動」という回答が多い。また、事業を実施していない理由としては「人員体制が充分でない」17.2%、「障害の有無に関わらず幅広い人を対象としているから」11.4%、「専門人材がいない・職員の知識不足」9.8%、「予算不足」7.9%、「施設自体に問題がある（スペースがない・環境が整っていないなど）」6.7%、「ノウハウがない」6.0%などを挙げる施設が多い。

〈事業実施に必要なサポート〉

事業実施に必要なサポートとしては「他の施設等における好事例・ノウハウ」62.5%、「職員が、事業についてのスキル（ノウハウや情報を含む）を身に付けるための研修等」55.6%、「事業の実施などに活用可能な補助金」51.0%、「事業の企画や実施に必要な知識や経験を持った専門家や支援団体、相談窓口等」48.4%となっており、いずれも多くの施設が必要と回答している。研修内容としては、基本スキルに加え、具体的な展示手法や補助金の申請方法などを求める声があった。また、オンラインでの開催、国や自治体など行政主体での開催を求める意見も比較的多い。専門家や支援団体等については、現地まで来てアドバイスして欲しい、障害者団体や関係者とのつながりが欲しいという回答がある。補助金については施設のバリアフリー化、障害者向けの事業費、障害者が利用しやすい設備・機器・制作物費用に関するものが多く要望されている。事例については、自施設と同様のジャンル、同規模の施設での事例をウェブなどで手軽に見られるようにして欲しいという声が多い。

〈連携している他の施設・機関〉

事業実施に当たっての連携については「連携している組織・機関はない」という回答が 57.8%と過半を占める。実際に連携している組織としては「特別支援学校・学級・教育委員会」17.7%、「住民団体以外の非営利活動法人、団体（社会福祉協議会、社団、NPO、任意団体など）」13.9%、「地方公共団体の福祉担当部署」10.8%、「福祉施設（障害福祉サービス事業所等）」10.0%が比較的多く、福祉関係の団体が中心である。連携が比較的進んでいるのは、設置者種別では都道府県、政令指定都市・特別区、職員数では 41 人以上、法律や計画の認知がある施設である。

（4）代表的な事業の内容

▸障害者を主要な対象とした代表的な事業として、全体で、332 事業について回答があった。内容的に多いのは「施設内での教育普及活動」で3割以上となっており、ついで「常設展における展示内容等に係る見直し・工夫」、「鑑賞機会の拡大等に向けた企画展等」が2割台で続く。

▸事業の対象は「障害のある人・ない人双方」が6割強、「障害のある人」が3割台半ばである。

▸対象とする障害種別としては、「視覚障害」が5割台半ばでもっとも多く、ついで「知的障害」の5割強、「肢体不自由」、「ろう者・難聴者・中途失聴者」などと続く。

▸実施場所は「施設内」が8割弱でもっとも多く、ついでかなり離れて「特別支援学校」の2割弱となっている。

▸実施年度は 2022 年度という回答比率が7割弱と高く、2021 年度、2019 年度、2020 年度と続く。

▶事業の目的や成果としては「障害のある人にも鑑賞・体験・学習の機会を提供する」という回答が3割強あり、「障害者や関係者からの要望」、「共生社会の推進のため」などと続いている。事業の工夫では「専門家、関係者との事前の打ち合わせ、連携」が2割台あり、ついで「障害者向けの資料(触図など)の作成他」、「デジタル対応」となる。連携先は「社会福祉法人・団体・施設・病院」が3割台でもっとも多く、「特別支援学校」、「福祉系アート団体」が続く。課題としては「バリアフリーの整備や展示環境の維持」、「予算が取れない、財源が不足」、「事業の継続性、発展性に課題」、「広報が不足している、広報することが難しい」などが多い。

〈事業の内容〉

回答のあった 332 件の事業の内容としては、「障害者の創造機会の拡大等に向けた施設内での教育普及活動(施設内でのワークショップ、体験会など)」が 33.4%でもっとも多く、ついで「障害者の鑑賞機会の拡大等に向けた常設展における展示内容等に係る見直し・工夫」26.2%、「障害者の鑑賞機会の拡大等に向けた企画展等の開催」25.0%。「障害者の発表機会の確保に向けた作品の展示活動」19.6%、「障害者の鑑賞機会の拡大等に向けた施設外での教育普及活動(アウトリーチ活動)」19.0%などとなっている。館種別にみると、総合博物館では「施設内での教育普及活動」、「施設外での教育普及活動」などが、美術博物館では「障害者の発表機会の確保に向けた作品の展示活動」(一番多いのは「施設内での教育普及活動」)が、歴史博物館と科学博物館(一番多いのは「施設内での教育普及活動」)では「常設展における展示内容等に係る見直し・工夫」が多い。

〈主な対象〉

事業の主な対象は「障害のある人・ない人の両方」という回答が 62.7%と多く、「障害のある人」の35.8%を大きく上回る。対象とする障害種別としては、「視覚障害」55.4%、「知的障害」51.2%、「肢体不自由」47.9%、「ろう者・難聴者・中途失聴者」45.2%、「発達障害(学習障害を含む)」41.0%、「精神障害」33.7%、「身体障害(内部障害その他)」32.2%となっており、視覚障害と知的障害が若干多い。実施場所としては、「施設内」が 79.5%と殆どを占めるが、「特別支援学校(盲学校・聾学校・養護学校等)」も 16.9%ある。事業の実施年度は「2022 年度」が 68.7%でもっとも多く、ついで「2021 年度」の 49.4%、「2019 年度」の 43.1%、「2020 年度」の 36.1%となっている。

〈事業の目的や成果〉

事業を企画・実施したきっかけや目的・期待した成果についての自由記述回答としては、「障害のある人にも鑑賞・体験・学習の機会を提供するため(施設のユニバーサル・デザイン化、アウトリーチの展開、デジタル化など)」が 30.4%ともっとも多く、ついで「障害者や特別支援学校・施設関係者などから要望があった/過去の事業でもらった障害者の意見・声を受け止めた」の 24.4%、「共生社会の推進」の 22.9%となっている。法律を含む「国・自治体の指針や要請への対応」は 9.0%である。

〈事業実施上の工夫〉

事業実施上の工夫としては「専門家、関係者を交えた事前打ち合わせ、連携を綿密に行った」という回答が 24.8%ともっとも多く、事前準備の重要性をうかがわせる。その他「触図などの障害者向けの資料作成や特別解説の実施」が 19.9%、「デジタル対応(モニターやサイネージ機器の準備、スマホアプリの準備やウェブサイト上での対応、オンライン実施、ロボットを使ったテレプレゼンス等)」が15.0%、「バリアフリー対応(車椅子からの動線・視線などの事前確認と対応、磁器誘導ループ、付添

や介助の実施など）」が 12.8％と続いている。

〈外部機関との連携〉

外部の連携先では「社会福祉法人・団体・施設・病院」（34.9％）、「特別支援学校」（20.3％）、「福祉系アート団体（障害者の文化芸術活動を支援している団体やアール・ブリュットの団体など）」（11.5％）が上位に並んでおり、事業実施において障害者系の施設や団体との連携の重要性がわかる結果となった。

〈事業を実施した際の課題〉

課題としては、「予算・財源」の 13.1％より、実際の事業現場での「バリアフリーの整備や展示環境の維持など（触れる展示での展示物の破損防止を含む）」という回答の方が 15.2％と多い。また「事業の継続や発展が課題／そのための事後検証ができていない」と「障害者への広報が課題」という回答がともに 11.4％で並ぶ結果となった。

（５）自由意見

▸自由意見にあった要望としては、補助金などの財政的な支援、事例その他の情報面での支援、支援の対象の拡大、指針の必要性、支援の仕組みの必要性などがある。

▸意見としては、共生社会を進めていきたいというものや、現状の問題点を指摘するものがあった。

▸法律や計画等の周知をもっと進めて欲しいという声も聞かれた。

自由意見として 111 件の回答を得た。このうち、意見や要望を記載した回答は 50 件である（他は施設や事業の現状を説明したものや、人員・予算体制が取れない、そもそもバリアフリーにできる施設条件ではないなど障害者の利用を促進しにくい状況を述べたものなど）。要望としては、補助金などの財政的な支援、情報面での支援、支援対象の拡大についての要望、指針の必要性、支援の仕組みの必要性などがある。

〈補助金などの財政的な支援〉

「補助金などの財政的な支援」としては、障害者事業全体の資金・人材に充当する目的資金、特別支援学校側の負担も減る助成金、額装や展示・運搬などの補助金、アート療育のための補助金、館内設備修復の補助金、文化施設への障害者雇用が拡大するような補助金、字幕制作費などの回答があった。

〈情報面での支援〉

「情報面での支援」としては、様々な他館の取組を一元化する情報源、研修や鑑賞者向けプログラム・好事例や補助金などの情報がまとまったメールマガジン、小さいノウハウの共有、開催にいたるまでのプロセスがわかる事例、比較的簡単に対応できる事例、問題意識を共有できる SNS のプラットフォーム、関連の各種報告書、対面での活動報告会、国による研修、制作活動などの様子が分かる YouTube 教材、地域社会における障害者の方たちの施設に対しての潜在的な希望・要望など共有できる場、専門機関からのサポート、他業種との意見交換、障害のあるアーティストの作品収蔵に関する収蔵の基準となる事例、などが挙げられている。

〈支援の対象の拡大〉

「支援の対象の拡大」については、支援学校卒業後の障害者による文化芸術活動への参加への支援、芸術的価値のある作品だけでなく障害のある人たちの日常の暮らしや感性のあり方を反映している表現へ

の支援、特別支援学級と普通学級が共に学ぶ機会の支援、自然科学系博物館への障害者文化芸術推進法による支援メニューの拡充などが挙げられている。「指針の必要性」としては、文化庁でガイドラインを作ってほしい、展示の高さや車イスの通路の確保などの展示公開の基準、一般の方・障害のある方どちらにも対応できるハードルの低い工夫の指針、学校教育における指針として「思考力・判断力・表現力」に「鑑賞力」を加えて欲しいなどの回答があった。また、「支援の仕組み」としては、芸術を広める側（美術館）と、制作する側（障害のある方々）とのマッチングできる仕組み、障害者の作品などのミュージアムショップの取引が簡易になるような代理の組織、広く企画展やイベントを障害者、健常者共に周知できる手法、特にSNSを含めたデジタル技術を利用した、サポーターバンクのようなソフトとシステム構築でのフォロー体制などへの要望があった。

〈要望以外の意見〉

要望以外の意見としては、共生社会を進めていきたいという施設の姿勢を示したもの（「障害への理解を得、障害の有無にかかわらず場を共有し交流する役割をミュージアムは果たせる手応えを得てきている。各地のミュージアムがそのような役割を果たすことで、社会の変化へとつながればと希望している」、「議論は常に『分類』について。少しずつでも分け隔てがなくなるような未来を目標として活動していきたい」、「障害のある子どもたちとそうでない子どもたちが合作し、鑑賞型の対話を交わす光景が見たい」）などとともに、現状の問題点を指摘する意見（「障害者の文化活動に関わる人たち（手話通訳者や団体）は高い専門性を要するにも関わらず、この業務の収入が少なすぎる」、「作品展を開催した場合必ず事業名に『障がい者による』という冠がついてしまう。障がいの有無に関係なく素晴らしい作品が生まれる可能性があるにもかかわらず、作品展名によって見る前にフィルターがかかり、文化芸術活動に支障がある」、「『障害者のため』と特化しないといけない状態が悲しい」など）があった。

上記に加え、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律についても、博物館法の改正のように、周知活動を多くして欲しい」、「旅行代理店など団体旅行を企画する業者にも、取組を周知してほしい」など、法律や計画の周知をもっと行って欲しいという意見も見られた。

２．美術館等へのヒアリング調査の結果

（１）事業実施の契機、目的

▸事業実施の契機としては、施設の設置団体・自治体の方針がまずあったことを回答している団体が多い。ただし職員の気付きから始まったという施設もある。
▸個別の事業については、外部の事業や助成金などが具体的なきっかけとなっているケースも多い。

〈自治体などの方針や指示等〉

事業実施の契機として自治体などの方針や指示等を挙げている施設が多い。例えば、横須賀美術館では、美術館の建設段階で寄せられた市民の声をもとに開館時点で「福祉活動の展開『すべての人に開かれた美術館』」という教育普及活動の方針を策定、それに基づいて事業が実施されている。同様に、滋賀県立美術館のアール・ブリュット作品の収集事業も、県のアール・ブリュット発信検討委員会が策定した方針に基づいたものとして実施されている。また、鳥取県立バリアフリー美術館は、県のそれまでの障害者向け文化芸術事業の蓄積と障害者の情報アクセス先進県を目指すという方針に基づいた事業である。その他、長野県立美術館も、県の指示の下に、施設の障害者向け事業が実施されている。はじまりの美術館で今回事例として取りあげた事業も福島県からの声がけに応じたものである。

なお、多治見市美濃焼ミュージアムの事例は、やや変則的な事業となっており、岐阜県及び地元4市（多治見市、瑞浪市、土岐市、可児市）の行政や商工会・陶磁器組合等を中心に実施されてきた「アール・ブリュット美濃展」が新型コロナウィルス感染症により中止になったことを受け、その代替として実施されている。

〈施設内での気付き〉

一方、施設内での気付きが事業の契機だったという回答もある。九州国立博物館では、台中にある国立美術館で行っている視覚障害者向けのプログラムを視察したことが実質的な障害者向け事業の始まりだったとしている（具体的な事業のきっかけとしては福岡県の重点政策「障害のある方の博物館体験促進事業」も挙げている）。大阪市立自然史博物館では、「質問カウンター」にあった視聴覚障害の子どもたちが楽しめるものはないかという問いかけがきっかけ、徳島県立近代美術館でも、学習やレジャー活動で来館しても不便さを我慢してきたという障害者の声がそもそもの契機だったと答えている。また、事業全体のきっかけではなくとも、実際の事業企画の立案や実施における改善にあたっては、各施設とも、障害者や関係者、専門家などの声を聞いたり、あるいは実際の事業の場での反応を見たりすることを通じ、担当職員が多様な発見や気付きを得ていることを報告している。

〈助成金などの役割〉

実際の事業実施にあたっては助成金などが大きな役割を果たしている例もある。はじまりの美術館の設立は公益財団法人日本財団の障害のある方の表現に特化した美術館創設構想に応募したもの、大阪市立自然史博物館の事業は文化庁の Innovate MUSEUM 事業、新潟県立歴史博物館の事業は文化庁の地域と共働した博物館創造活動支援事業を活用している。

上記をみる限り、美術館・博物館などの障害者向けの事業の実施にあたっては、設置団体である自治体の方針やそれを支える事業実績が役割を果たしている場合が多い。例えば、滋賀県立美術館、鳥取県立バリアフリー美術館の事例は、それまでの県や地域における長い福祉政策・事業の蓄積が背景にあ

ることが説明されている。行政・地域の重要性がわかりやすく示されたものとなっている。施設内での職員の気付きももちろんであるが、それを支える基盤として、地域における障害者の文化芸術活動の推進体制の充実が望まれる。

（２）目的達成のための工夫

▸対象となる障害者の声を事前に十分に調査していくことを重視している事例が多い。
▸個別の事業運営やその継続にあたっても、障害者の声を聞き、それを改善に反映させていくことが重要と指摘されている。
▸専門的な人員や障害者団体の関係者・専門家の確保、さらには施設職員全てでのノウハウの共有など人材面での工夫も多く行われている。
▸事業企画自体を工夫し、障害者と一般の人、障害者と地域、障害者と障害者の関係づくりに繋げ、共生社会の進展に役立てている事例もある。

〈事前の研究や準備〉

事業の実現にあたっての工夫としては、まず、事前の研究や準備を丁寧に行い、障害者の声を取り入れていく必要があることが多く指摘されている。横須賀美術館では事業実施前に障害児の保護者の会が実施している造形活動の視察や福祉作業所の職員との意見交換会を実施、九州国立博物館では太宰府市や福岡市の視覚障害者団体へヒアリング、鳥取県立バリアフリー美術館では事前に県内で創作活動をしている障害者団体をリストアップしヒアリングなどで調査、新潟県立歴史博物館では障害者スポーツ施設や義肢の会社にヒアリング、さらには事業実施にあたって特別支援学校の先生と綿密な打ち合わせをしている。長野県立美術館では、障害者事業の本格展開に当たって全国で障害者向けの活動をしている美術館を 50 館以上現地調査するとともに、個別事業それぞれにおいても、相手先の障害者団体等に細かくヒアリングを繰り返している。

〈継続と改善〉

また、事業を継続していく中で、不断に改善していくことも求められる。徳島県立近代美術館では、毎年異なるテーマ、焦点となるユニバーサル化対応を設定しつつ、対象者と対話し、そこから問題点を考え、できる範囲で試し、様々な工夫を積みかさねていっている。横須賀美術館では、継続していく中で、より多様な障害に対応していけるようワークショップのバリエーションを増やしている。

〈人材の確保・育成〉

人材の確保・育成も重要である。滋賀県立美術館では、アール・ブリュットの担当の学芸員を作品収集開始の2年前から雇用しており、新潟県立歴史博物館の担当者は博物館のバリアフリーやインクルーシブ化についての研究者である。滋賀県立美術館では展覧会の監視スタッフを外部委託しているが、事業実施にあたって障害者への接遇の研修に力を入れている。また、九州国立博物館では、特定の誰かがいないと成立しないという状態を避けるため、さまざまな職員が事業に関わるようにしてきた結果、イベントをやると決めたらすぐにメンバーが集まる全館的な体制を築くことに成功している。横須賀美術館ではボランティアの確保・育成を重視、徳島県立近代美術館では、障害者を含むサポーター組織を構築し、事業の運営だけでなく、企画にも参与させて成果を上げている。その他、障害者団体の関係者や専門家をアドバイザーに加えることで事業の円滑な企画・運営に繋げている事例は多い。

そもそも社会福祉法人であり、障害者福祉、その一環としての障害者の文化芸術活動への知見が豊富な人材を抱えているはじまりの美術館では、障害者を理解し、事業を円滑に実施するというだけに止まらない共生社会の推進に繋がる工夫をしている。具体的には、「きになる」というコンセプトを掲げることで、それぞれの人がそれぞれに気になっていることを重ね合わせ、そこから、障害者と一般の人、障害者と地域、障害者と障害者が関係性を作っていくことができる仕掛けを構築、さらに事業を継続していく中で細かな改善を積みあげて、障害者の交流をさまざまに拡大している。また、横須賀美術館では、ワークショップの事業を長期間継続することで、さまざまな障害がある子どもたちに居場所を提供できたことを大きな成果としている。こうした居場所づくりも、また、障害者と地域がつながる豊かな社会づくりを実現する重要な工夫のひとつとなりうると考えられる。

（3）外部との連携

▸障害者文化芸術についての県の支援センター、特別支援学校、障害者福祉系の団体・施設などの障害者福祉に関わる団体との連携が多い。
▸その他の連携先としては、地域の美術館・博物館、商店、フェスティバルの実行委員会などとなっている。

〈障害者福祉関係の団体〉

障害者文化芸術についての県の支援センターが連携先となっている事例が2事例、特別支援学校が1事例（アウトリーチやスクールプログラムなど、事業実施の対象先となっているケースを除く）、その他障害関係の団体（福祉系のアート NPO、障害者の保護者の会、ご家族や支援者、障害者スポーツ施設2事例）を連携先としている事例が5事例あった。また、福祉系の団体ではないが、障害者の文化芸術事業をこれまで精力的に行ってきた公益財団法人日本財団と協力している事例が2つある。

〈障害者福祉関係以外の団体〉

障害者福祉関係の団体以外では、まず、地域の美術館・博物館がある。横須賀美術館では県内4つの美術館・博物館のネットワークであるMULPAと連携している。また、大阪市立自然史博物館では、大阪市立東洋陶磁美術館、大阪市立歴史民俗資料館、高槻市立自然博物館と協働して事業を実施している。

その他の連携先としては、多治見市美濃焼ミュージアムが「アール・ブリュット美濃展実行委員会」と、はじまりの美術館が地域の商店と連携して事業を実施している。

（4）課題、アドバイス

▸現況の事業における具体的な課題としては、障害者が制作した作品の管理・保全や、障害者との信頼関係を作っていくことの難しさなどが挙げられている。
▸事業実施にあたって克服しなければならなかった課題として広報の難しさが報告されている。
▸アドバイスとしては、展示や障害者との接し方における基本的な姿勢についてのものが多い。

〈作品の管理〉

現在の事業についての具体的な課題としては、障害者が制作した作品の管理の難しさを指摘している事例が2件あった。ひとつははじまりの美術館で、障害者が作る作品の形態やジャンルが、絵画・彫刻だ

けでなく、映像や音など、極めて多様であり、また、額装されていないもの、施設到着時には既に壊れてしまっているものも多いなど、取扱が難しいものであることが指摘されている。同様に、滋賀県立美術館でも、例えば紙とセロテープなどで作っている立体作品など保存修復についてノウハウが確立されていないものが多いことが課題になっていると回答している。

〈障害者との関係性構築〉

九州国立博物館では、障害者との関係性づくりを課題として挙げている。具体的には、事業についての不満点や改善要望が障害者側からなかなか上がってこないこと、その背景要因として、直接不満を言ってもらえる程の信頼関係がまだ築けていないという現実があることを述べている。この解決のため、同館では、長期に継続すること、また開催時期を毎年同じ時期に固定することで事業の認知を広げていこうとしている。横須賀美術館では、さらに進んで、事業を継続していくことで美術館内に障害者の居場所を作っていくことが効果的と述べている。

事業だけでなく、作品収集においても、障害者との関係づくりは重要である。滋賀県立美術館では、障害者の作家とのコミュニケーションには、通常の美術品収集とは異なる能力が必要であるとして、押しつけることなく慎重に作家の意図を確認する必要があり、本人と直接交渉ができず家族や支援者を介する必要がある場合もあることなどを例として挙げている。

〈広報面の課題〉

事業実施にあたっては、広報面での課題もある。横須賀美術館では、障害者への広報について、美術館からの直接の告知ではなかなか障害者にまでは届かず、そのため自治体の福祉課や福祉系の団体を経由した告知にしたことを回答している。この背景には、障害者側の受け止めとして、文化施設からの広報だと自分たちに関係のあるものだと認識しにくいという事情がある。同様の状況は、九州国立博物館の事業においても起こっており、そこでは視聴覚障害者団体のメーリングリストを利用することで問題を克服している。

〈姿勢とマインド〉

アドバイスとしては、具体的なノウハウより、基本的な姿勢についてのものが多い。新潟県立歴史博物館では、「学芸員は展示が下手だ」とし、モノを陳列して説明するだけではなく、それを自分ごととして捉えられるように伝えることの重要性を述べている。また、大阪市立自然史博物館では、館の外の人間と一緒に何かをすることに慣れておくことが大事であり、単独でできることは少ないと指摘している。長野県立美術館では、インクルーシブであるために重要なのは、「誰でも美術館に来てほしい」という姿勢を積極的に示すことで、そのためには大がかりな事業をする必要はなく、小規模館にもできることはたくさんあると指摘している。また徳島県立近代美術館では、職員・学芸員の間で発想やマインドを共有していくことが非常に大事であること、障害者の接遇についても、ルールを作るより、学芸員同士で話し合い、取り入れられるものを取り入れていくことが重要としている。

３．調査研究チームによる考察

（１）障害者文化芸術推進法の普及啓発と地域における推進体制構築の重要性

○ 今回のアンケート調査の結果では、各施設の事業担当者が法律・計画を認知している比率は半数に届かない一方で、認知している担当者がいる美術館等では、実際の来場促進についての取組や障害者向け事業の実施の比率が比較的、高い状況にある。

○ また、美術館等のヒアリング調査では、施設での障害者向け事業実施の契機として、当該地域の自治体の障害者の文化芸術活動についての方針や実績と関係している事例が見られた。

○ 自治体において、法律に基づく地域計画等を策定するなど推進体制を作るよう促していくことで、当該地域の美術館等での法律や計画の認知が広まるとともに、実際の取組が進んでいく可能性がある。

○ このため、自治体や美術館等に対して、法律の普及啓発施策（ツールの開発や頒布、オンラインも含む説明会イベント開催など）を積極的に推進していくことが重要である。

（２）人材育成や障害者団体などとの連携促進に重点を置いたサポート体制の強化

○ 来館促進についての取組としては、バリアフリー法を踏まえた、施設のハード面での整備が進んでおり、音声ガイド・ルビ等（ただし、ガイドやルビ等には必ずしも障害者の利用を想定していないものも含まれることには留意が必要）の展示等に取り組む施設は一定割合あるが、その他の取組の実施率は低い。

○ 研修・障害者からの意見聞き取りなどの実施施設は5割に届かず、福祉について知識や経験のある職員がいる比率も少ない。研修や障害者からの意見聴き取りは、障害者差別解消法や障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法への対応においても重要な点であり、こうした取組を更に促す工夫が必要である。

また、障害者事業を実施する際の連携先についても6割弱がないと回答しており、連携ニーズをもつ美術館等へのマッチング支援を行うことも考えられる。

○ 「好事例・ノウハウ」「研修」「補助金」「専門家や支援団体、相談窓口等」に関する支援事業自体の充実に加えて、美術館等が適切なサポートを受け取れる工夫を進めていくことが必要である。

具体的には、

- 「好事例・ノウハウ」については、自館と同じ文化芸術ジャンル、同じような規模（特に小規模）の事例で、全体のプロセスや経費内訳・補助金申請の方法、細かな展示上の工夫などの内容面について細かく掲載されたものがほしい
- 「補助金」については、実際の事業で必要となる画材や額装・展示・運搬にかかる費用、貸切バス代やウェブサイト制作費などがほしい
- 「専門家や支援団体、相談窓口等」については、現場に入ってアドバイスして欲しい、それぞれの地域の障害者団体や関係者とのつながりを作ってほしい

といった回答が寄せられており、こうした声を踏まえた事業設計や情報提供を行っていくことが重要である。

○ 各地域において、障害者の文化芸術推進に関わる人々が、オンラインも含めて知り合い、それぞれ

の取組について、意見を聴き、協力しあえるような関係性を広くつくる基盤が必要である。例えば、

- 互いの事業を知り合う地域単位や全国単位での事業報告会の実施
- 同じ立場同士の関係者の交流の場ともなる合同研修会といったネットワークの契機となる場の提供
- 情報を共有し合える SNS やウェブ上での資料アーカイブといった取組
- 協働での事業の企画・実施を促すような補助金制度の設計

といった取組が考えられる。

（3）共生社会進展に向けた姿勢・考え方の普及

○ アンケートの自由回答や美術館等へのヒアリングの事例では、「大きな予算をかけることを前提にせず、まずは障害者に寄り添う姿勢から始めればよい」「特定のガイドラインに従う必要はなく、学芸員同士が話し合い、柔軟にできることをやっていけばよい」「こうした考え方は、障害者に限定されるものではなく、高齢者などの他の困りごとをもっている人に対しても同じである」「そもそも展示を、単なるモノの陳列ではなく、鑑賞する人にいかに届けていくかという活動であると捉え直すのであれば、美術館等の全ての活動の原点に当たるものに他ならない」「自分の施設単独でできることは少ないので施設の外の人間と協働することに慣れるべき」等の様々な意見があり、こうした考え方も含めて、合理的配慮の提供の在り方について関係者間で対話を行いながら考えていく必要がある。

○ こうした柔軟な個別対応調整である合理的配慮の提供に関する取組と、施設自体の環境改善やバリアフリー化といった「環境整備」とは両輪で進められる必要があることに留意する必要がある。

○ 限りのある資源の中で、障害者と共にその文化芸術活動を支援していくためには、柔軟な発想、広い間口からの試行錯誤が必要である。美術館等の支援にあたっては、「環境整備」に関する支援の在り方とあわせて、個別具体的な知識やノウハウだけではなく、障害者による文化芸術活動を推進する意義や考え方・姿勢について、研修の充実やネットワークの構築を通じて広げていく方策についても検討していく必要がある。

資料編

障害者による文化芸術活動の推進に関するアンケート調査

このアンケート調査は、**「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」及び「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（基本計画）」等に基づく関連施策の企画・推進に係る基礎資料とするため、**全国の美術館等における取組状況についてお伺いするものです。

文化庁では、第１期の基本計画期間（令和元年度～４年度）、令和元年度に実施した前回調査の結果も踏まえつつ、

- 鑑賞や創造、発表の機会の拡大等に係る先進的な取組や支援人材の育成、アクセス改善・鑑賞サポート等に係る取組への支援を行う「障害者等による文化芸術活動推進事業」（令和元年度～）
- アートを通じて共生や文化の多様性について関心を深めるための取組である、「ここから展」（平成 28 年度～令和元年度）、「CONNECT ⇄__（コネクト）」（令和２年度～）
- 地域の課題解決等に取り組む先進的な取組を支援するなかで、あらゆる者が参加できるプログラム及び学校教育や地域の文化施設等との連携によるアウトリーチ活動・人材育成等の取組への支援を行う「地域と共働した博物館創造活動支援事業」（平成 30 年度～令和３年度）、「Innovate MUSEUM 事業」（令和４年度～）
- 障害者による文化芸術活動に配慮できる人材の養成・確保のための内容を含む「ミュージアム・マネジメント研修」や「ミュージアム・エデュケーション研修」（～令和３年度）

など、様々な施策を推進してきたところです。

この間、障害者による文化芸術活動は、オリンピック・パラリンピック東京大会の開催も追い風となり、多様な主体の積極的な参加により、各地域において様々な形で広がりを見せました。一方で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、文化芸術を鑑賞したことがある障害者の割合が減少するなど、大きな影響を受けました。

第２期の基本計画では、計画期間（令和５年度～９年度）において、文化施設及び福祉施設等をはじめとした関係団体・機関等の連携等による、障害者が文化芸術に親しみ、参加する機会等の充実を目指すこととしており、こうした取組を進めることは、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」による合理的配慮の提供の義務付け（令和３年改正）や、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」（令和４年施行）の趣旨にも適うものです。

文化庁では、本調査の結果も踏まえつつ、更なる施策の推進に取り組んでまいります。お忙しいところ誠に恐縮ですが、本調査の趣旨を御理解いただき、御協力くださいますようお願いいたします。

なお、回答結果は統計的に処理し、自由記述の結果を公表する場合でも、施設名や回答者のお名前が特定されることはありません。ただし、**回答結果に基づき、後日、貴施設における取組のより具体的な内容について御教示いただくためのヒアリングをお願いする場合があります。**

また、**別紙に、障害者による文化芸術活動の推進に関連する資料等をまとめました。職員の皆様への周知等に御活用ください。**

回答者

施設名 _____

施設所在地 _____

（問い合わせ先）

氏名 _____

所属 _____

電話番号 _____

メールアドレス _____

基本情報

以下の項目についてお答えください。（それぞれの項目ごとに１つに○）

① 種別

1．登録博物館　2．指定施設　3．博物館類似施設

② 館種別

1．総合博物館　2．美術博物館　3．歴史博物館　4．科学博物館（自然史・理工）

③ 設置者種別

1．国（独立行政法人）　2．都道府県　3．政令指定都市・特別区
4．市町村（3.以外）　5．広域連合・行政組合
6．民間非営利法人（社団、財団、NPO 法人、学校法人他）　7．民間企業
8．個人　9．その他（　　）

補問③-1 【上記で 2.~5.に○を付けた地方公共団体施設のみ】運営形態についてお答えください。

1．地方公共団体の直営（2.を除く）　2．地方独立行政法人　3．指定管理者
4．その他（　　）

④ 全体職員数（非正規や委託など雇用の形態は問いません）

1．～20 人　2. 21～40 人　3. 41～60 人　4. 61 人以上

1 政策について

問 1-1 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律※1について、障害者が利用・参加しやすくなる事業・取組を担当する職員の方は認知していますか。（○は１つ）

1．認知している
2．認知していない・わからない

※1 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律：文化芸術基本法及び障害者基本法の基本的な理念にのっとり、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進。文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図る。

問 1-2 障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画[※2]について、障害者が利用・参加しやすくなる事業・取組を担当する職員の方は認知していますか。（○は１つ）

1. 認知している
2. 認知していない・わからない

※2 障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画：施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、法律に基づき、障害者基本法及び文化芸術基本法の理念や方針を踏まえ策定。第２期の計画期間（令和 5～9 年度）の目標の一つに、文化施設及び福祉施設等をはじめとした関係団体・機関等の連携等による、障害者が文化芸術に親しみ、参加する機会等の充実を記載。

2 施設の対応について

問 2-1 今までに実施した、障害者が施設を円滑に利用できるようにするための取組をお答えください。（研修の実施状況については問 2-2 で質問します。○はいくつでも。ただし、8 に○を付けた場合は、8 以外には回答しないでください）

1. 施設設備（障害者等用駐車場、バリアフリートイレ（多機能トイレ、多目的トイレ）、点字誘導ブロック、スロープ等）がある
2. 施設案内表示（ピクトグラムの活用、表示の色の組み合わせ、案内文のルビ等）をしている
3. 施設内での機器、支援用具（磁気誘導ループ、筆談ボード等）を用意している
4. 展示に関しての配慮（音声ガイド、字幕、車いすの導線確保、資料へのルビ等）をしている
5. 施設ホームページ等で、障害者が施設を利用する前に知りたい情報について発信している
6. 障害者に対する対応・接遇等についての施設としての考え方やガイドライン等を持っている
7. その他（ ）
8. 実施していない

補問 2-1-① 上記で○をした取組のうち、現在は実施していない取組があれば番号を記入してください。
（ ）

問 2-2 障害についての理解等に係る職員の研修を行っていますか。（○はいくつでも。ただし、7 に○を付けた場合は、7 以外には回答しないでください）

1. 障害についての理解、障害者の権利に関する研修を行っている
2. 法律、制度に関する研修を行っている
3. 障害者への対応・接遇についての研修を行っている
4. 事業の企画・実施に関する研修を行っている
5. 他団体・施設の研修に職員を派遣している

6. その他（ ）
7. 行っていない

補問 2-2-① 【問 2-2 で 1.～6.に○を付けた方のみ】利用した具体的な研修プログラム名や当該研修の実施主体についてお書きください。

問 2-3 施設の利用や事業の企画・運営等について障害者から意見を聴いたことがありますか。（○はいくつでも。ただし、6 に○を付けた場合は、6 以外には回答しないでください）

1. 障害者を対象にアンケートを実施
2. 障害者や障害者団体・施設等と懇談やヒアリング、意見交換を行う場を設定
3. 運営委員会等に障害者が構成員として参加
4. 疑問に思ったことを随時、普段つながりのある障害者に相談
5. その他（ ）
6. 何もしていない・わからない

問 2-4 職員の中に福祉について知識や経験のある職員はいますか。（○はいくつでも。ただし、7 に○を付けた場合は、7 以外には回答しないでください）

1. 介護職員初任者研修の取得やサービス介護士、社会福祉士、精神保健福祉士などの資格（公的、民間を問わず）を持つ職員がいる
2. 大学、専門学校などで福祉を専攻していた職員がいる
3. 福祉関連事業所、地方公共団体等の福祉関連部署に勤務していた職員がいる
4. 福祉に関連する活動、ボランティアなどを行っている職員がいる
5. 障害者福祉や障害者の文化芸術活動に関連する研究を行っている職員がいる
6. その他（ ）
7. いない・わからない

3 主に障害者を対象とした事業の取組状況

※ 本調査でいう「主に障害者を対象とした事業」とは、障害についての理解を促進することや、障害者が利用・参加しやすくなることなどに係る事業を指します。

問 3-1 2022 年度までに主に障害者を対象とした事業を実施したことがありますか。（○は１つ）（事業の具体的な内容は、補問 3-1-①を参照してください）

1. 2019 年度から 2022 年度の間[※3]に実施したことがある →補問 3-1-①
   ※3 2019 年度から 2022 年度は、「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（第１期）」の計画期間。
2. 2019 年度から 2022 年度の間は実施していないが、2018 年度以前に実施したことがある →補問 3-1-①
3. 2022 年度までに実施したことはない →補問 3-1-②

補問 3-1-① 【問 3-1 で 1.または 2.に○を付けた方のみ】実施した主に障害者を対象とした事業の内容にあてはまるものを選択してください。（○はいくつでも）

1-1. 障害者の鑑賞機会の拡大等に向けた常設展における展示内容等に係る見直し・工夫※4

1-2. 障害者の鑑賞機会の拡大等に向けた企画展等の開催

1-3. 障害者の鑑賞機会の拡大等に向けた施設外での教育普及活動（アウトリーチ活動、巡回展示、移動博物館など）※5

2-1. 障害者の創造機会の拡大等に向けた施設内での教育普及活動（施設内でのワークショップ、体験会など）

2-2. 障害者の創造機会の拡大等に向けた施設外での教育普及活動（アウトリーチ活動）※5

3. 障害者の発表機会の確保に向けた作品の展示活動（※美術館のみ選択可）

4. 障害のあるアーティストの作品収蔵（コミッション・ワーク※6含む）（※美術館のみ選択可）

5. 障害者による文化芸術を通じた交流活動

6. その他（ ）

※4 展示に伴うレクチャーの実施や団体での鑑賞など、展示に関わる各種の活動も含む。

※5 オンラインで実施したものを含む。

※6「コミッション・ワーク」とは、設置される場所や環境など様々な条件をもとにして、その場にあった形で委託制作されたアートワークなどを指す。

補問 3-1-② 【問 3-1 で 3.に○を付けた方のみ】主に障害者を対象とした事業を実施していない理由をお聞かせください。

問 3-2 主に障害者を対象とした事業をするためにはどのようなサポートに関する情報が必要ですか。（○はいくつでも）

1. 職員が、事業についてのスキル（ノウハウや情報を含む）を身に付けるための研修等
2. 事業の企画や実施に必要な知識や経験を持った専門家や支援団体、相談窓口等
3. 事業の実施等に活用可能な補助金
4. 他の施設等における好事例・ノウハウ
5. その他（ ）

→上記 1.～5.で選択したサポートの具体的な内容についてお書きください。

問 3-3 主に障害者を対象とした事業を実施するに当たり、連携している他の施設・機関はありますか。（○はいくつでも。ただし、12 に○を付けた場合は、12 以外には回答しないでください）また、連携内容を選んでください。

1. 地方公共団体の文化芸術担当部署
ア. 事業企画 イ. 広報、参加者の募集 ウ. 事前の準備・運営 エ. 講師・アーティストの派遣
オ. 会場の提供 カ. 資金補助・寄付 キ. その他（ ）

2. 地方公共団体の福祉担当部署
ア. 事業企画 イ. 広報、参加者の募集 ウ. 事前の準備・運営 エ. 講師・アーティストの派遣
オ. 会場の提供 カ. 資金補助・寄付 キ. その他（ ）

3. 他の文化施設
ア. 事業企画 イ. 広報、参加者の募集 ウ. 事前の準備・運営 エ. 講師・アーティストの派遣
オ. 会場の提供 カ. 資金補助・寄付 キ. その他（ ）

4. 福祉施設（障害福祉サービス事業所等）
ア. 事業企画 イ. 広報、参加者の募集 ウ. 事前の準備・運営 エ. 講師・アーティストの派遣
オ. 会場の提供 カ. 資金補助・寄付 キ. その他（ ）

5. 大学・専門教育機関
ア. 事業企画 イ. 広報、参加者の募集 ウ. 事前の準備・運営 エ. 講師・アーティストの派遣
オ. 会場の提供 カ. 資金補助・寄付 キ. その他（ ）

6. 特別支援学校・学級・教育委員会
ア. 事業企画 イ. 広報、参加者の募集 ウ. 事前の準備・運営 エ. 講師・アーティストの派遣
オ. 会場の提供 カ. 資金補助・寄付 キ. その他（ ）

7. 地域の住民団体（自治会、子供会など）
ア. 事業企画 イ. 広報、参加者の募集 ウ. 事前の準備・運営 エ. 講師・アーティストの派遣
オ. 会場の提供 カ. 資金補助・寄付 キ. その他（ ）

8. 住民団体以外の非営利活動法人、団体（社会福祉協議会、社団、財団、NPO、任意団体など）
ア. 事業企画 イ. 広報、参加者の募集 ウ. 事前の準備・運営 エ. 講師・アーティストの派遣
オ. 会場の提供 カ. 資金補助・寄付 キ. その他（ ）

9. 民間企業
ア. 事業企画 イ. 広報、参加者の募集 ウ. 事前の準備・運営 エ. 講師・アーティストの派遣
オ. 会場の提供 カ. 資金補助・寄付 キ. その他（ ）

10. 障害者芸術文化活動支援センター※7
ア. 事業企画 イ. 広報、参加者の募集 ウ. 事前の準備・運営 エ. 講師・アーティストの派遣
オ. 会場の提供 カ. 資金補助・寄付 キ. その他（ ）

11. その他（ ）
ア. 事業企画 イ. 広報、参加者の募集 ウ. 事前の準備・運営 エ. 講師・アーティストの派遣
オ. 会場の提供 カ. 資金補助・寄付 キ. その他（ ）

12. 連携している組織・機関はない

※7 厚生労働省「障害者芸術文化活動普及支援事業」として、地域における障害者の自立と社会参加の促進を図るため、全国に設置され、相談支援、機会創出、人材育成、情報発信等に取り組んでいる。

問 3-4　2019 年度から 2022 年度の間に実施した主に障害者を対象とした事業のうち、代表的な事業について具体的な内容（詳細）を御記入ください。（最大３事業まで）

【事業（１）】

① 事業名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

② 分類（〇はいくつでも）

1-1. 障害者の鑑賞機会の拡大等に向けた常設展における展示内容等に係る見直し・工夫※4

1-2. 障害者の鑑賞機会の拡大等に向けた企画展等の開催

1-3. 障害者の鑑賞機会の拡大等に向けた施設外での教育普及活動（アウトリーチ活動）※5

2-1. 障害者の創造機会の拡大等に向けた施設内での教育普及活動（施設内でのワークショップ、体験会など）

2-2. 障害者の創造機会の拡大等に向けた施設外での教育普及活動（アウトリーチ活動）※5

3. 障害者の発表機会の確保に向けた作品の展示活動（※美術館のみ選択可）

4. 障害のあるアーティストの作品収蔵（コミッション・ワーク※6 含む）（※美術館のみ選択可）

5. 障害者による文化芸術を通じた交流活動

※4 展示に伴うレクチャーの実施や団体での鑑賞など、展示に関わる各種の活動も含む。

※5 オンラインで実施したものを含む。

※6 「コミッション・ワーク」とは、設置される場所や環境など様々な条件をもとにして、その場にあった形で委託制作されたアートワークなどを指す。

③ 主な対象（〇は１つ）

1. 障害のある人・ない人の両方

2. 障害のある人

3. その他（　　）

④ 対象とする障害種別（〇はいくつでも）

1. 身体障害(肢体不自由)　　2. 身体障害(視覚障害)

3. ろう者・難聴者・中途失聴者　　4. 身体障害(内部障害その他)

5. 知的障害　　6. 精神障害

7. 発達障害（学習障害を含む）　　8. その他（　　）

⑤ 実施場所（〇はいくつでも）

1. 施設内

2. アウトリーチ（実施先）

2-1. 特別支援学校（盲学校・聾学校・養護学校等）

2-2. 障害者福祉施設

2-3. 病院、診療所

2-4. 高齢者福祉施設

2-5. その他（　　）

⑥ 実施年度（〇はいくつでも）

1. 2019 年度　　2. 2020 年度　　3. 2021 年度　　4. 2022 年度

⑦ 事業概要（以下ⅰ～ⅳを含めて具体的にお書きください）

ⅰ）事業を企画・実施したきっかけや目的・期待した成果

ⅱ）ⅰを実現するための事業の実施方法に関する工夫・特徴（障害特性に対応した情報保障※8 やデジタル技術の活用等を含む）

ⅲ）外部機関との連携がある場合は、その名称と連携に至った経緯・内容

ⅳ）事業を実施した際の課題（できれば具体的に）

※8 「情報保障」とは、情報をやりとりする際、単一の方法では特定の障害のある人が情報を利用できないことがあるので、可能な限り複数の方法を用意して情報を伝達する手段を確保することを指す。

【事業（２）】

① 事業名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

② 分類（〇はいくつでも）

1-1. 障害者の鑑賞機会の拡大等に向けた常設展における展示内容等に係る見直し・工夫※4

1-2. 障害者の鑑賞機会の拡大等に向けた企画展等の開催

1-3. 障害者の鑑賞機会の拡大等に向けた施設外での教育普及活動（アウトリーチ活動）※5

2-1. 障害者の創造機会の拡大等に向けた施設内での教育普及活動（施設内でのワークショップ、体験会など）

2-2. 障害者の創造機会の拡大等に向けた施設外での教育普及活動（アウトリーチ活動）※5

3. 障害者の発表機会の確保に向けた作品の展示活動（※美術館のみ選択可）

4. 障害のあるアーティストの作品収蔵（コミッション・ワーク※6 含む）（※美術館のみ選択可）

5. 障害者による文化芸術を通じた交流活動

※4 展示に伴うレクチャーの実施や団体での鑑賞など、展示に関わる各種の活動も含む。

※5 オンラインで実施したものを含む。

※6「コミッション・ワーク」とは、設置される場所や環境など様々な条件をもとにして、その場にあった形で委託制作されたアートワークなどを指す。

③ 主な対象（○は１つ）

1. 障害のある人・ない人の両方
2. 障害のある人
3. その他（　　）

④ 対象とする障害種別（○はいくつでも）

1. 身体障害(肢体不自由)　2. 身体障害(視覚障害)
3. ろう者・難聴者・中途失聴者　4. 身体障害(内部障害その他)
5. 知的障害　6. 精神障害
7. 発達障害（学習障害を含む）　8. その他（　　）

⑤ 実施場所（○はいくつでも）

1. 施設内
2. アウトリーチ（実施先）
   - 2-1. 特別支援学校（盲学校・聾学校・養護学校等）
   - 2-2. 障害者福祉施設
   - 2-3. 病院、診療所
   - 2-4. 高齢者福祉施設
   - 2-5. その他（　　）

⑥ 実施年度（○はいくつでも）

1. 2019 年度　2. 2020 年度　3. 2021 年度　4. 2022 年度

⑦ 事業概要（以下ⅰ～ⅳを含めて具体的にお書きください）

ⅰ）事業を企画・実施したきっかけや目的・期待した成果

ⅱ）ⅰを実現するための事業の実施方法に関する工夫・特徴（障害特性に対応した情報保障※8やデジタル技術の活用等を含む）

ⅲ）外部機関との連携がある場合は、その名称と連携に至った経緯・内容

ⅳ）事業を実施した際の課題（できれば具体的に）

※8「情報保障」とは、情報をやりとりする際、単一の方法では特定の障害のある人が情報を利用できないことがあるので、可能な限り複数の方法を用意して情報を伝達する手段を確保することを指す。

【事業（３）】

① 事業名称　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

② 分類（○はいくつでも）

- 1-1. 障害者の鑑賞機会の拡大等に向けた常設展における展示内容等に係る見直し・工夫※4
- 1-2. 障害者の鑑賞機会の拡大等に向けた企画展等の開催
- 1-3. 障害者の鑑賞機会の拡大等に向けた施設外での教育普及活動（アウトリーチ活動）※5
- 2-1. 障害者の創造機会の拡大等に向けた施設内での教育普及活動（施設内でのワークショップ、体験会など）
- 2-2. 障害者の創造機会の拡大等に向けた施設外での教育普及活動（アウトリーチ活動）※5
- 3. 障害者の発表機会の確保に向けた作品の展示活動（※美術館のみ選択可）
- 4. 障害のあるアーティストの作品収蔵（コミッション・ワーク※6含む）（※美術館のみ選択可）
- 5. 障害者による文化芸術を通じた交流活動

※4 展示に伴うレクチャーの実施や団体での鑑賞など、展示に関わる各種の活動も含む。

※5 オンラインで実施したものを含む。

※6「コミッション・ワーク」とは、設置される場所や環境など様々な条件をもとにして、その場にあった形で委託制作されたアートワークなどを指す。

③ 主な対象（○は１つ）

1. 障害のある人・ない人の両方
2. 障害のある人
3. その他（　　）

④ 対象とする障害種別（○はいくつでも）

1. 身体障害(肢体不自由)　2. 身体障害(視覚障害)
3. ろう者・難聴者・中途失聴者　4. 身体障害(内部障害その他)
5. 知的障害　6. 精神障害
7. 発達障害（学習障害を含む）　8. その他（　　）

⑤ 実施場所（○はいくつでも）

1. 施設内
2. アウトリーチ（実施先）
   - 2-1. 特別支援学校（盲学校・聾学校・養護学校等）
   - 2-2. 障害者福祉施設

2-3. 病院、診療所

2-4. 高齢者福祉施設

2-5. その他（　　）

⑥ 実施年度（○はいくつでも）

1. 2019 年度　2. 2020 年度　3. 2021 年度　4. 2022 年度

⑦ 事業概要（以下ⅰ～ⅳを含めて具体的にお書きください）

ⅰ）事業を企画・実施したきっかけや目的・期待した成果

ⅱ）ⅰを実現するための事業の実施方法に関する工夫・特徴（障害特性に対応した情報保障※8やデジタル技術の活用等を含む）

ⅲ）外部機関との連携がある場合は、その名称と連携に至った経緯・内容

ⅳ）事業を実施した際の課題（できれば具体的に）

※8「情報保障」とは、情報をやりとりする際、単一の方法では特定の障害のある人が情報を利用できないことがあるので、可能な限り複数の方法を用意して情報を伝達する手段を確保することを指す。

問 3-5 その他、障害者による文化芸術活動の推進や、他の共生社会に向けた取組について、御意見・御提案などがあれば、御自由にお書きください。（任意）

御協力ありがとうございました。

令和 5 年度
障害者による文化芸術活動の推進に向けた全国の美術館等における実態調査
報告書

発行日令和 6 年 3 月 31 日
委託　文化庁参事官（生活文化創造担当）
〒602-8959
京都府京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町 85-4
受託　株式会社文化科学研究所
〒151-0053
東京都渋谷区代々木 1-43-7 光ビル 4 階